

令和3年度 第1回三重県道路インフラメンテナンス協議会

概要

- 令和3年度第1回協議会を開催し、①規約改定の承認、②事務局からの情報提供、③道路メンテナンス事業補助制度における優先支援、④最近の損傷事案について確認されました。
- 引き続き実施された意見交換会では、①R3道路メンテナンス会議実施方針、②個別施設計画（長寿命化修繕計画）、③損傷マップの今後の取扱いについて確認されるとともに、県別テーマである「橋梁点検時における追加施設（水道・電線等）の共同点検」及び「点検における新技術活用時の課題（普及促進に向けて）」について活発な意見交換が行われました。
- 協議会独自活動の令和2年度活動結果、3年度の活動予定及び専門部門活動の確認が行われるとともに、中部道路メンテナンスセンターより自治体橋梁によく見られる損傷と点検の留意点等について情報提供が行われました。

開催日時・場所等

- 日 時：令和3年7月28日（水） 14:00～15:30
- 場 所：WEB会議（三重河川国道会議室等）
- 参加者：中部地方整備局、三重県、市町（28市町） 中日本高速道路(株)、三重県建設技術センター

会議状況



令和3年度 第1回

三重県道路インフラメンテナンス協議会

日 時:令和3年7月28日(水)14:00～

【Web 会議】

議 事 次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

(1) 規約改正

資料0

(2) 事務局から情報提供

資料1～19

(3) 道路メンテナンス事業補助制度における優先支援について

資料20

(4) 最近の損傷事案について

資料21

～ (休 憩) ～

4. 意見交換

5. 閉会

(空白ページ)

目 次

規約改正	資料0	3
令和3年度道路関係予算概要(抜粋)	資料1	9
道路メンテナンス事業補助制度(改正)	資料2-1	27
道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援	資料2-2	29
個別施設計画の策定	資料3-1	30
長寿命化修繕計画における短期的な数値目標の記載事例	資料3-2	31
公共施設等適正管理推進事業債の概要	資料4	32
直轄診断・修繕代行	資料5	33
道路事業における地域一括発注の取組	資料6	35
橋梁の塗装はぎ取り工事の工法選定	資料7-1	36
土木構造物用塗膜剥離剤技術の試験結果等	資料7-2	43
橋梁・耐震補強の進め方	資料8	53
舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底	資料9	58
令和2年度点検・診断(道路分野)における国土交通省登録資格	資料10	59
平成29年度決算検査報告に関する説明会資料 (路面化空洞調査における占用企業の費用負担)	資料11	97
コンクリート舗装の利用促進の取り組み	資料12	99
定期点検要領の改正(H31.2.28)	資料13	102

点検受注者の知識や技能の確認について	資料14	111
定期点検に係る法令及び関係資料の位置付け（点検支援技術性能カタログ）	資料15	113
トンネル定期点検に関する留意事項	資料16	117
道路橋の点検・修繕に係る研修	資料17	129
「防災・減災・国土強靱化に向けた5か年対策プログラム」 における道路メンテナンス事業について	資料18	130
舗装の点検結果	資料19-1	132
これからの舗装マネジメント	資料19-2	135
舗装点検要領の制定	資料19-3	138
「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」	資料19-4	146
道路メンテナンス事業補助制度における優先支援の実施	資料20-1	151
地方自治体に向けた維持管理への新技術導入の手引き（案）	資料20-2	156
最近の損傷事例	資料21	160

三重県道路インフラメンテナンス協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検、修繕計画等の把握・調整・発注支援に関すること。
- (3) 道路インフラの損傷事例や技術基準等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、三重県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 協議会には、会長及び副会長を置くものとし会長は国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長、副会長は三重県県土整備部道路管理課長及び中日本高速道路会社名古屋支社津保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 協議会の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができる。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の参加を求めることができる。
6. 協議会には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の代表者等からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
7. 協議会に、道路インフラ等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所の道路管理第二課に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 協議会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 協議会における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、協議会の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第6条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第二課、三重県県土整備部道路管理課、道路建設課及び中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・サービスセンター工務企画担当課が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本協議会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

2. 協議会の運営に関する事項は運営細則で定める。また運営細則の改正等は規約第7条に準じる。

(附則)

本規約は、平成26年3月18日から施行する。

本規約は、平成26年6月19日から施行する。

本規約は、平成28年1月15日から施行する。

本規約は、平成28年7月12日から施行する。

本規約は、平成29年1月31日から施行する。

本規約は、平成29年7月18日から施行する。

本規約は、平成30年10月26日から施行する。

本規約は、令和元年10月29日から施行する。

本規約は、令和2年12月1日から施行する。

本規約は、令和3年 月 日から施行する。

別表－ 1

三重県道路インフラメンテナンス協議会 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中部地方整備局	三重河川国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	北勢国道事務所長
	〃	紀勢国道事務所長
	〃	中部道路メンテナンスセンター長
副会長	三重県県土整備部	道路管理課長
	〃	道路建設課長
副会長	中日本高速道路株式会社名古屋支社	津保全・サービスセンター所長
	〃	桑名保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	桑名市	都市整備部長
	いなべ市	建設部長
	木曾岬町	建設課長
	東員町	建設課長
	四日市市	都市整備部長
	菰野町	都市整備課長
	朝日町	産業建設課長
	川越町	産業建設課長
	鈴鹿市	土木部長
	亀山市	産業建設部長
	津市	建設部長

	所 属	役 職
	松阪市	建設部長
	多気町	建設課長
	明和町	建設課長
	大台町	建設課長
	伊勢市	都市整備部長
	玉城町	建設課長
	大紀町	建設課長
	南伊勢町	建設課長
	度会町	建設水道課長
	鳥羽市	建設課長
	志摩市	建設部長
	伊賀市	建設部長
	名張市	維持管理室長
	尾鷲市	建設課長
	紀北町	建設課長
	熊野市	建設課長
	御浜町	建設課長
	紀宝町	基盤整備課長
	公益財団法人三重県建設技術センター	研修・調査部長
事務局：国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所道路管理第二課		
三重県県土整備部 道路管理課・道路建設課		
中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター工務企画担当課		

別表－２

三重県道路インフラメンテナンス協議会 幹事会 名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中部地方整備局	三重河川国道事務所副所長
	〃	道路部 道路構造保全官
	〃	道路部 地域道路課課長補佐
	〃	北勢国道事務所 副所長
	〃	紀勢国道事務所 副所長
	〃	中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
副幹事長	三重県県土整備部	道路管理課 道路維持班長
	〃	道路建設課 橋りょう・市町道班長
副幹事長	中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター	工務担当課長
	〃 桑名保全・サービスセンター	工務担当課長
	〃	保全・サービス事業部企画統括課 課長代理
	桑名市	土木課長
	いなべ市	建設課長
	木曾岬町	建設課長
	東員町	建設課長
	四日市市	道路建設課長
	菰野町	都市整備課長
	朝日町	産業建設課長
	川越町	産業建設課長
	鈴鹿市	道路保全課長
	亀山市	土木課長

	所 属	役 職
	津市	建設整備課長
	松阪市	建設保全担当参事 土木課長
	//	土木課長
	多気町	建設課長
	明和町	建設課長
	大台町	建設課長
	伊勢市	維持課長
	玉城町	建設課長
	大紀町	建設課長
	南伊勢町	建設課長
	度会町	建設水道課長
	鳥羽市	建設課長
	志摩市	建設整備課長
	伊賀市	道路河川課長
	名張市	維持担当室長
	尾鷲市	建設課長
	紀北町	建設課長
	熊野市	建設課長
	御浜町	建設課長
	紀宝町	基盤整備課長
	公益財団法人三重県建設技術センター	研修・調査部 次長 調査・管理課長
事務局：国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所道路管理第二課		
三重県県土整備部 道路管理課・道路建設課		
中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター工務企画担当課		

令和3年度
道路関係予算概要

令和3年1月

国土交通省道路局
国土交通省都市局

I はじめに ～道路の機能と目指すべき社会像～

1. 道路の機能

(1) 人・地域をつなぐ

道路は、人や地域を相互につなぎ、人・モノ・情報の移動を支援します。

通勤、通学、買い物等の日常生活の移動や、レジャーや観光など広域的な人の移動を支えます。また、食料品や日用品などの生活物資、農林水産品や工業製品などのモノの輸送を支えます。さらに、道路に敷設された光ファイバー等は多量の情報を運びます。

災害時においては、救急救命、救援物資の運搬を支える、人々の命とくらしを守る生命線としての役割も担っています。コロナ禍では、人の移動は激減しましたが、国民のステイホームを支えたのはモノと情報の流れでした。

これら人・モノ・情報の移動により、地域・まちがつながって、国民生活や経済活動が営まれます。

平時・災害時を問わず安定した人・モノ・情報の移動を確保するために、近年の技術革新も踏まえ、道路の更なる機能向上が求められています。

- 旅客輸送(人)の自動車分担率¹: 約77%
(うち100km未満の国内旅客輸送(人)の自動車分担率 約96%)
- 貨物輸送(トン)の自動車分担率²: 約84%
(うち100km以下の貨物輸送(トン)における自動車分担率: 約94%)
- 品目別のトラック輸送分担率²:
野菜・果物 約96% 水産品 約99% 衣服・身の回り品 約99%
- コロナ禍における高速道路の交通状況³:
小型車は最大8割減、大型車は最大2割減(前年比)

(2) 地域・まちを創る

道路は、地域・まちの骨格をつくり、環境・景観を形成し、日々の暮らしや経済活動等を支える環境を創出します。

地域・まちの中の人・モノの流れを整流化し、人々が滞在し交流する賑わいの場や電気・ガス・水道・光ファイバー等のライフラインの収容場所としても活用されます。また、災害時においては、避難場所等としての役割も担います。

かつて道路は人々のコミュニケーションを育む場でしたが、モータリゼーションの進展によりその機能が失われつつあります。空間の利活用のニーズも変化してきており、より一層魅力的な地域・まちを創造するため、地域の創意工夫で道路を柔軟に利活用することが求められています。

- 国土に占める道路面積⁴: 約110万ha (国土面積の約3%、秋田県の面積相当)
- ライフラインの道路占用割合⁵:
電気管路 100% 通信管路 約96% ガス 約91% 上下水道 100% 地下鉄 約77%
- コロナ禍における沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和⁶:
全国、約420の自治体で基準緩和の措置、約240箇所を取組を実施(令和2年9月1日時点)

[出典] 1:国土交通省「第6回全国幹線旅客純流動調査」2015年

4:道路面積:国土交通省「道路統計年報2019」

2:国土交通省「第10回全国貨物純流動調査」2015年

国土面積、秋田県面積:国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」

3、5、6:国土交通省道路局調べ

2. 目指すべき社会像

道路が持つ“人・地域をつなぐ”ネットワークとしての機能と“地域・まちを創る”空間としての機能を最大限活かし、国民のくらしや経済をしっかりと支えていく必要があります。他の交通手段とも連携しつつ、世界一安全（Safe）、スマート（Smart）、持続可能（Sustainable）な道路交通システムを構築し、下記の社会の実現を目指します。

（1）災害脆弱性とインフラ老朽化を克服した安全・安心な社会

自然災害は、国や地域の成長軌道を一瞬にして破壊する力を持ち、日本が持続的な成長を目指す上での最大の課題であると言っても過言ではありません。

近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえて、災害時に「被災する道路」から「救援する強靱道路」として強靱で信頼性の高い国土幹線道路ネットワークを構築するとともに、急速に進展するインフラ老朽化を克服し、良好なインフラを次世代につなぐことで、誰もが安全に安心して暮らせる社会を目指します。

（2）人・モノ・情報が行き交うことで活力を生み出す社会

社会の持続可能性を高めるためには、生産性の向上による経済成長が必要不可欠です。経済成長を支える人・モノ・情報の移動を安全で円滑に行うことが出来るよう、高規格道路をはじめとする国土幹線道路ネットワークや拠点を構築するとともに、新たな技術も活用しつつ道路の機能を進化させ、人・モノ・情報が国土全体を行き交う活力あふれる社会を目指します。

（3）持続可能で賑わいのある地域・まちを創出する社会

今後、都市・中山間地域問わず人口が減少していく中で、高齢者、子供、障がい者を含む全ての人の生活・生業が持続可能で、かつ人々が誇りを持って暮らせる地域・まちを創出する必要があります。環状道路等の幹線道路ネットワークの進展により生まれる都市内の空間のゆとりを有効に活用することで、地域がそれぞれの工夫により、良好な環境や景観等を備えた、持続可能で賑わいのある地域・まちを創出する社会を目指します。

（4）時代の潮流に適応したスマートな社会

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、安定的な物流の確保の重要性、東京一極集中のリスク等が認識されました。

エッセンシャルワーカーである物流事業者の環境整備、持続可能な道路の維持管理、新しい生活様式を踏まえた自転車利活用の推進等に取り組むとともに、デジタル化による道路管理や行政手続きの省力化、効率化を推進し、新たな価値を創造するスマートな社会の実現を目指します。

これら目指すべき社会の実現に向け、①防災・減災、国土強靱化、②予防保全による老朽化対策、③人流・物流を支えるネットワークの整備、④安全・安心や賑わいを創出する空間の利活用、⑤道路システムのDX、⑥「新たな日常」の実現を基本方針として、関連する他分野の施策とも連携しつつ、これらに対応した道路施策に重点的・効率的に取り組めます。

基本方針

1 防災・減災、国土強靱化 ～災害から国民の命とくらしを守る～

激甚化、頻発化する災害から、速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの強靱化が重要です。発災後概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保することを目標に、渡河部の橋梁等の流失防止対策や高架区間等の緊急避難場所としての活用等の局所対策に加えて、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を利用者負担も活用しつつ加速します。

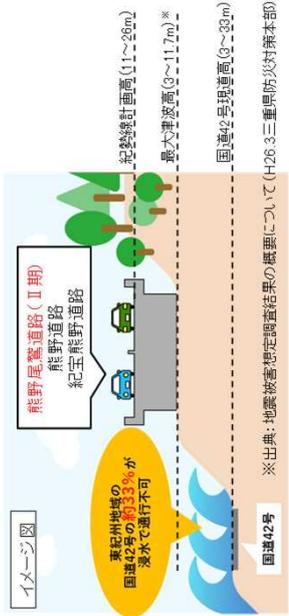
< 道路ネットワークの機能強化 >

【高規格道路のミッシングリンクの解消】

熊野尾鷲道路に並行する一般国道42号は、南海トラフ地震による、津波浸水想定区域を通過ミッシングリンクが解消されることで、津波浸水想定区域を回避する緊急輸送道路を確保



津波による国道42号の浸水想定区域（尾鷲市）

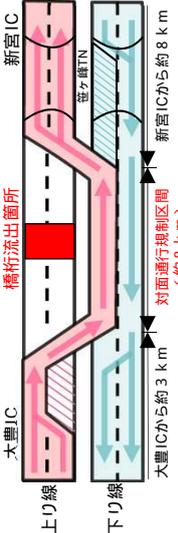


※出典：地震被害想定調査結果の概要について（H26-3三重県消防対策本部）

< 局所対策の例 >

【橋梁等の流失防止対策】

令和2年7月豪雨
高知自動車道において、上り線の橋梁が落橋したが、下り線を活用し、被災6日後に暫定2車線で一般車両の交通機能を確認



令和2年7月豪雨

令和2年7月豪雨では九州自動車道（横川～溝辺鹿兒島空港）において、4車線のうち被害のない2車線を活用し、約8時間で一般車両の下り線の通行を確保。また、約19時間後には一般車両の上下線の交通機能を確認



九州自動車道（横川～溝辺鹿兒島空港）の被害状況

< 局所対策の例 >

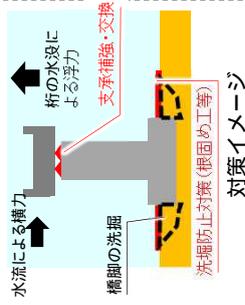
【橋梁等の流失防止対策】

令和2年7月豪雨

球磨川の氾濫により熊本県道等において、橋梁流失等の被害が発生し、交通機能が寸断



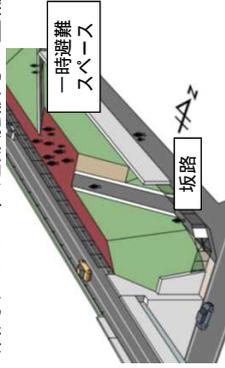
熊本県道の被害状況



対策イメージ

【道路高架区間の一時避難場所としての活用】

道路の高架区間等を津波や洪水発生時の緊急避難場所として活用するため、避難施設等を整備



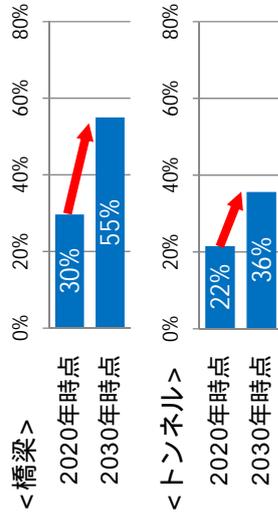
道路区域に設けられる緊急避難施設のイメージ

2 予防保全による老朽化対策 ～安全・安心な道路を次世代へ～

「荒廃するアメリカ」の教訓を踏まえ、道路の安全・安心を守るとともに良好なインフラを次世代へと継承する責務があります。ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な施設の対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスを確立します。

【深刻化するインフラの老朽化】

建設後50年以上経過する社会資本の施設の割合が加速度的に増加



建設後50年以上経過する施設

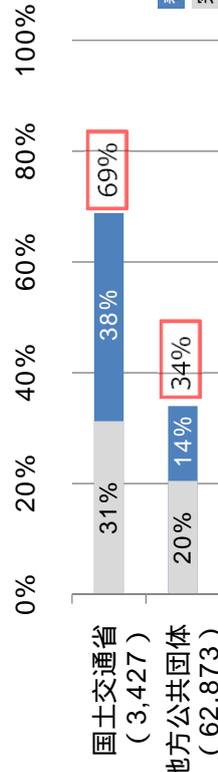


橋脚洗掘

判定区分 (緊急に措置を講ずべき状態)

【判定区分・の橋梁の修繕等措置の実施状況】

平成26年度以降5年間(1巡目)の点検で、早期または緊急に措置を講ずべき状態(判定区分・)の橋梁のうち、修繕等の措置に着手した橋梁の割合は、令和元年度時点で国土交通省で69%、地方公共団体で34%



平成26年度～平成30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分・と診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(令和元年度末時点)

【荒廃するアメリカ】

1980年代のアメリカでは、1930年代に大量に建設された道路構造物の老朽化に対応できず、橋梁や高架道路の損傷事故等により、大量の迂回交通が発生するなど、経済や生活の様々な面で大きな影響



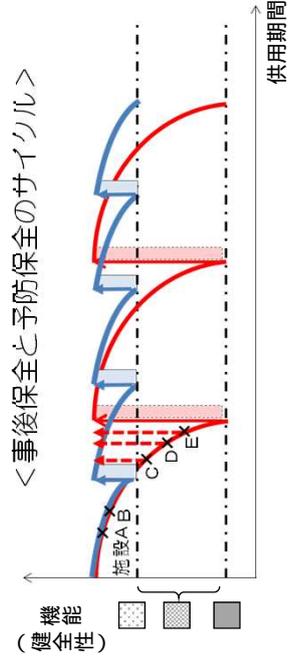
ケーブル切断事故後、通行止めになったブルックリン橋の歩道 (「高速道路と自動車」、1981年11月から5月用)



ミアンヤス橋の崩壊(1983年)

【予防保全による中長期的コスト縮減】

予防保全による維持管理へ転換し、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図るためにも、早期又は緊急に措置を講ずべき施設(判定区分・)の早期解消が急務



3 人流・物流を支えるネットワークの整備 ～人を、地域をつなく～

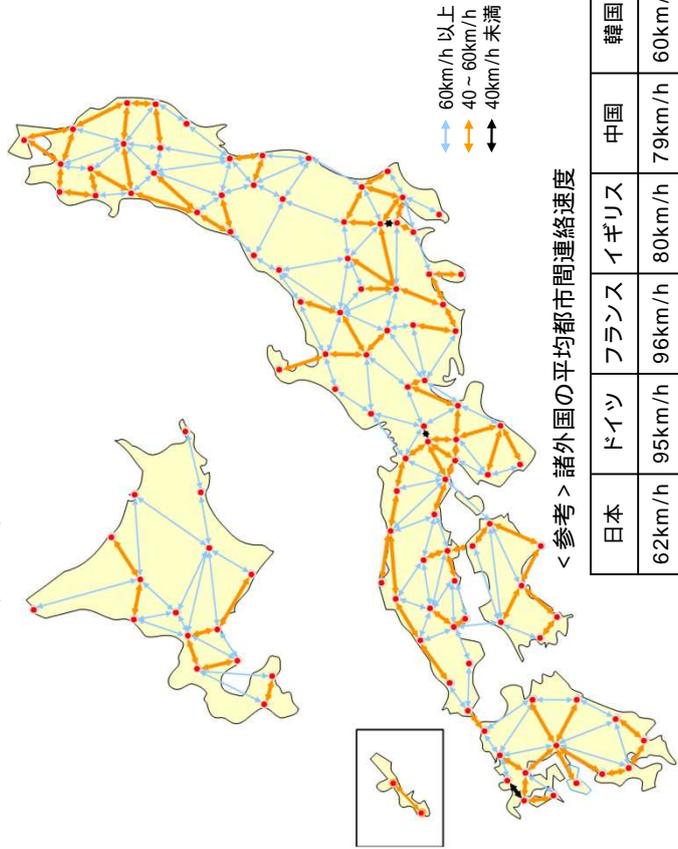
東京一極集中の是正による多核連携型の国づくりや安定した物流の確保に対応するためには、国土全体として、安全で円滑な人やモノの移動を確保することが必要です。国土のフル活用を可能とする『速達性とアクセス性が確保された国土幹線道路ネットワークの構築』に向けて、重要物流道路の強化や渋滞対策、物流を支える休憩・中継施設の機能強化等の取り組みを推進します。

【都市間の速達性】

日本の都市間連絡速度は、いまだ約半数の都市間(92/208リンク)が60km/hに満たないなど、諸外国に遅れをとっている状況

都市間連絡速度の状況

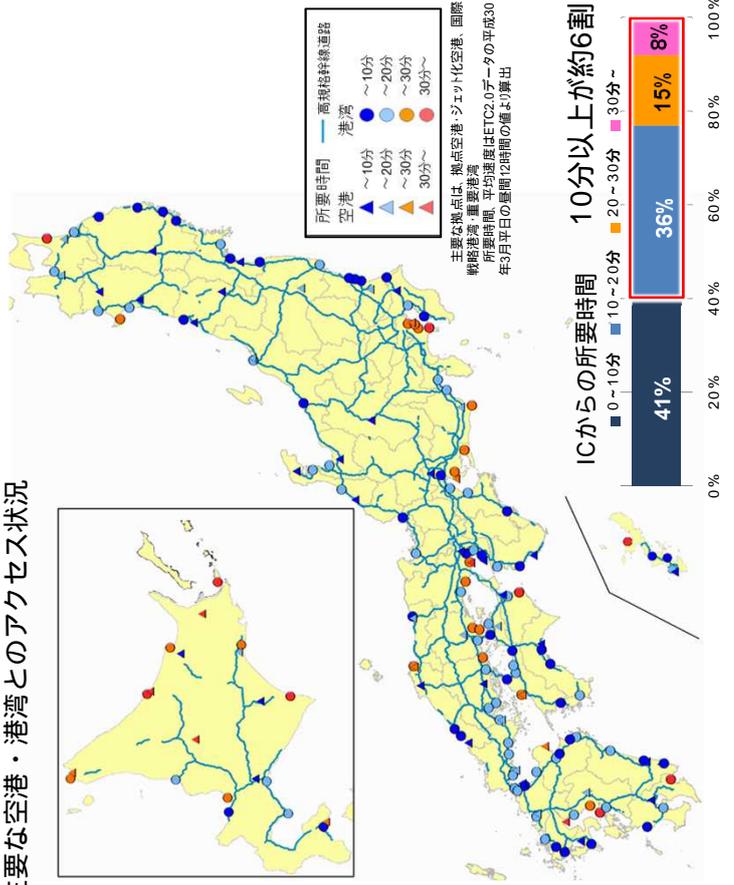
(注)都市間連絡速度の算出方法
対象は113都市、208リンク、ETC2.0(H30/小型車)の旅行速度データを用いて算出



【空港・港湾のアクセス性】

空港・港湾は人流・物流の広域移動を担う拠点であるが、いまだ高規格幹線道路から10分以上の所要時間を要する箇所が約6割程度存在(103/173箇所)

主要な空港・港湾とのアクセス状況

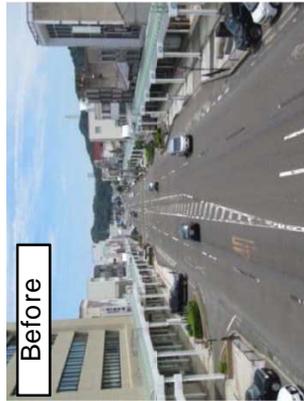


4 安全・安心や賑わいを創出する空間の活用 ~ 地域・まちを創る ~

環状道路やバイパスの整備進展に伴い自動車の交通量が減少した都市内の道路を有効活用することが重要です。『多様性と独自性のある地域・まちの創出』に向けて、多様なニーズを実現できる道路の利活用の仕組みを充実し、賑わいの創出や移動の安全・安心の向上、自転車や新たなモビリティの活用などを推進します。

【賑わいを創出する空間】

バイパス等の整備により、自動車交通が転換した中心市街地の道路において歩行空間の魅力や安全性を向上する取組を推進



国道8号敦賀空間再整備

出典：敦賀市資料

歩道上のオープンカフェなど、地域の多様なニーズが実現できる空間の活用を推進



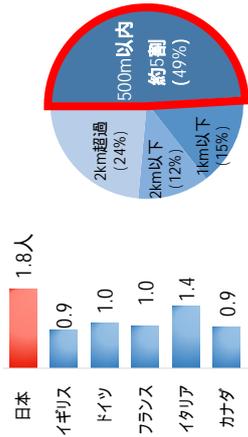
歩道上のオープンカフェ
(宇都宮市道1号線：宇都宮市)



公道を活用した新たなモビリティのシェアリング社会実験(国道1号:千代田区)

【安全・安心な空間】

自転車や歩行者の安全・安心な移動空間の整備が必要



自宅からの距離別死者数

(歩行中・自転車乗用中)

少子高齢社会を迎えた我が国において、ユニバーサルデザインの推進や、子育て世代の応援が必要



ユニバーサルデザインの歩行空間
(東京都港区)



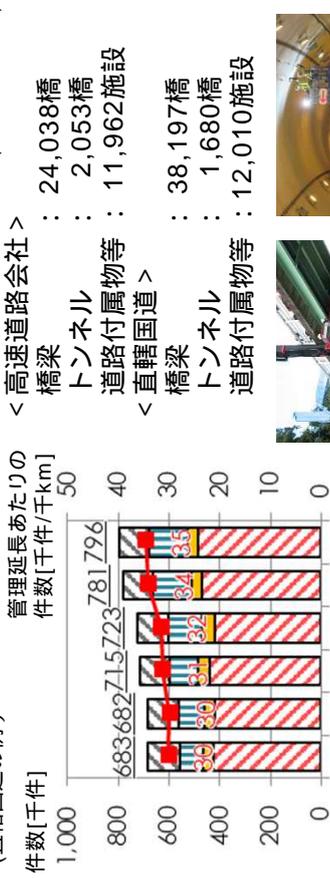
子供が安心して遊べるキッズルーム
道の駅「バレットピアおおの」(岐阜県大野町)

5 道路システムのDX ~ クロスロード ~ xROAD の実現 ~

限られた体制のもとでも、道路利用者に対して安全・安心な通行を確保するとともに、高度な道路インフラサービスを提供することが必要です。『持続可能でスマートな道路管理への変革』に向けて、デジタル技術や新技術の導入等による道路管理や行政手続きの省力化・効率化を加速します。

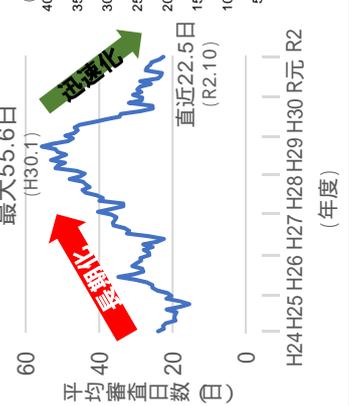
< 現在の状況 >

【異状・障害の発見・処理件数】 (直轄国道の例) 【管理施設数と点検の状況】 (2020.3末時点)

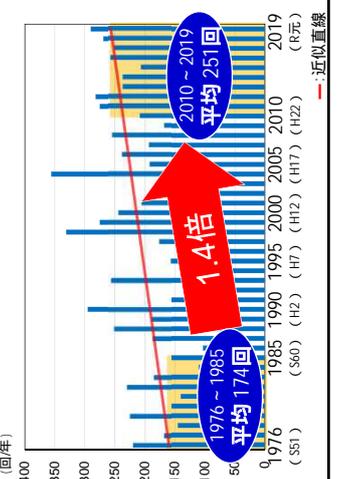


■ 落下物処理 ■ ロードキル処理
 □ 路面補修 □ その他
 — 管理延長あたりの件数

【特殊車両の審査日数の推移】



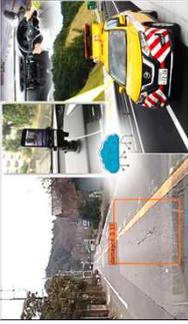
【1時間降水量50mm以上の年間発生回数(7ダ 1,000地点あたり)】



< 道路システムのDXの方針と取組例 >

【方針】IT技術を駆使して

道路利用の障害となる様々な事象を早期発見、処理する
 施工や維持管理作業などの徹底した自動化、無人化を図る
 手続きや支払いはオンライン化、キャッシュレス化・タッチレス化する
 道路のビッグデータを収集・蓄積、フル活用して、社会に還元する
 【IT技術・新技術の総動員による高レベル道路インフラサービスの提供】

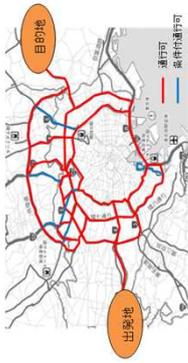


パトロール車両に搭載したカメラからのリアルタイム映像をAI技術により処理し、舗装の損傷を自動検知
 【行政手続きのデジタル化・スマート化による生産性向上】



デジタルデバイスをフル活用し、AI等の新技術により点検結果を照合、老朽化の進行具合の判断、対応を迅速化
 【高速道路等のキャッシュレス化・タッチレス化の早期実現】

・タッチレス化の早期実現



ETC2.0等を活用し、特車通行許可等の行政手続きを迅速化・即時処理



ETC専用化等の推進、ETCを高速道路利用以外にも活用

【データプラットフォームの構築と多方面への活用】

各道路管理者間で共通のデータプラットフォームを構築するとともに、ビッグデータの外部利用を促進

6 「新たな日常」の実現 ~ ポストコロナ時代のくらしや経済を支える ~

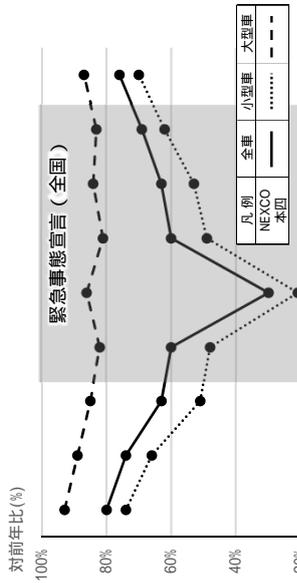
新型コロナウイルス感染症は、これまでの人の行動や意識、社会経済に大きな変化をもたらしていますが、ポストコロナ社会においても、道路は、生活や経済活動を支えるインフラとして必要不可欠です。ポストコロナ社会の「新たな日常」を支えるために、物流事業者の環境整備、感染リスクを踏まえた観光振興、3密対策を踏まえた道路空間の活用等の道路を賢く使う取組を推進します。

【物流への支援の必要性】

コロナ禍において、生活を支える物流の重要性が改めて確認

通販需要等の拡大により、宅配便の取扱量は増加傾向

高速道路の主な区間の交通量増減（対前年比）



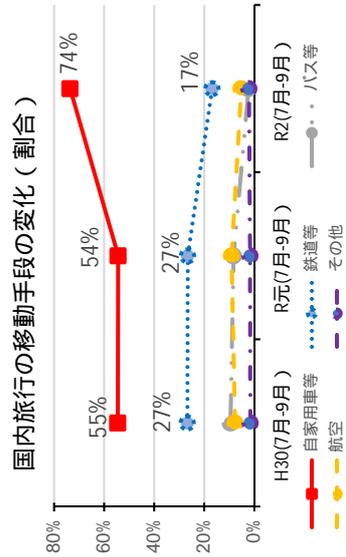
宅配便取扱個数（2020年6月）

	個数(千個)	対前年比
ヤマト運輸	149,438	+15.4%
宅急便-宅急便コンパクト	20,791	+49.4%
ネコポス	96,025	+23.6%
ゆうパック	46,958	+38.1%

出典：国土交通省「社会資本整備審議会/交通政策審議会 計画部会資料（R2.8.21）」

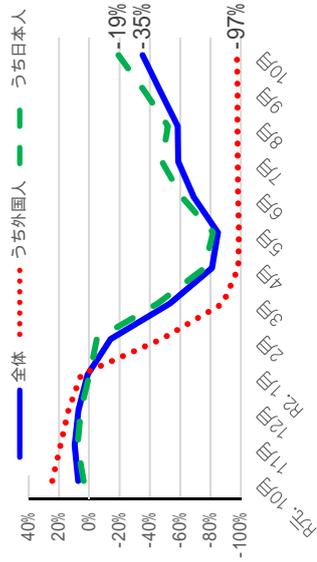
【観光振興の必要性】

新型コロナウイルスの影響により、旅行の移動手段の変化等、旅行形態が変化



出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」より道路局作成

延べ宿泊者数（前年同月比）の推移

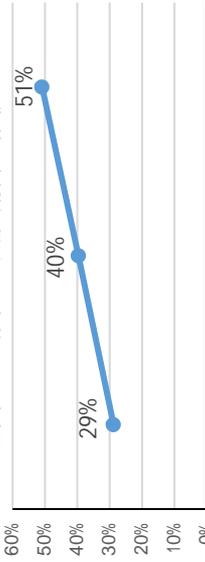


出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」より道路局作成

【空間の有効利用の必要性】

新型コロナウイルスの影響により、自転車通勤への関心が高まる等、3密を回避する動きが増加

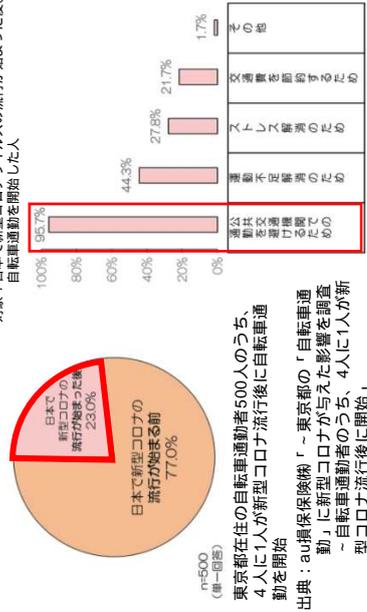
全国の3密回避の実施割合の推移



LINEユーザーを対象に調査（日本全国15歳以上110歳以下、職業補正済み）
出典：厚生労働省「第1-3回「新型コロナウイルス対策のための全国調査」より道路局作成

自転車通勤への関心の高まり

Q 1 自転車を通勤に始めましたか？ Q 2 自転車を通勤に始めた理由は何ですか？
対象：日本で新型コロナウイルスの流行が始まった後、自転車通勤を開始した人



東京都在住の自転車通勤者500人のうち、4人に1人が新型コロナウイルス流行後に自転車通勤を開始
出典：au損保保険「～東京都の「自転車通勤」に新型コロナウイルスが与えた影響を調査～自転車通勤者のうち、4人に1人が新型コロナウイルス流行後に開始」

決定概要

1 予算総括表

(単位:億円)

事業	事項	項目	事業費	対前年度比	国費	対前年度比
直轄事業	その他の修費	業	15,994	1.01	15,994	1.01
		他	10,765	1.01	10,765	1.01
		業	4,083	1.03	4,083	1.03
		業	1,147	0.98	1,147	0.98
補助事業	IC等アクセス道路その他	業	7,939	1.00	4,554	1.00
		業	3,907	1.00	2,152	1.00
		業	3,863	1.00	2,223	1.00
		業	169	1.00	113	1.00
補助率	差額		-	-	66	1.06
有料道路事業等		24,560	0.97	106	0.83	
小計		48,493	0.99	20,655	1.01	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 (令和2年度補正予算にて措置)			4,478	-	3,605	-
合計			52,971	1.05	24,259	1.11

[参考] 公共事業関係費(国費): 60,695億円[対前年度比1.00(臨時・特別の措置を除く)]

上表の小計には、個別補助制度創設等に伴う防災・安全交付金および社会資本整備総合交付金からの移行分が含まれており、移行分を含まない場合は国費20,477億円[対前年度比1.00(臨時・特別の措置を除く)]である。

この他に、令和3年度予算において防災・安全交付金(国費8,540億円[対前年度比1.09(臨時・特別の措置を除く)]、社会資本整備総合交付金(国費6,311億円[対前年度比0.87(臨時・特別の措置を除く)])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として、令和3年度予算において社会資本整備総合交付金(国費77億円[対前年度比0.06])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和2年度補正予算にて措置されたものであり、この他に、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

上表の合計の前年度分には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(臨時・特別の措置)」を含めた計数としている。

注1. 上記の他に、行政部費(国費8億円)がある。

注2. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金(3,017億円)を含む

注3. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しないところがある。

2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図るため、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策や、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進について、令和7年度までの5か年で加速化するため、事業規模等を定め、重点的・集中的に取り組みます。

< 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（道路関係） >

高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による
道路ネットワークの機能強化対策

道路施設の老朽化対策（橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等）

渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策

道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策

ITを活用した道路管理体制の強化対策

3 防災・減災、国土強靱化に向けた中長期プログラムの策定について

近年の激甚化・頻発化する災害からの迅速な復旧等のために、発災後概ね1日以内に緊急車両の交通を確保し、概ね1週間以内に一般車両の交通を確保することを中長期的な目標として定め、道路ネットワークの防災上の課題箇所を点検した上で、災害に強い国土幹線道路ネットワークの選定を行いました。

中長期目標の達成に向けて、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、直轄国道等の防災課題解消によるダブルネットワークの強化等を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築します。

具体的には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に位置づけられた目標や事業規模等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化に向けた道路の中長期プログラムを令和2年度内に策定します。

4 地方への重点的支援について

地方公共団体からの要望を踏まえ、地方の課題解決のため、補助事業や交付金事業を適切に組み合わせ、重点的に支援します。

個別補助制度の創設・拡充

○踏切道改良計画事業補助制度の創設

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設する。

○高規格幹線道路インターチェンジアクセス道路補助制度等の拡充

高規格幹線道路インターチェンジの整備とあわせて行われる当該インターチェンジへのアクセス道路整備に対する補助制度について、高規格幹線道路の開通時期が公表されている場合に加えて、高規格幹線道路と一体的に施工する必要がある場合やアクセス道路において大規模構造物を施工する場合など、高規格幹線道路と同時供用するために計画的な施工が必要と認められるものを補助対象とする等の拡充をする。

交付金における重点配分対象事業の見直し

以下の事業に特化して策定される整備計画を新たに重点配分対象に拡充します。

- ・歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業
- ・自動運転技術を活用したまちづくり計画に基づく自動運転車の走行環境整備

また、国土強靱化地域計画に基づく事業については、防災・安全交付金により重点的に支援します。

5 高速道路の機能強化の加速

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、財政投融資を活用して、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保のため、暫定2車線区間における4車線化による機能強化を図ります。

(道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の概要)

社会資本整備総合交付金においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、広域的な道路計画や災害リスク等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。
 防災・安全交付金においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

社会資本整備総合交付金

ストック効果を高めるアクセシブル道路の整備

駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセシブル道路整備事業



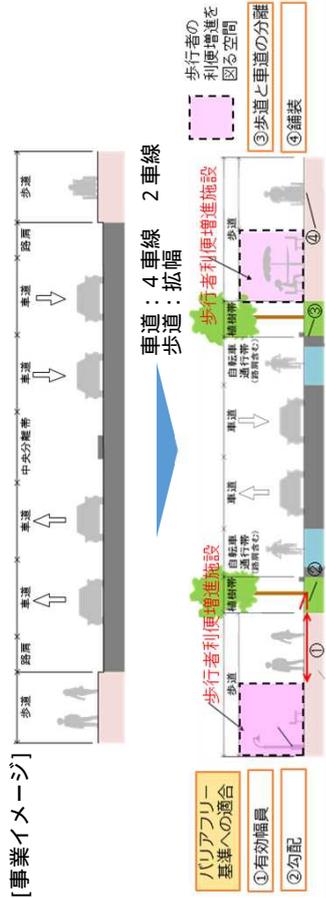
工業団地と供用時期を連携したアクセシブル道路の整備



駅の整備と供用時期を連携したアクセシブル道路の整備

歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業

歩行者利便増進道路に指定された道路における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業(立地適正化計画に位置付けられた区域内の事業に限る)



道の駅の機能強化

全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」の機能強化
 子育て応援の機能強化
 広域的な防災拠点となる「道の駅」の機能強化



防災・安全交付金

子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策

通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

ナショナルサイクルルートに対して特に重点的に配分

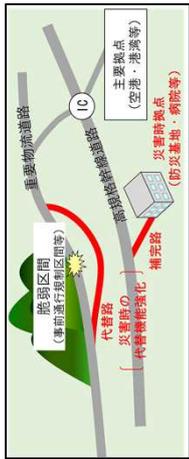
自動運転技術を活用したまちづくり計画に基づく自動運転車の走行環境整備



国土強靱化地域計画に基づく事業(防災・減災)

重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

災害時にも地域の輸送を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



重要物流道路の代替路や補完路の道路整備



法面法砕工



冠水対策

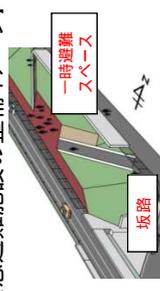
適確な地震対策

高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震化(令和3年度まで)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（道路関係）

近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進む施設の老朽化等に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策を含めて、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ります。

<p>災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築</p> <p>高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進</p> <p><達成目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5か年で高規格道路のミッシングリンク約200区間の約3割を改善（全線又は一部供用） ・5か年で高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間（約880km）の約5割に事業着手 <p>〔国土強靱化に資するミッシングリンクの解消〕</p>  <p>被書のない2車線を活用し、交通機能確保</p>  <p>〔暫定2車線区間の4車線化〕</p>	<p>道路の老朽化対策</p> <p>ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等）の対策を集中的に実施</p> <p><達成目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5か年で地方管理の要対策橋梁の約7割の修繕に着手 ・予防保全に移行する達成時期を令和43年度から令和35年度に前倒し（約10年の短縮）  <p>〔橋梁の老朽化事例〕</p>  <p>〔舗装の老朽化事例〕</p>
---	---

<p>河川隣接構造物の流失防止対策</p> <p>通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の洗掘、流失対策等を推進</p> <p>〔渡河部の橋梁流失〕</p>  <p>令和2年7月豪雨 熊本県道</p>	<p>高架区間等の緊急避難場所としての活用</p> <p>津波等からの緊急避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を活用し避難施設等の整備を実施</p> <p>〔緊急避難施設の整備イメージ〕</p>  <p>坂路 一時避難スペース</p>	<p>道路法面・盛土対策</p> <p>レーザープロファイラ等の高度化された点検手法等により新たに把握された災害リスク箇所に対し、法面・盛土対策を推進</p> <p>〔法面・盛土対策〕</p>  <p>法面吹付工、落石防止網工</p>	<p>無電柱化の推進</p> <p>電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を実施</p> <p>〔台風等による電柱倒壊状況〕</p>  <p>〔千葉県館山市船形〕</p>	<p>ITを活用した道路管理体制の強化</p> <p>遠隔からの道路状況の確認等、道路管理体制の強化や、AI技術等の活用による維持管理の効率化・省力化を推進</p> <p>〔AIによる画像解析技術の活用〕</p>  <p>停止車検知</p>
--	---	--	---	--

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

決定：令和2年12月11日

1. 基本的な考え方

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。

○このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。

このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

対策数：123対策

追加的に必要となる事業規模：おおむね1.5兆円程度を目標

1	激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね1.2.3兆円程度
(1)	人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2)	交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2	予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね2.7兆円程度
3	国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね0.2兆円程度
(1)	国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2)	災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合計		おおむね1.5兆円程度

3. 対策の期間

事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

防災・減災、国土強靱化のための対策

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
 (平成30年12月14日閣議決定)

重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を実施

概要

期間
 平成30年度～令和2年度の3年間

対策内容(道路関係)
 道路法面・盛土等に関する緊急対策
 (法面・盛土対策、道路拡幅等)
 道路の排水施設等に関する緊急対策
 道路における越波・津波に関する緊急対策
 道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策
 全国の踏切道に関する緊急対策
 道路における無停電等に関する緊急対策
 大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策
 市街地における電柱に関する緊急対策

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
 (令和2年12月11日閣議決定)

近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進む施設の老朽化等に対応すべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、**高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策を含めて、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る**

期間
 令和3年度～令和7年度の5年間

対策内容(道路関係)
 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策
 道路施設の老朽化対策
 (橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等)
 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
 道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策
 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
 市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策
 ITを活用した道路管理体制の強化対策

主な個別補助制度

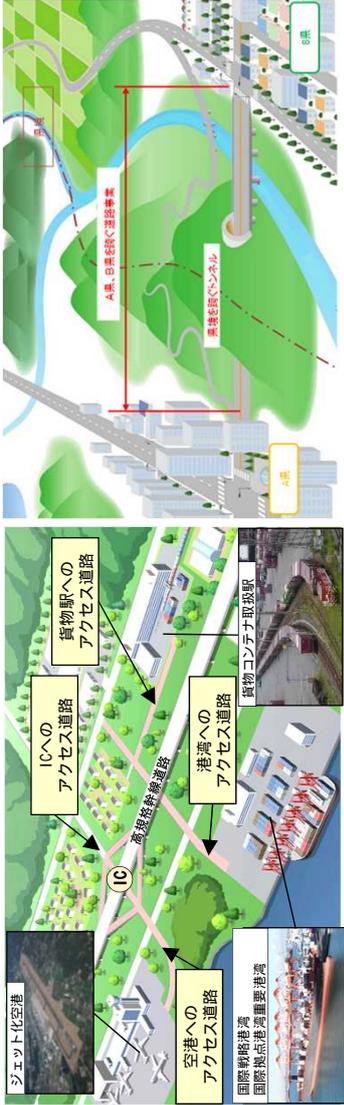
高規格道路・ICアクセス道路等補助制度

広域ネットワークを形成する等の性質に鑑みた地域高規格道路の整備及び、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する「重要物流道路」の整備について計画的かつ集中的に支援

高規格幹線道路、地域高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援

物流の効率化など生産性向上に資する空港・港湾等へのアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援

都府県境を跨ぐ構造物の整備を伴う道路の整備について計画的かつ集中的に支援



IC: 空港・港湾等アクセス道路補助イメージ

都府県境道路整備補助イメージ

道路メンテナンス事業補助制度

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新等）に対し計画的かつ集中的に支援

市
橋梁
長寿命化修繕計画
(個別施設計画)

記載内容
・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用等



市
トンネル
長寿命化修繕計画
(個別施設計画)

記載内容
・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用等



市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
(個別施設計画)

記載内容
・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用等



無電柱化推進計画事業補助制度

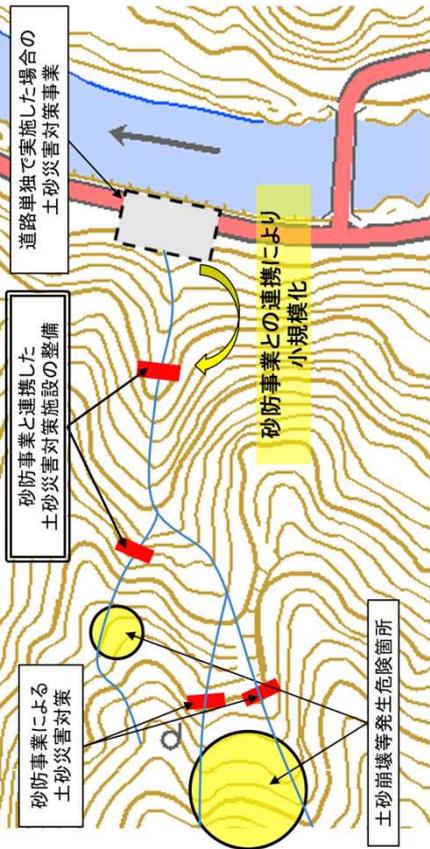
「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づく事業を計画的かつ集中的に支援



主な個別補助制度

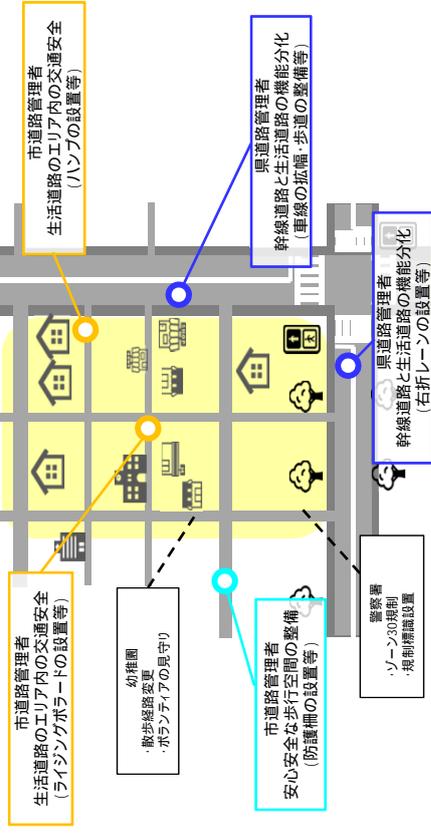
土砂災害対策道路事業補助制度

重要物流道路等において、砂防事業と連携し実施する土砂災害対策事業に対し計画的かつ集中的に支援



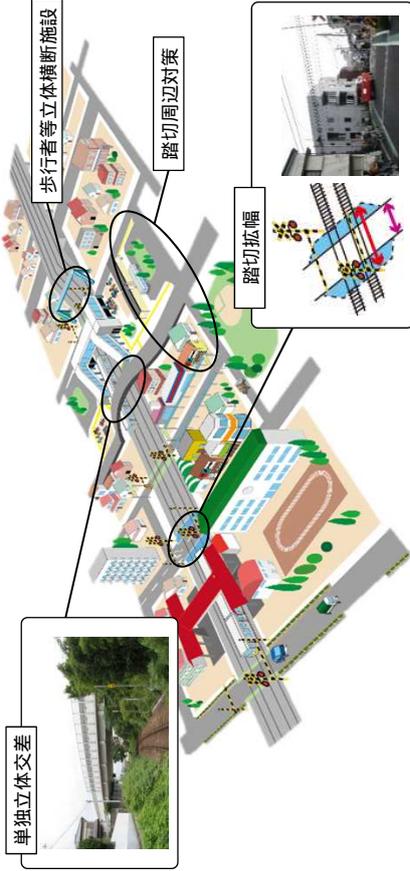
交通安全対策補助制度（地区内連携）

一定の区域において関係行政機関等や関係住民の代表者等との間で合意に基づき実施する交通安全対策を計画的かつ集中的に支援



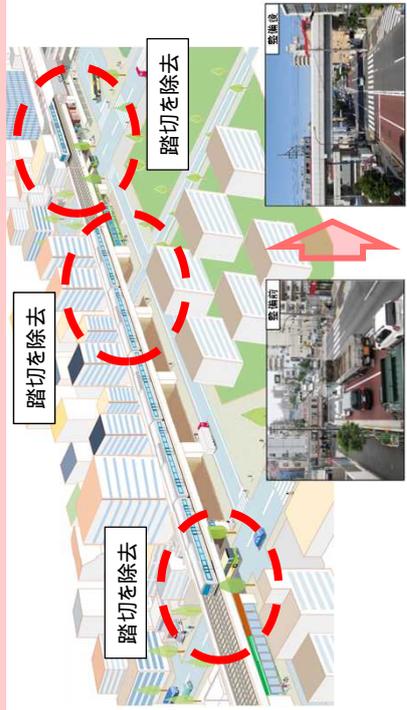
踏切道改良計画事業補助制度

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通便利性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について計画的かつ集中的に支援



連続立体交差事業補助制度

道路と鉄道の交差点が連続する鉄道の一定区間を高架化又は地下化する事で、交通の円滑化と分断された市街地の一体化による都市の活性化に資する事業を計画的かつ集中的に支援



道路メンテナンス事業補助制度

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

R3年度改正箇所

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シエツド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

- ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの
- ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
- ※新技術等の活用¹の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

新技術等を活用する事業※1、長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2を策定した自治体の事業

- ※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- ※2 「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定・公表
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5 / 1.0 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名、延尺、制定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用等



【橋梁】

〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名、延尺、制定区分
・点検・修繕実施年度
・対策費用等



【トンネル】

〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名、延尺、制定区分
・点検・修繕実施年度
・対策費用等



【道路附属物等】

改正内容① 新技術等の活用の検討を補助要件化

□ 要綱第4「事業要件」に以下を追加

事業の実施にあたっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化に取り組むこと。

※ただし、R2年度末時点において、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く

【修繕・更新・撤去事業】

費用の縮減や事業の効率化などを図るための対策案の比較検討において、**従来工法のみでなく新工法や新材料などの新技術等を加えた比較検討などを実施する、または実施していること。**

【点検】

費用の縮減や事業の効率化などを図るための比較検討において、**「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術や、その他近接目視点検を充実・補充・代替する技術などの活用の検討を実施する、または実施していること。**(発注後の業務計画において新技術等の活用の検討を行うことなどにより検討を実施すること。)

改正内容② 長寿命化修繕計画に記載すべき基礎項目を追加

□ 要綱第5「長寿命化修繕計画の策定」に以下を追加

計画全体の方針

(1) **老朽化対策における基本方針** (2) **新技術等の活用方針** (3) **費用の縮減に関する具体的な方針**

※(3)において、**橋梁や横断歩道橋**については、**集約化・撤去**などを含め検討し記載するものとする。

個別構造物毎の事項

・**次回点検年度**

以下を**参考に方針**を定める

【老朽化対策における基本方針】

長寿命化修繕計画の目的や対象施設、計画期間、個別施設の老朽化の状況(管理施設数、健全性の判定区分の割合、修繕等措置の着手状況等)、対策の優先順位の考え方や目標など、**今後の計画的な老朽化対策を実施する上で必要となる情報や考え方を整理し、計画期間における老朽化対策の基本方針を定めた内容**

【新技術等の活用方針】

定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るための**新技術等の活用に関する考え方や取り組み、目標などを定めた内容**

【費用の縮減に関する具体的な方針】

・**今後の老朽化対策に必要となる費用の縮減を図るための考え方や取り組み、目標などを定めた内容**

・**橋梁や横断歩道橋については、社会経済情勢や施設の利用状況等の変化に応じた適正な配置のための集約化・撤去、機能縮小などによる費用の縮減に関する方針を定めた内容**

道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

□ 背景・概要 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援①

「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト削減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

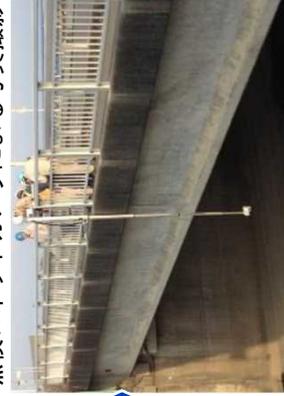
従来 近接・野帳の記入が**必要**

ポートによる近接目視



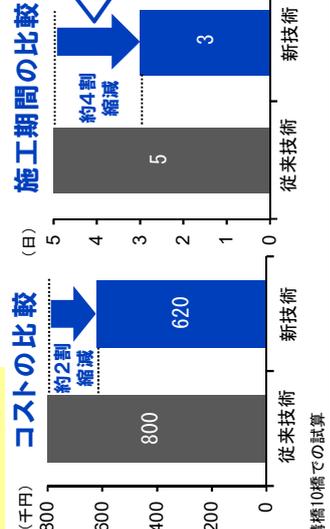
新技術 近接・野帳の記入が**不要**

点検ロボットカメラによる写真撮影



※「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
 ・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係るコストや施工期間の削減、安全性の向上が図られる

優先支援②

「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用削減」に関する短期的な数値目標を策定した自治体の事業

〇〇市
 橋梁
 長寿命化修繕計画
 (個別施設計画)
 記載内容
 ・老朽化対策方針
 ・新技術活用方針
 ・費用削減方針
 ・施設名、区画、制定区分
 ・点検・修繕実施年度
 ・修繕内容、対策費用等

【集約化・撤去】
 (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋のうち約半數程度について、施設の撤去や、複数施設の集約化などの検討を実施することを目標とする。

【新技術等の活用】
 (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋全てについて、新技術活用検討を行い、約〇割程度の橋梁で事業の効率化が見込まれる新技術を活用する。

【費用削減】
 (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋のうち、〇橋については直営点検や新技術を活用した点検を実施することで、費用を約〇割削減する。

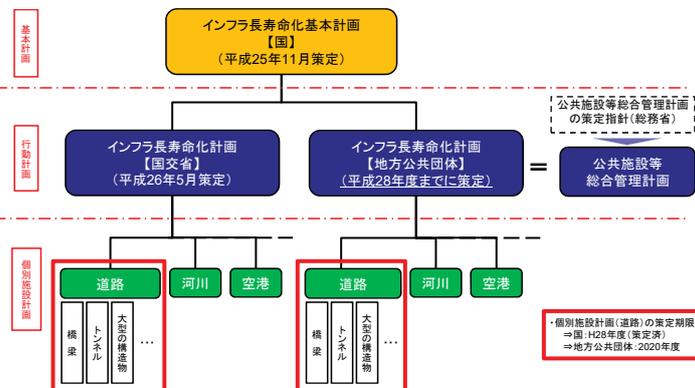
具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

【記載事例】

集約化・撤去	迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、令和5年度までに2橋程度の集約化・撤去を検討します。
新技術等の活用	令和7年度までに管理する4,222橋のうち、約1割の橋梁で新技術の活用を目指します。
費用削減	1巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁(管理橋梁の約2割)については、新技術の活用を重点的に検討し、令和7年度までの5年間で約2百万円のコスト削減を目指す。

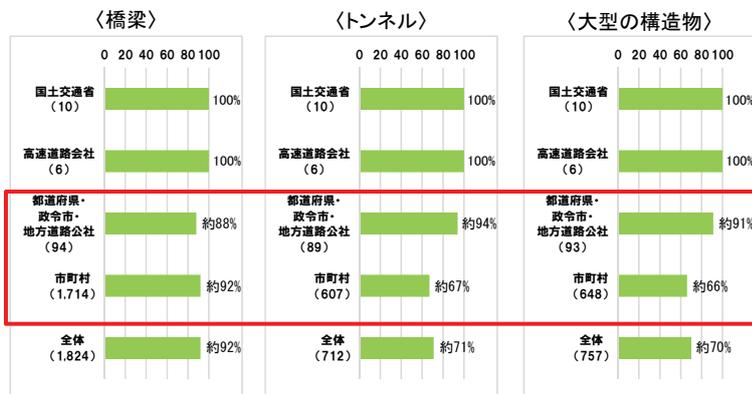
全道路管理者は、定期的な点検・診断の結果に基づき個別施設計画を策定
(地方公共団体は2020年度までに策定予定)

■インフラ長寿命化計画の体系



■個別施設計画策定状況

(令和元年度末時点)



※市町村は特別区を含む
※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出
※大型の構造物は横歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

市町村では、令和元年度末時点で橋梁で約9割、トンネル、大型の構造物はともに約6～7割の団体で策定済み

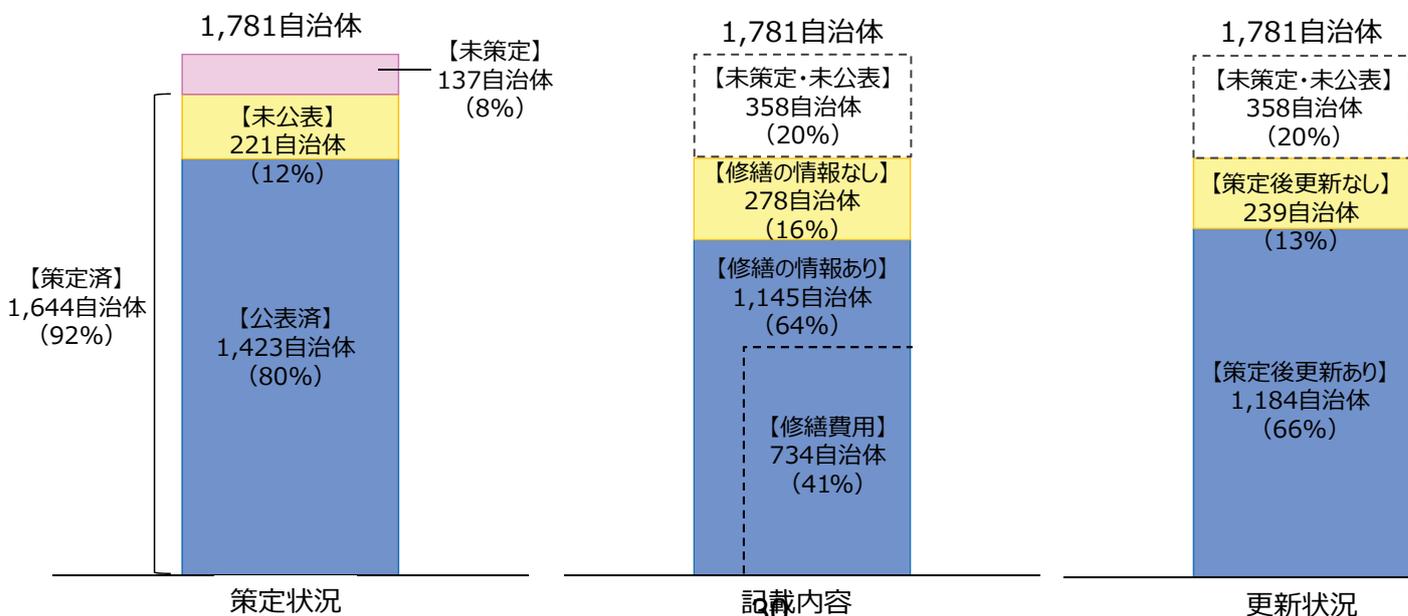
予防保全によるコスト縮減やメンテナンスの計画的な実施に関する地方公共団体の支援を引き続き実施

1

【橋梁】 個別施設計画の策定状況

- 橋梁の長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定した地方公共団体は92%あり、公表までしている地方公共団体は80%。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示した計画となっている地方公共団体は64%あり、修繕費用を示した計画となっている地方公共団体は41%。
- また、点検結果を反映するなど計画の更新を行ったことのある地方公共団体は66%。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】



※令和2年3月31日時点(国土交通省道路局調べ)

長寿命化修繕計画における短期的な数値目標の記載事例



国土交通省

都道府県名	自治体名	計画名	計画策定年月	短期的な数値目標の記載		
				集約化・撤去 具体的な記載内容	新技術等の活用 具体的な記載内容	費用縮減 具体的な記載内容
神奈川県	横浜市	横浜市橋梁長寿命化修繕計画【個別施設計画】	令和3年3月	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1橋で集約化・撤去検討を実施します。	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1巡目点検においてロープアクセスにより点検実施した30橋について、新技術の活用を検討します。	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1巡目点検においてロープアクセスにより点検実施した30橋について、新技術の活用により費用削減等が図られる橋梁にて新技術を活用した点検を実施し、点検費用を300万円縮減します。
広島県	広島県	広島県橋梁修繕方針	令和3年3月		令和7年度までに管理する4222橋のうち、約1割の橋梁で新技術の活用を目指す。	
広島県	広島県	広島県トンネル修繕方針	令和3年3月		令和7年度までに管理する174箇所のうち、約1割のトンネルで新技術の活用を目指す。	
広島県	海田町	海田町橋りょう長寿命化修繕計画	令和3年3月		令和6年度から令和7年度に実施する3巡目の定期点検において、すべての橋梁で新技術の活用を検討し、1割の橋梁で新技術を活用した点検の実施を目指します。	
広島県	三原市	三原市橋梁個別施設計画	令和3年3月			・予防保全型の維持管理に着手することで、60年間で、36%の修繕費用を縮減するために、令和5年度までに1巡目点検で健全度Ⅲと判定された橋梁の修繕を完了させます。 令和5年度までに新技術活用や直営点検を行うことで、費用を0.5億円縮減することとします。
広島県	大竹市	大竹市橋梁長寿命化修繕計画	令和3年3月			・2巡目の定期点検からすべての橋梁で新技術の活用を検討する。特に1巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁(管理橋梁の約2割)については、新技術の活用を重点的に検討し、令和7年度までの5年間で約2百万円のコスト縮減を目指す。
広島県	福山市	福山市道路維持修繕実施計画(橋梁)	令和3年4月	・令和3年度から修繕を行う橋梁はすべて集約・撤去・機能縮小を検討します。 【数値目標】 ・令和5年度までに迂回路が存在する橋梁と、交通量の少ない橋梁の計2橋を集約および撤去します。	<p><点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から外部委託点検を行うすべての橋梁で新技術活用を検討します。(ドローンによる近接目視のほか、点検を効率化できる技術など) 【数値目標】 令和3年度から令和5年度までに、外部委託点検を行う橋梁のうち、約5%の橋梁(19橋程度)で新技術を活用した点検を実施します。 <p><修繕></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から修繕を行うすべての橋梁で活用の検討を実施します。(新材料や新工法の採用) 【数値目標】 令和5年度までに、約50%の橋梁で新技術を活用した修繕を実施します。 	<p><点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 【数値目標】 橋長10m未満の橋梁について職員点検を実施することで、2ヶイクル目の点検の外部委託費用を8億円縮減します。
愛媛県	愛媛県	愛媛県橋梁個別施設計画	令和3年3月	迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、令和5年度までに2橋程度の集約化・撤去を検討します。	令和3年度に実施する点検業務では、画像計測技術や非破壊検査技術などの新技術活用の検討を行い、橋梁点検車や高所作業車では近接できない桁下部やハイビーン橋梁などにおいて、5橋程度の実施を目指します。	新技術を活用することで、従来点検と比べて10%程度の費用の縮減を図ります。

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

制度概要

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を講じるもの

対象事業

- ・ 舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等） ※簡易アスファルト舗装（全層）を含む
- ・ 小規模構造物の補修・更新
（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）
- ・ 法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）



<舗装のオーバーレイ>



<防護柵の取替>



<落石防止柵の取替>

※期間は2017年度から2021年度までの5年間

地方財政措置

<～2016年度>※



※地方道路等整備事業債を活用した場合

<2017年度～>



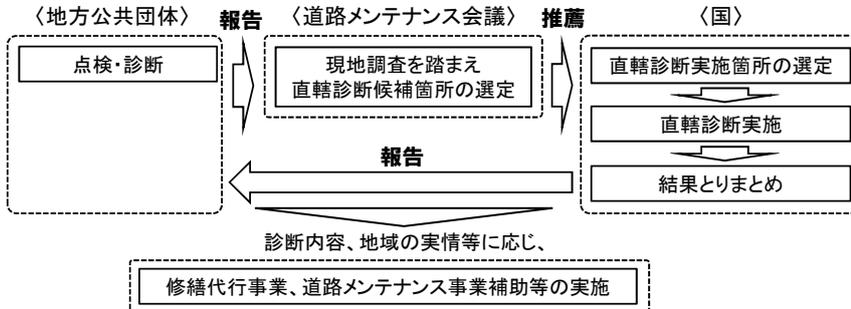
※2018年度～
財政力に応じて
30%～50%に拡充

※2018年度～ 55%～73%

直轄診断・修繕代行について

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

【全体の流れ】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県碓氷郡)	大規模修繕・更新補助事業
H27年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
H28年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鉢橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
H29年度	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業
H30年度	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業
	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業
R1年度	秋父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行事業
	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行事業
R2年度	白老橋(北海道白老町)	修繕代行事業
	鶴舞橋(奈良県奈良市)	継続中

【平成30年度 直轄診断実施箇所】

■仁方隧道(広島県呉市)

<仁方隧道の状況>

覆工コンクリートの剥落・貫通ひびわれ

■天大橋(鹿児島県薩摩川内市)

<天大橋の状況>

下部工のひび割れ

1

【R2年度直轄診断実施箇所】鶴舞橋(奈良県奈良市)

一 諸元

- 橋梁名 : 鶴舞橋 (つるまいばし)
- 橋長 : 97m
- 構造 : PCプレテン単純床版橋
- 管理者 : 奈良県奈良市
- 路線名 : 市道登美ヶ丘中町線
- 建設年 : 1960年
- 健全性 : III判定
- 交通量 : 12,000台/日

○位置図



一 選定理由

補修材料の劣化、プレテンの床板橋の劣化の評価には詳細調査が望ましいこと、橋の規模が大きいこと、また、下部構造の耐震性まで考えると、調査計画の立案から普通の調査メニューを並べたものにならず、周到的な検討が必要と考えられる。

○全景写真



○損傷状況



【R2年度直轄診断実施箇所】白老橋(北海道白老郡白老町)

一諸元一

橋梁名 : 白老橋 (しらおいはし)
橋長 : 148.2m
構造 : 6径間 RC橋 RC桁橋 (その他)
1径間 PC橋 プレテンT桁
管理者 : 北海道白老町
路線名 : 町道中央通
建設年 : 1953年
健全性 : III判定
交通量 : 2,000台/日 (想定)

○位置図



一選定理由一

塩害環境におかれた橋であり、再劣化や骨材の劣化も見られる。これまでも、管理者が補修など長寿命化の取り組みをしてきたにも関わらず、それでも対応が難しかった橋であるため、技術的支援が必要であると考えられる。

○全景写真



○損傷状況

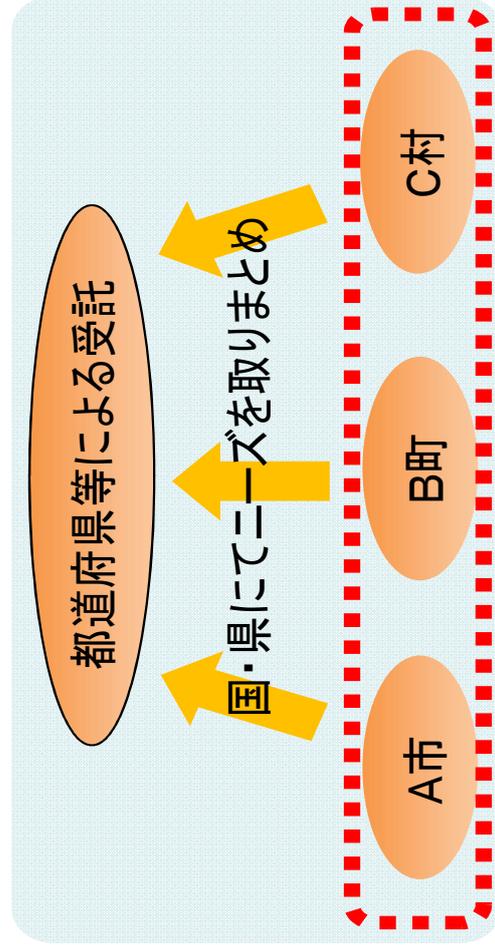


道路事業における地域一括発注の取組について

- 市町村の不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施
- 平成31年度（令和元年度）は32道府県（353市町村）が地域一括発注を活用

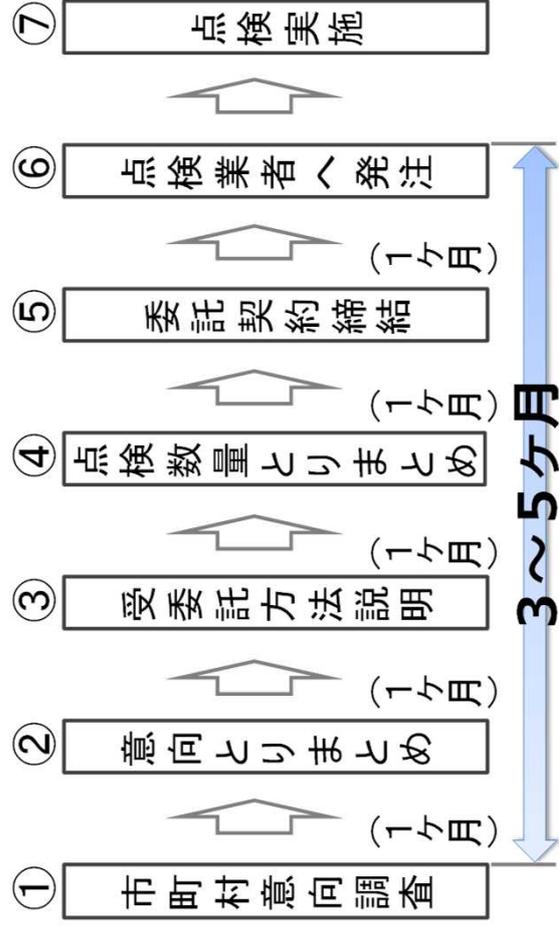
【イメージ図】

- ・市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施

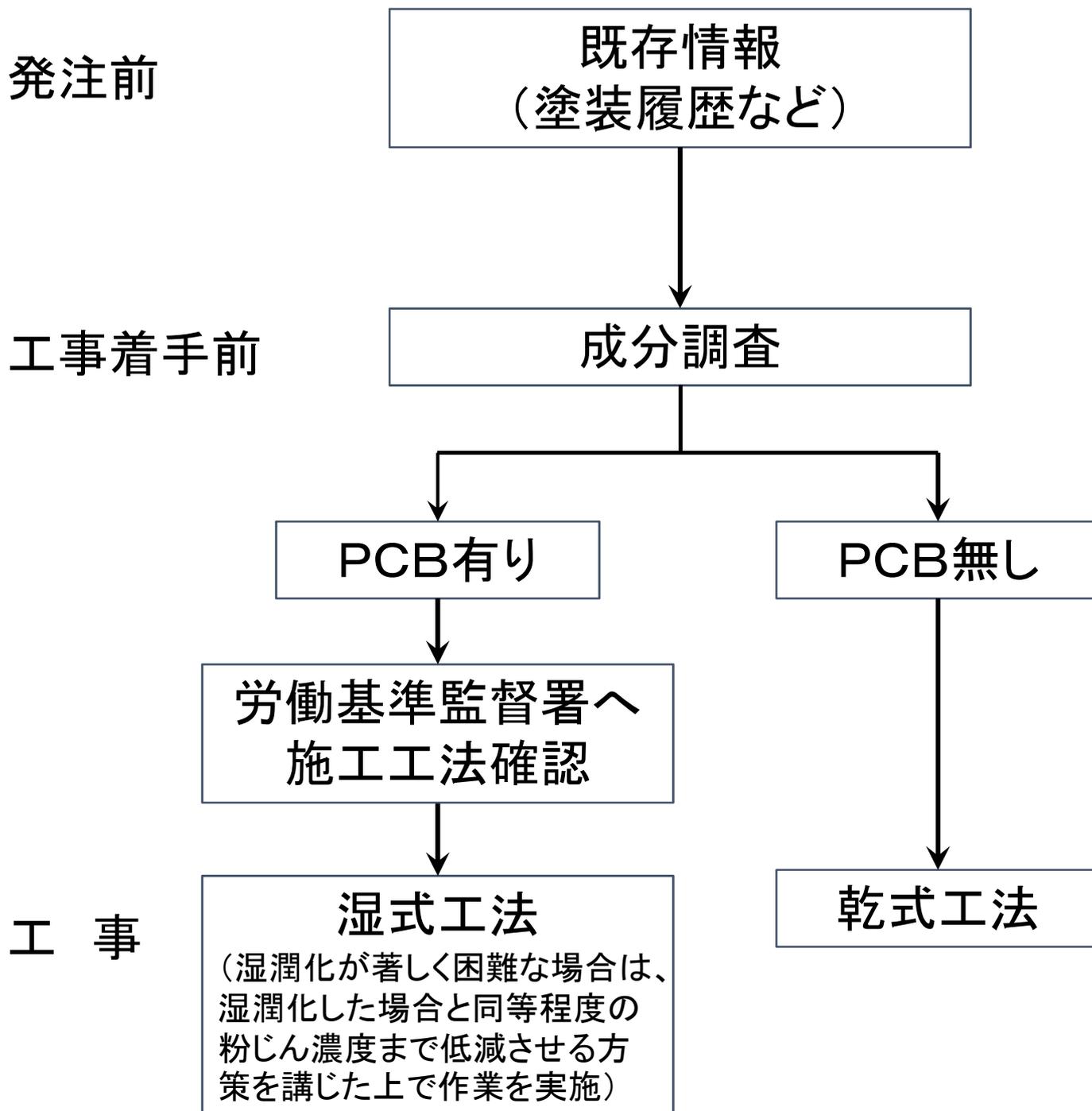


【手続きの流れ】

- ・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



橋梁の塗装はぎ取り工事の工法選定



事務連絡
平成29年5月17日

各地方整備局	地域道路課長	殿
	道路管理課長	殿
北海道開発局	地域事業管理官	殿
	道路維持課長補佐	殿
沖縄総合事務局	道路建設課長	殿
	道路管理課長	殿

国土交通省道路局
国道・防災課 課長補佐
道路保全企画室 課長補佐
環境安全課 課長補佐

既存塗膜の剥離作業に係る、鉛等有害物の含有状況の確認について

鉛等有害物を含有する既存塗膜の剥離作業については、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日付け国官技第58号）に基づき対応をされているところですが、通達の更なる周知徹底を図るため、下記のとおり対応をお願いします。

現在、契約手続き中及び工事未着手の契約済みの工事についても、本事務連絡を適用するものとします。

なお、管内の自治体に対して情報の共有と参考周知の依頼をよろしくお願いいたします。

記

1. 既存塗膜の成分調査（鉛等有害物の含有状況）
工事着手前までに塗装履歴などを踏まえ、成分調査を行い鉛等有害物の含有状況を確認する。
2. 労働者の健康障害防止に必要な措置の実施
鉛等有害物の含有が確認された場合は、厚生労働省の基準の「（塗料の剥離等作業を請け負う事業者について）」に基づく安全な方法で対応することを工事の受注者へ周知すること。

国官技第58号
平成26年5月30日

北海道開発局 事業振興部長 殿
各地方整備局 企画部長 殿

国土交通省 大臣官房技術調査課長

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について

標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長及び化学物質対策課長より、都道府県労働局労働基準部健康主務課長に対し、鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止のため、発注者への要請及び施工業者への指導について通知がなされたところです。

については、この趣旨を理解のうえ、発注者として適切に対応するとともに、塗装塗り替え工事の受注者へも周知いただくようお願いいたします。

基安労発 0530 第 3 号
基安化発 0530 第 3 号
平成 26 年 5 月 30 日

国土交通省大臣官房技術調査課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
化学物質対策課長
(契印省略)

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における
労働者の健康障害防止について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関して、一般に錆止め等の目的で鉛を数十%から十数%程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があり、また、業界の自主的な取組により鉛含有塗料の流通は少なくなっているものの、現在でも多くの建設物に塗布されています。これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を順守することはもとより、状況に応じた適切なばく露防止対策を講じる必要があります。また、これらの業務を発注する者は、鉛等有害物を含有する塗料の使用状況に係る情報を施工業者に提示し、必要なばく露防止対策を講じさせることが望まれます。

このようなことから、都道府県労働局宛別添のような通達を発出したところですが、貴課におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、別添通達に記載された取組が進められるよう関係機関等に対する周知につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基安労発 0530 第 1 号
基安化発 0530 第 1 号
平成 26 年 5 月 30 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
化学物質対策課長
(契印省略)

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における
労働者の健康障害防止について

標記について、一般に錆止め等の目的で鉛を数十%から十数%程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があり、また、業界の自主的な取組により鉛含有塗料の流通は少なくなっているものの、現在でも多くの建設物に塗布されている。これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業（以下「剥離等作業」という。）を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を順守することはもとより、状況に応じた適切なばく露防止対策を講じる必要がある。また、これらの業務を発注する者は、鉛等有害物を含有する塗料の使用状況に係る情報を施工業者に提示し、必要なばく露防止対策を講じさせることが望ましい。

については、橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業における鉛等有害物による健康障害防止を徹底するため、下記の事項について、発注者に取組を要請するとともに、施工業者に適切な実施を指導されたい。なお、関係事業者団体の長宛て別添のとおり周知しているので、関係事業者等に対する指導に当たり留意されたい。

記

(塗料の剥離等作業を発注する者について)

- 1 橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を発注する者は、塗布されている塗料中の鉛やクロム等の有害な化学物質の有無について把握している情報を施工者に伝えるほか、塗料中の有害物の調査やばく露防止対策について必要な経費等の配慮を行うこと。

(塗料の剥離等作業を請け負う事業者について)

- 2 労働安全衛生法等関係法令に基づく対策の必要性を確認するため、橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を請け負う事業者は、発注者に問い合わせる等して、当該塗料の

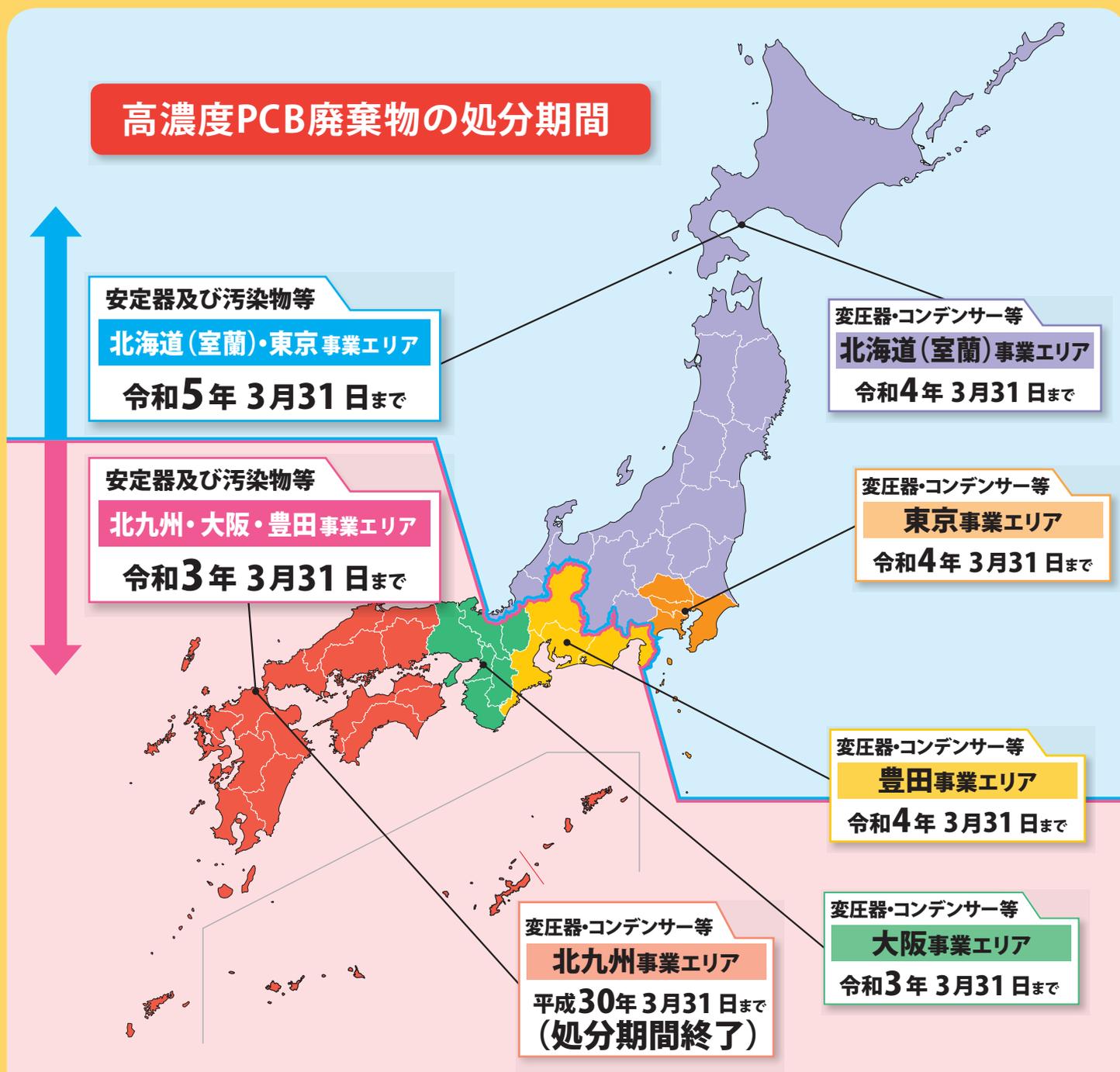
成分を把握すること。

- 3 2により、当該塗料の成分について鉛等の有害物が確認された場合は、当該塗料の剥離等作業を行う事業者は、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること。
- 4 鉛等有害物を含有する塗料の剥離等作業を、近隣環境への配慮のために隔離措置された作業場や屋内等の狭隘で閉鎖された作業場（以下「隔離区域等内作業場」という。）で作業を行う場合は、当該区域内の鉛等有害物の粉じんの濃度は極めて高濃度になるため、次の措置を行うこと。
 - (1) 剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。
 - (2) 隔離区域等内作業場に粉じんを集じんするため適切な除じん機能を有する集じん排気装置を設けること。この際、集じん排気装置の排気口は外部に設けること。また、集じん排気装置は作業場の空間に応じて十分な排気量を有するものとする。
 - (3) 隔離区域等内作業場より粉じんを外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底すること。
 - (4) 隔離区域等内作業場については、関係者以外の立ち入りを禁じ、区域内で作業や監視を行う労働者については、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを着用させること。なお、電動ファン付き呼吸用保護具については、フィルターを適切な期間ごとに交換するなど適切に管理して使用させること。
 - (5) 呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉じんを十分に拭い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管すること。
 - (6) 隔離区域等内作業場の粉じんを運搬し、又は貯蔵するときは、当該粉じんが発散するおそれがないよう堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。また、それらの保管については、一定の場所を定めておくこと。
- 5 鉛業務に常時従事する労働者に対し、法令に基づき鉛健康診断を行うとともに、鉛中毒の症状を訴える者に速やかに医師の診断を受けさせるようにすること。また鉛中毒にかかっている者及び健康診断の結果鉛業務に従事することが適当でないとする者に対しては、労働安全衛生法第66条の5に基づき、医師等の意見を勘案して、鉛業務に従事させない等の適切な措置を講じること。

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和3年 1月版



低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年3月31日まで

中国地方整備局
同時発表

平成31年3月27日
大臣官房技術調査課

『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』の試験結果等を公表します ～新技術の活用に向けて～

国土交通省では、新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」により、『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』について試験等を実施しました。

今回、その試験結果等を取りまとめましたので、公表します。

- 土木鋼構造用塗膜剥離剤は複数の製品が開発されてきており、鋼道路橋の塗替え塗装工事などにおいて、粉じんや騒音を発生させずに、既存の塗膜を安全に除去することを目的として採用されることが多くなっておりま。
- そこで、新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」※により、『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』について、同一の評価項目や試験方法の下で比較可能な一覧表を作成することを目的に技術公募を行い、試験等を実施しました。
- この度、「テーマ設定型（技術公募）」による試験結果 暫定版（屋外暴露耐久性は最大10年で評価するため）を取りまとめましたので、公表します。今後、技術の活用にあたっては、試験結果等を参考に検討してまいります。なお、比較表は、技術の進展等に伴い更新する場合があります。

※「テーマ設定型（技術公募）」：現場ニーズに基づき募集する技術テーマを設定し、民間等の優れた新技術を公募して実現場で活用・評価する方式

1. 試験実施対象技術 : 別紙 - 1
2. 試験結果等比較表（暫定版） : 別紙 - 2
3. 実橋試験の実施概要 : 別紙 - 3

○試験結果（暫定版）の掲載（NETIS 維持管理サイト）<http://www.m-netis.mlit.go.jp/>

<問い合わせ先>

① 試験結果の公表について

国土交通省 中国地方整備局 TEL: 082-221-9231（代表）082-511-6353（直通）FAX: 082-511-6359

企画部 機械施工管理官 赤星 剛（あかほし つよし）（内 3132）

企画部 施工企画課 課長補佐 尾畑 哲格（おばた てつり）（内 3453）

② 新技術活用システムおよびNETIS について

国土交通省 TEL: 03-5253-8111（代表）03-5253-8125（直通）FAX: 03-5253-1536

大臣官房 技術調査課 課長補佐 渡邊 賢一（わたなべ けんいち）（内 22343）

大臣官房 技術調査課 係長 石田 美雪（いしだ みゆき）（内 22346）

試験実施対象技術一覧表

公募名：土木鋼構造用塗膜剥離剤技術

中国地方整備局

※五十音順

番号	技 術 名	NETIS番号	応 募 者 名
1	アクアリムーバーエコ工法	CB-180010-A	菊水化学工業株式会社
2	インバイロワン工法	KT-060135-VE (掲載期間終了)	インバイロワンシステム株式会社
3	エコグリーンバイオ	CB-170030-A	ヤマダイインフラテクノス株式会社
4	EPP(エコ・ペイント・ピーリング)工法	KT-150081-A	JFEエンジニアリング株式会社
5	ネオハクリ工法	CG-170006-A	株式会社ネオス
6	ネオリバー泥パック工法	KK-070037-VE (掲載期間終了)	三彩化工株式会社
7	バイオハクリX-WB	KT-160043-A	山一化学工業株式会社
8	パントレ工法	KK-160028-A	好川産業株式会社・株式会社ソーラー
9	ペリカンリムーバー	KK-170037-A	大伸化学株式会社
10	リペアソルブS工法	CB-170013-A	三協化学株式会社

テーマ設定型「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」比較表（暫定版）

※五十音順

別紙-2

番号		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		備考									
技術基本情報	応募資料情報	技術名称		アクアリンバーエコー工法		インバイロワン工法		エコクリーンバイオ		EPP(エコ・ペイント・ピーリング)工法		ネオハクリ工法		ネオリバー泥パック工法		バイオハクリX-WB		パントレ工法		ペリカンリバー		リベアソルB工法									
		剥離剤名称		アクアリンバーエコー		インバイロワン		エコクリーンバイオ		アクアインプラス202N		NE-1		ネオリバー泥パック橋梁用Type II		バイオハクリX-WB		パントレ		ペリカンリバーアクアDX		リベアソルB									
		NETIS番号		CB-180010-A		KT-060135-VE (掲載期間終了)		CB-170030-A		KT-150081-A		CG-170006-A		KK-070037-VE (掲載期間終了)		KT-160043-A		KK-160028-A		KK-170037-A		CB-170013-A									
		応募者		菊水化学工業株式会社		インバイロワンシステム株式会社		ヤマダインフラテクノ株式会社		JFEエンジニアリング株式会社		株式会社ネオス		三彩化工株式会社		山一化学工業株式会社		好川産業株式会社		株式会社ソーラー		大伸化学株式会社		三協化学株式会社							
		概算標準施工費 新設時A塗装系(五日市高架橋を想定) 1回塗付~剥離まで 広島県単価(2019.2) 仮設(足場・交通誘導員・安全施設等)含まず 運搬工事費のみ(諸経費含まず)		円/1,000㎡		8,020,000		6,334,400		5,060,800		5,080,000		5,948,130		4,944,900		6,061,443		6,251,350		5,631,635		5,210,900		見積による					
		概算算出剥離剤塗付量 新設時A塗装系(五日市高架橋を想定)		g/㎡/回		1,500		1,070		642		550		749		530		1,070		1,060		880		1,070							
試験時状況	剥離剤塗付方法		ポータブル型エアレス塗装機		エアスプレー(霧吹き)		ポータブル型エアレス塗装機		ポータブル型エアレス塗装機		ポータブル型エアレス塗装機		ポータブル型エアレス塗装機		ポータブル型エアレス塗装機		ポータブル型エアレス塗装機		ポータブル型エアレス塗装機		ポータブル型エアレス塗装機		ポータブル型エアレス塗装機								
	積算温度	新設時A塗装系	常温	1回目	362	416	383	408	398	422	409	422	409	422	409	422	409	422	409	422	409	422	409	422	24時間積算温度						
			2回目	324	418	-	404	406	420	420	403	425	416	411	24時間積算温度																
		新設時B塗装系	常温	1回目	245	291	266	290	272	276	298	290	255	257	48時間積算温度																
			2回目	335	351	-	348	340	340	357	356	320	324	48時間積算温度																	
	性能評価項目等	性能評価指標	要求水準	単位	℃・h		505	466	463	470	457	470	463	461	478	24時間積算温度															
					479	445	500	498	440	473	440	440	453	438	48時間積算温度																
					399	447	424	433	433	434	440	453	438	48時間積算温度																	
					-	477	-	500	-	473	-	472	498	485	48時間積算温度																
	試験調査結果	現地塗膜剥離性の試行条件: 塗付剥離回数は最大2回まで		最大2回施工		最大2回施工		応募者の希望により1回施工		最大2回施工		最大2回施工		最大2回施工		最大2回施工		最大2回施工		最大2回施工		最大2回施工		最大2回施工		折れ線グラフで表示 (クリックすると拡大)					
剥離性(A-1)		新設時A塗装系	桁渡板(常温・低温)																												
			下フランジ(常温・低温)																												
		新設時B塗装系	桁渡板(常温・低温)																												
			下フランジ(常温・低温)																												
作業性(B-2)		新設時A塗装系	常温	桁渡板	○																										
			低温	桁渡板	○																										
		新設時B塗装系	常温	桁渡板	○																										
			低温	桁渡板	○																										
粉じん発生量(C-1)		新設時A塗装系	常温	桁渡板	○																										
	低温		桁渡板	○																											
	新設時B塗装系	常温	桁渡板	○																											
		低温	桁渡板	○																											
生分解性(C-2)	生分解度	60%以上	-	○																											
				魚毒性(C-3)	半数致死濃度(L50)	10 mg/Lより大きい	-	○																							
								剥離剤	引火点	93℃より大きい	-	○																			
												剥離した塗膜	○																		
SDS及び化学分析により得られた製品の組成・成分情報と化学物質関連法規との照合	① 毒物及び劇物取扱法: 毒物、劇物	1物質「劇物」(基準値以下)																													
	② 化学物質排出把握管理促進法: 指定化学物質	3物質「劇物」(いずれも基準値以下)																													
	③ 労働安全衛生法: 有害物質ばく露作業報告対象物質	1物質「劇物」(基準値以下)																													
	④ 労働安全衛生法: ラベル表示・SDS交付義務対象物質	1物質「劇物」(基準値以下)																													
	⑤ 特定化学物質障害予防規則: 特定化学物質	1物質「ラベル表示・SDS交付義務」 2物質「SDS交付義務」 2物質(基準値未満)																													
	⑥ 有機溶剤中毒予防規則: 有機溶剤	1物質「ラベル表示・SDS交付義務」 2物質「SDS交付義務」 1物質(基準値未満)																													
	⑦ 大気汚染防止法: 有害大気汚染物質	1物質「ラベル表示・SDS交付義務」 2物質「ラベル表示・SDS交付義務」 1物質(基準値未満)																													
	⑧ 水質汚濁防止法: 指定物質	1物質「ラベル表示・SDS交付義務」 2物質「ラベル表示・SDS交付義務」 1物質(基準値未満)																													
	⑨ その他有害性または危険性が確認されているもの又は有害性若しくは危険性が予測されるもの(主に人体に対するもの)	1物質「特定第2類物質」「特別管理物質」(基準値未満)																													
塗膜の耐久性(D-1)	新設時A塗装系	素地調整程度2種と同程度以上	(mm) ○																												
		素地調整程度2種と同程度以上	(mm) ○																												
塗膜の耐食性(D-2)	新設時A塗装系	素地調整程度2種と同程度以上	1年後変状無し																												
		素地調整程度2種と同程度以上	1年後変状無し																												
臭気(E-1)	新設時A塗装系	常温	桁渡板	4																											
		低温	桁渡板	3																											
その他	塗膜剥離剤の安全な取り扱いに対する取り組み(E-2)	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・施工者へ製品取扱の安全指導を実施 ・定期的講習会を開催し、施工者に対し施工指導や安全教育を実施 ・講習会の受講、試験合格者に技術者証を交付(自社資格者制) ・技術者証所有会社のみ製品提供 ・試験施工時でもメーカーもしくは技術者証所有者が立ち会い ・技術者証の定期更新(4年更新)、更新時に技術情報の共有 ・適切な施工技術の展開、向上を目的とした施工技術協議会(全国規模)の発足 ・施工者用の作業手順書の作成 ・施工前のSDS(安全データシート)確認 ・現場毎に管理責任者を定め、保管時の施設、数量チェックを実施 ・施工者に対する施工計画書作成の提案・指導 ・定期的講習会を開催し、施工者に対し説明や講習会を実施 ・試験施工時、現場施工時にメーカー技術者が立ち会い、施工技術、保護具着用、薬剤の保管・廃棄方法を指導 ・SDS(安全データシート)の他、安全管理に関する注意事項を記載 ・カタログ、SDS(安全データシート)の製品使用前の確認を徹底 ・メーカーもしくはメーカー委託販売店から施工者に対し、使用方法や安全管理等を施工前に説明し、取り扱ったカタログ、施工要領書、試験施工時の要領書を提供 ・施工者に対し作業に当たった安全設備に関する情報を提供 ・製品の盗難、紛失に関する注意喚起 ・必要に応じ、現場施工時(使用開始時等)のメーカー技術者の立ち会い ・定期的講習会を開催し、施工者に対する安全教育の実施 ・施工者への施工要領書、技術資料の提供 ・必要に応じ、現場施工時にメーカー技術者が立ち会い ・希望者に対する安全教育の実施 ・施工者への施工要領書、技術資料の提供 ・必要に応じ、現場施工時にメーカー技術者が立ち会い ・ラベルには安全対策、作業工程図、養生時間等を記載し、施工者に正しい使用方法を周知 ・使用経験が少ない施工者に対する勉強会の実施と現場指導 ・施工者向けに作業工程の動画、CPD S動画を公開 																											

作業性の内、たれ性B-1及び作業効率B-3については、現地試行において狭小な施工範囲で作業していること及び通常作業時の塗付機械を使用していないことから比較表より除外した。

※1: 実橋梁による現地試行においては、総塗膜厚500µm以上の橋梁での試行が出来なかったため「-」表示とする。

◆新設時A塗装系試行橋梁

・実施場所: 広島県広島市 国道2号 五日市高架橋 (P42-P43-A2)

・試験実施日: [常温] H30/10/10~14
[低温] H31/1/8~13

・試験内容

- ①(B-3)作業効率試験
- ②(A-1)剥離性試験(腹板、下フランジ)
- ③(E-1)臭気試験(常温・低温)
- ④(B-1)たれ性試験
- ⑤(B-2)塗付性試験
- ⑥(C-1)粉じん発生量試験(常温のみ)
- ⑦(C-4)火災安全性試験(常温のみ)

・既存塗装(標準的な構成)

- 第1層: 鉛系さび止め
- 第2層: フタル酸樹脂中塗り塗料
- 第3層: フタル酸樹脂上塗り塗料
- 第4層: エポキシ樹脂塗料プライマー
- 第5層: エポキシ樹脂系MIO塗料
- 第6層: ポリウレタン樹脂上塗り塗料
- PCB含有の有無: 無
- 鉛含有の有無: 有



4

1

実橋試験の実施内容

◆新設時B塗装系試行橋梁

・実施場所: 徳島県海部郡海陽町 国道55号 穴喰大橋 (P4-P5-A2)

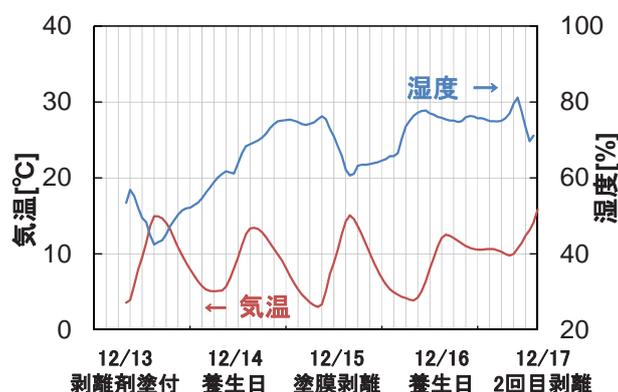
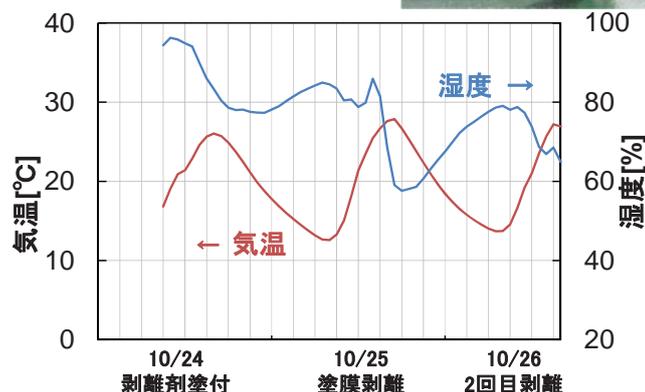
・試験実施日: [常温] H30/10/23~27
[低温] H30/12/12~17

・試験内容

- ①(B-3)作業効率試験
- ②(A-1)剥離性試験(腹板、デッキプレート)
- ③(B-1)たれ性試験(常温・低温)
- ④(B-2)塗付性試験
- ⑤(C-1)粉じん発生量試験(常温のみ)
- ⑥(C-4)火災安全性試験(常温のみ)

・既存塗装(標準的な構成)

- 第1層: 鉛系さび止め
- 第2層: 塩化ゴム系中塗り塗料
- 第3層: 塩化ゴム系上塗り塗料
- 第4層: エポキシ樹脂下塗り塗料
- 第5層: 塩化ゴム系中塗り塗料
- 第6層: 塩化ゴム系上塗り塗料
- 第7層: エポキシ樹脂下塗り塗料
- 第8層: ポリウレタン樹脂用中塗り塗料
- 第9層: ポリウレタン樹脂上塗り塗料
- PCB・鉛含有の有無: 有

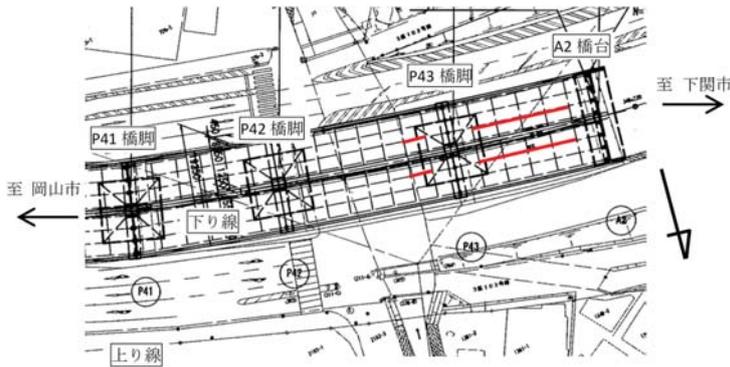


46

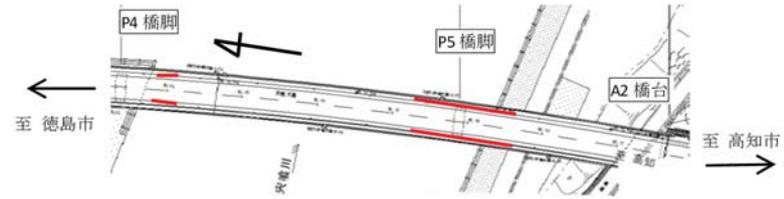
2

〈位置図〉

〔五日市高架橋〕

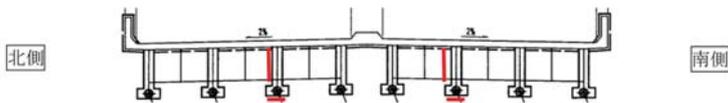


〔穴喰大橋〕



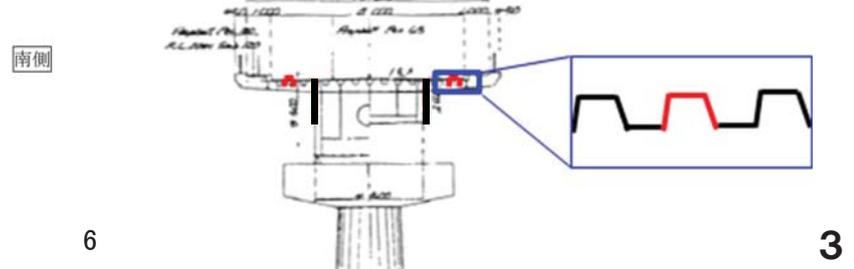
〈試験位置：平均実施面積〉

- ・腹板: 0.42m²
- ・下フランジ下面: 0.19m²



〈試験位置：平均実施面積〉

- ・腹板: 0.49m²
- ・デッキプレート下面およびUリブ側面: 0.44m²



6

3

剥離性試験フロー

常温試験

新設時A塗装系 五日市高架橋	新設時B塗装系 穴喰大橋	常温試験	
		1回目塗付	2回目塗付
10/10	10/23	準備作業	
10/11	10/24	塗膜剥離剤塗付	
10/12	10/25	塗膜剥離	塗膜剥離剤塗付
10/13	10/26	動力工具処理	塗膜剥離
10/14	10/27		動力工具処理

低温試験

新設時A塗装系 五日市高架橋	新設時B塗装系 穴喰大橋	低温試験	
		1回目塗付	2回目塗付
1/8	12/12	準備作業	
1/9	12/13	塗膜剥離剤塗付	
1/10	12/14	養生日	
1/11	12/15	塗膜剥離	塗膜剥離剤塗付
1/12	12/16	動力工具処理	養生日
1/13	12/17		塗膜剥離

※塗膜剥離は、刃付スクレーパー(幅100×厚さ0.8mm片研ぎ刃)を使用し、同一作業員により実施

参 考 資 料

8

試験内容

本資料は、『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』試験方法および試験条件の補足資料である。

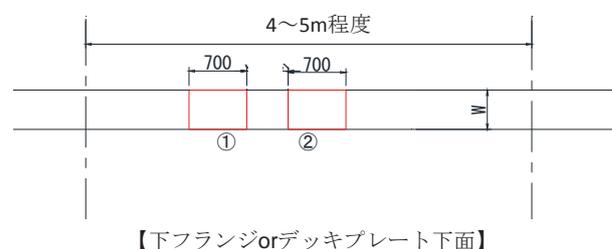
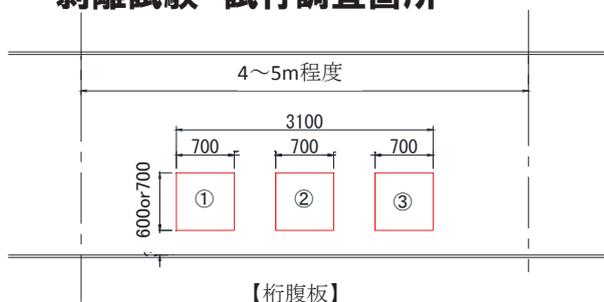
【A-1: 剥離性】

- ・塗膜剥離後に鋼材面に残存した塗膜の厚さ(μm)を所定の方法により計測。
- ・塗膜剥離後の塗膜厚を、塗膜剥離前の塗膜厚を1とした指数で評価。
- ・評価は桁腹板と下フランジ下面(新設時B塗装系試行橋梁ではデッキプレート下面およびUリブ側面)で行う。

【B-2: 塗付性】

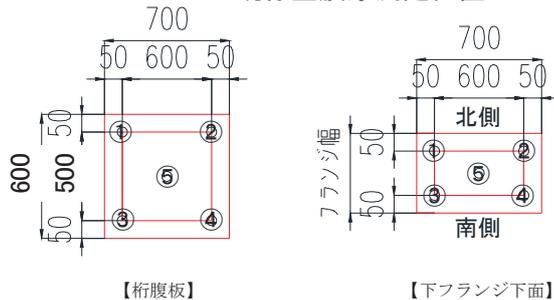
- ・A-1: 剥離性と同じ区間において試験を実施。
- ・評価は塗膜剥離剤の塗付から5分経過後に行う。
- ・塗膜剥離剤塗付部を目視によって観察し、顕著な流れが認められない場合は「塗付できる」と判定

剥離試験 試行調査箇所

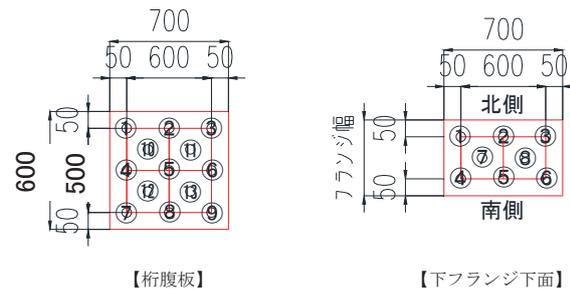


五日市高架橋 膜厚測定位置

既存塗膜厚測定位置

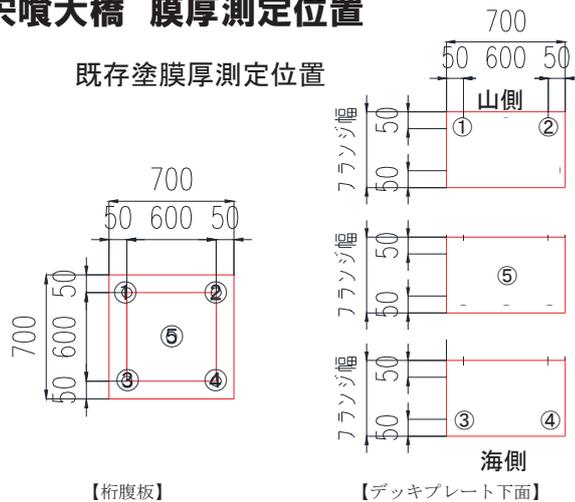


残存塗膜厚測定位置

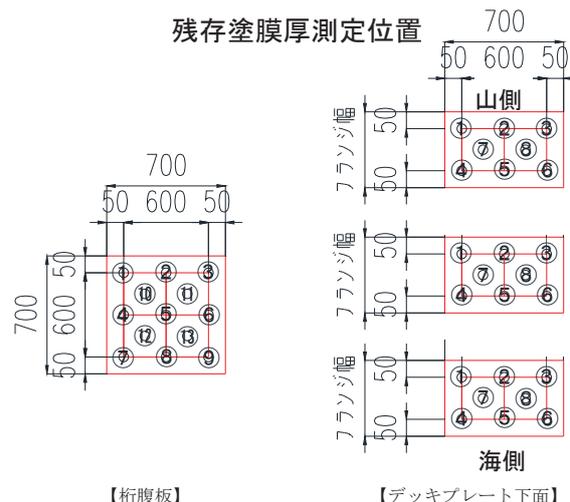


穴喰大橋 膜厚測定位置

既存塗膜厚測定位置



残存塗膜厚測定位置



10

参-2

【C-1: 粉じん発生量】

- ・応募者が選定した作業環境測定機関の作業環境測定士が測定
- ・作業環境測定基準の「粉じん濃度等の測定」に準拠
- ・塗膜剥離剤による塗膜剥離作業時の発生粉じんが動力工具処理時よりも少ない場合に「○」と判定
- ・具体的な測定条件は下記の通り
 - (1) 測定方法: 相対濃度計とフィルター秤量法の並行測定
 - (2) 測定装置:
 - ① 光散乱方式のデジタル粉じん計(労働省労働基準局長が指定する者によって1年以内ごとに1回、定期的に校正されたもの)
 - ② ハイボリウムエアサンプラー(分粒装置なし、ろ過材はガラス繊維ろ紙)
 - (3) 測定点: 作業対象(腹板)からの距離1.0 m、床からの高さ1.0 m
 - (4) 測定時間: 塗膜剥離(あるいは動力工具処理)作業開始から10分間

【C-4: 火災安全性】

- ・塗膜剥離剤および塗膜剥離剤により剥離した塗膜について測定を実施
- ・塗膜試料は、【A-1: 剥離性】の常温試験において塗膜剥離剤により剥離した腹板塗膜から採取
- ・塗膜試料の引火点は、塗膜剥離剤で剥離した直後とほぼ同等の状態(湿潤状態)で測定

【C-5: 化学成分】

- ・応募者が選定した公的試験機関において塗膜剥離剤のガスクロマトグラフィー質量分析(GC-MS)を実施し、検出されたピークの質量スペクトルについてライブラリー検索を行い成分を同定
- ・SDS(安全データシート)及びGC-MS分析によって得られた塗膜剥離剤の組成・成分情報と化学物質関連法規とを照合し、規制化学物質含有の有無を確認

【D-1: 促進暴露耐久性】

- ・複合サイクル試験(条件は下記の通り)250サイクル後の塗膜一般部の変状(さび、膨れ、われ、剥がれ等)の程度およびカット部分傷端からの鋼材腐食の進行長さ(幅)最大値に基づく評点から評価
- ・複合サイクル試験条件(1サイクルあたり): 湿潤(95%, 30°C) 1.0 h ⇒ 塩水噴霧(5%NaCl水溶液, 30°C) 2.0 h ⇒ [乾燥(20%, 50°C) 1.5 h ⇒ 湿潤(95%, 50°C) 1.5 h] × 6回 ⇒ 乾燥(20%, 50°C) 1.5 h ⇒ 乾燥(20%, 30°C) 1.5 h
- ・腐食進行長さの評点: 腐食進行長さ(幅)の最大値の平均値(n=3)による
 - 評点1: 3mm未満
 - 評点2: 3mm以上～10mm未満
 - 評点3: 10mm以上～20mm未満
 - 評点4: 20mm以上～30mm未満
 - 評点5: 30mm以上
- ・塗膜一般部の変状が無い、または軽微な場合、腐食進行長さの評点が下記条件を満足すれば「○」と判定
 - 素地調整程度1種試験片 < 評価対象試験片 ≤ 素地調整程度2種試験片
あるいは
 - 素地調整程度1種試験片 ≧ 評価対象試験片 < 素地調整程度2種試験片

【E-1: 臭気】

- ・応募者が選定した臭気測定認定事業所が測定
- ・臭気指数および臭気強度の測定は「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」(平成7年環境庁告示第63号)、「嗅覚測定法マニュアル『三点比較式臭袋法について』および参考資料『臭気強度とその測定方法について』」(環境省、平成29年3月)に準拠
- ・臭気測定用試料は、【A-1: 剥離性】試験において塗膜剥離剤塗付作業(腹板面)終了後、直ちに採取
- ・試料採取位置は【C-1: 粉じん発生量】の測定点に同じ
- ・臭気強度の判定は以下「6段階臭気強度表示法」(環境省)の区分による
 臭気強度0: 無臭
 臭気強度1: やっと感知できるにおい
 臭気強度2: 何のにおいであるかがわかる弱いにおい
 臭気強度3: 楽に感知できるにおい
 臭気強度4: 強いにおい
 臭気強度5: 強烈なにおい

【E-2: 塗膜剥離剤の安全な取扱いに対する取り組み】

- ・応募者が塗膜剥離剤の安全な取扱いのために取り組んでいる事項を記載

塗膜構成及び塗膜厚

◆新設時A塗装系試行橋梁(腹板)

技術名称		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
技術名称		アクアリムーバーエコ工法	インパロワン工法	エコクリーンバイオ	EPP(エコポイントピーリング)工法	ネオハクリ工法	ネオリバー泥バック工法	バイオハクリX-WB	パントレ工法	ベリカンリムーバーアクアDX	リベアソルブS工法	
応募者名		菊水化学工業株式会社	インパロワンシステム株式会社	ヤマダインフラテクノス株式会社	JFEエンジニアリング株式会社	株式会社ネオス	三彩化工株式会社	山一化学工業株式会社	好川産業株式会社・株式会社ソーラー	大伸化学株式会社	三協化学株式会社	
腹板	①常温	第1層	93	139	95	129	81	124	113	150	120	131
		第2層	28	49	43	32	44	47	46	26	29	27
		第3層	29	42	26	31	23	28	22	18	34	46
		第4層	38	34	37	48	40	29	34	43	41	28
		第5層	47	49	52	45	42	35	37	33	41	36
		第6層	6	18	38	5	44	16	22	16	31	22
		合計	241	331	290	289	274	278	273	285	296	290
	応募者測定		263	331	298	322	296	349	330	345	342	316
	②低温	第1層	112	89	118	138	107	130	89	97	104	138
		第2層	32	36	32	28	47	54	46	54	44	37
		第3層	20	29	18	29	17	32	24	18	40	40
		第4層	37	37	33	37	42	27	31	29	47	29
		第5層	38	46	40	28	37	29	28	41	61	38
		第6層	20	26	17	23	25	10	24	25	25	16
合計		259	263	259	284	275	283	242	264	321	298	
応募者測定		301	317	316	313	285	344	279	298	340	323	

※異なる膜厚計(応募者は電磁式膜厚計)、測定箇所も異なることから、塗装厚(合計)に差異がある

※カット式膜厚計での値は、試験部位の四隅と中央の5点の測定値の平均

※電磁式膜厚計での値は、カット式塗膜計の測定付近で5回ずつ測定した値(5点×5回)の平均

◆新設時B塗装系試行橋梁(腹板)

技術名称		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
技術名称		アクアリム-バーエコ工法	インバイロワン工法	エコクリーンバイオ	EPP(エポベイントピーリング)工法	ネオハクリ工法	ネオリバー-泥バック工法	バイオハクリX-WB	バンドレ工法	ペリカンリム-バーアクアDX	リベアソルブS工法	
応募者名		菊水化学工業株式会社	インバイロワンシステム株式会社	ヤマダインフラテクノス株式会社	JFEエンジニアリング株式会社	株式会社ネオス	三彩化工株式会社	山一化学工業株式会社	好川産業株式会社・株式会社ローラー	大伸化学株式会社	三協化学株式会社	
腹板	①常温 カット式膜厚計 5点平均値(μm)	第1層	104	99	94	93	103	94	105	100	100	88
		第2層	24	45	33	35	39	47	38	28	24	27
		第3層	49	21	28	37	39	28	49	33	29	21
		第4層	31	38	55	34	38	45	43	32	43	42
		第5層	58	17	16	29	26	26	24	29	22	17
		第6層	24	16	20	21	15	13	21	19	15	15
		第7層	95	111	91	89	87	120	87	120	111	107
		第8層	47	26	26	43	32	31	32	25	38	44
		第9層	29	49	33	28	27	41	36	42	25	21
		合計	461	422	396	409	406	445	435	428	407	382
	応募者測定値		データ不具合	428	365	395	420	430	456	416	399	408
	②低温 カット式膜厚計 5点平均値(μm)	第1層	108	114	75	95	110	88	109	94	101	83
		第2層	29	37	31	42	27	42	37	32	31	32
		第3層	32	32	34	19	39	36	51	25	27	23
		第4層	49	57	36	30	48	47	30	37	45	35
		第5層	29	20	19	22	25	20	22	27	15	19
		第6層	22	17	13	14	12	15	20	15	16	14
		第7層	92	115	115	91	99	118	74	81	98	103
		第8層	45	31	37	31	43	35	37	12	32	49
		第9層	29	57	39	26	25	45	24	51	14	24
合計		435	480	399	370	428	446	404	374	379	382	
応募者測定値		412	458	398	369	437	445	448	405	381	394	

※異なる膜厚計(応募者は電磁式膜厚計)、測定箇所も異なることから、塗装厚(合計)に差異がある

※カット式膜厚計での値は、試験部位の四隅と中央の5点の測定値の平均

※電磁式膜厚計での値は、カット式塗膜計の測定付近で5回ずつ測定した値(5点×5回)の平均

熊本地震を踏まえた耐震対策の課題

- ① 緊急輸送道路の耐震補強は未だ不十分な状況
- ② 熊本地震で落橋したロッキング橋脚については、熊本地震（前震と本震の2度の大きな地震）と構造の特殊性から、これまでの対策では不十分
- ③ 落橋した場合の影響が大きい高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋で落橋防止対策が一部未了



九州自動車道をまたぐ跨道橋の落橋
(県道小川嘉島線・府領第一橋)



橋梁の支承・主桁の損傷
(大分自動車道・並柳橋)

② ロッキング橋脚の耐震補強

高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚については、2019年度までに耐震補強を完了を目指す



対策前

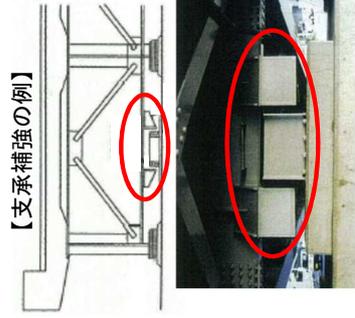


対策後

耐震補強の施工例

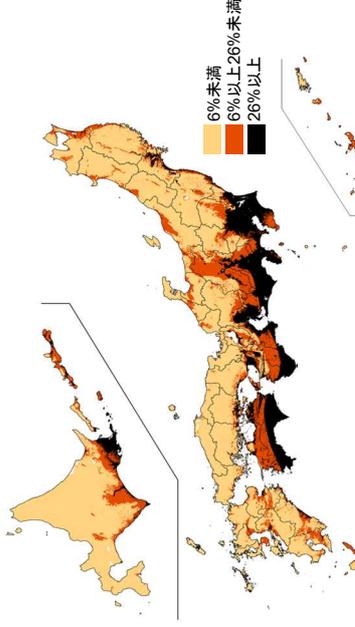
① 緊急輸送道路の耐震補強の加速化

高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率等を踏まえて、落橋・倒壊の防止に加え、路面に大きな段差が生じないよう、支承の補強や交換等を行う対策を加速化



【支承補強の例】

水平力を分担する構造



6%未満
6%以上26%未満
26%以上

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
出典：全国地震動予測地図2016年版（地震調査研究推進本部）を基に作成

③ 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋

高速道路や直轄国道をまたぐ跨道橋については、少なくとも落橋・倒壊の防止を満たすための対策を2021年度まで優先的に支援
※ 高速道路や直轄国道においては対策済み

《対策イメージ》



跨道橋

地方管理道路

直轄国道



【落橋防止構造】

落橋防止構造



【橋脚補強】

橋脚補強

☆ 地方管理道路の緊急輸送道路についても①、②、③の対策を推進

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	75%
国管理	84%
都道府県管理	80%
政令市管理	81%
市町村管理	67%
計	79%

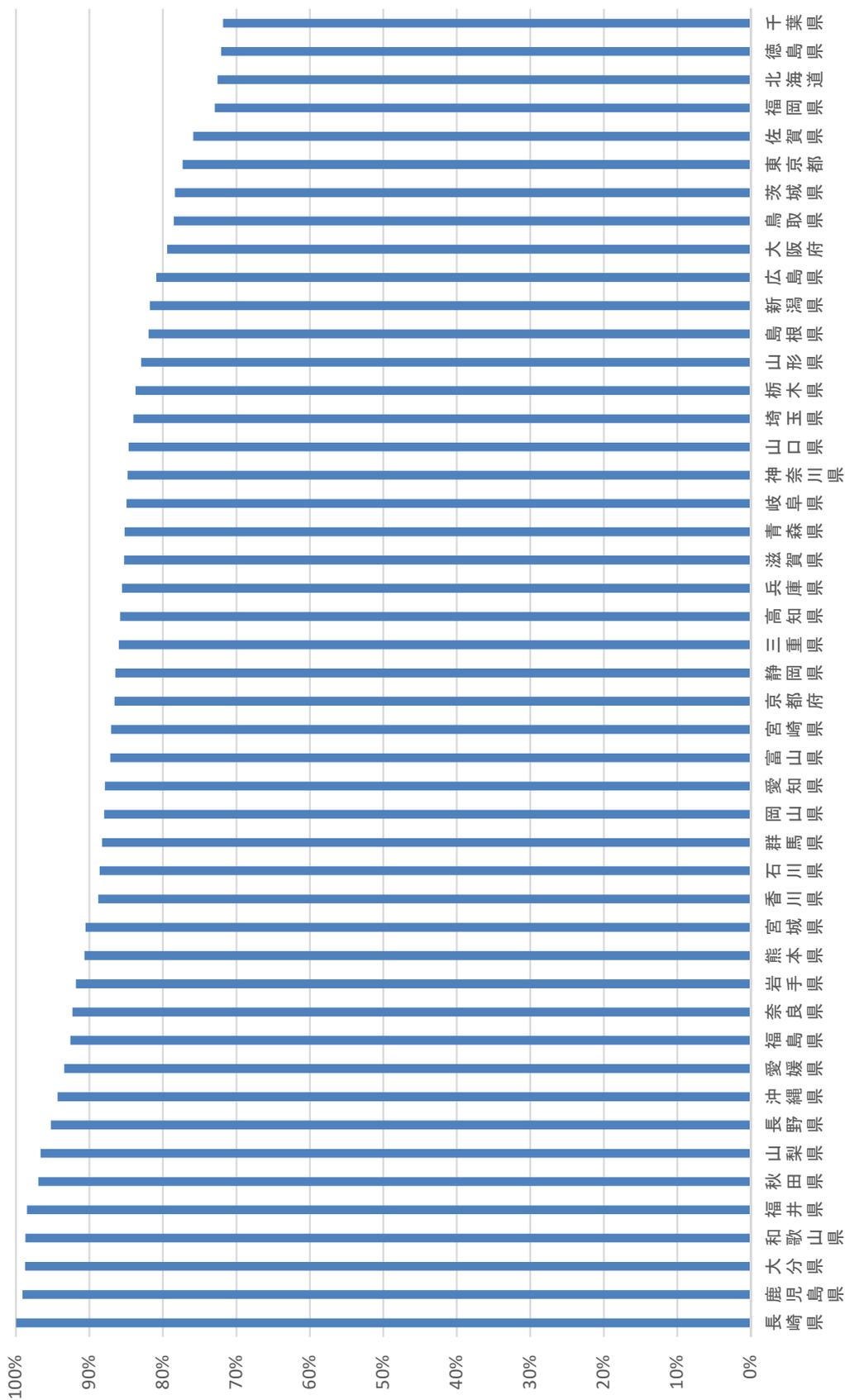
※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁。

なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

都道府県別の耐震補強進捗率(直轄国道)



- ※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
- ※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
- ※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(高速) R2.3時点

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	75%
東日本高速	80%
中日本高速	91%
西日本高速	61%
首都高速	98%
阪神高速	92%
本四高速	48%

事務連絡
平成28年3月18日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
技術管理担当課長 様
道路工事発注担当課長 様
道路占用許可担当課長 様

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成24年3月13日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成26年1月8日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成26年1月8日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応されたい。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

（問い合わせ）

大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

○:登録済 ●:更新 ★:新規

資格名	試験実施機関	橋梁(鋼橋)		橋梁(Co橋)		トンネル		土工		シェッカル		舗装		小規模附属物		
		点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	
1 RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	○	○	○	○					○	○					
2 RCCM(トンネル)							○	○								
3 RCCM(道路)									○	○	○	○	○	○		
4 RCCM(地質)									○	○						
5 RCCM(土質及び基礎)									○	○						
6 RCCM(施工計画、施工設備及び積算)									○						○	○
7 上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	○	○	○	○											
8 1級土木技術者(橋梁)コースB			○		○											
9 上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA			○	○	○	○					○	○				
10 上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB			○	○	○	○					○	○				
11 1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA			○		○						○					
12 1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB			○		○						○					
13 上級土木技術者(トンネル・地下)コースB							●	●								
14 1級土木技術者(トンネル・地下)コースB							●									
15 上級土木技術者(地盤・基礎)コースA									○	○						
16 上級土木技術者(地盤・基礎)コースB									○	○						
17 1級土木技術者(地盤・基礎)コースA									○							
18 1級土木技術者(地盤・基礎)コースB									○							
19 土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	○	○	○	○											
20 土木鋼構造診断士補		○		○												
21 コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会			○	○	○	○			○	○					
22 プレストレストコンクリート技士				○												
23 コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	●	●	○	●	●	●			○	○					
24 道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	○		○												
25 道路橋点検士補		●		●												
26 舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会											○	○			
27 一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	○	●	○	●											
28 二級構造物診断士		○		○												
29 インフラ調査士(橋梁)	(一社)日本非破壊検査工業会	●		●												
30 インフラ調査士(トンネル)							●									
31 インフラ調査士(付帯施設)													○	○		
32 構造物保全上級技術者	(一社)国際建造物保全技術協会				○											
33 構造物保全技術者						○										
34 土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	●		●		●										
35 橋梁点検技術者	(独)国立高等学校専門機構	○		○												
36 高速道路点検診断士(土木)	(公社)高速道路調査会	○	○	○	○	○	○									
37 高速道路点検士(土木)			○		○											
38 主任点検診断士	(一財)阪神高速先進技術研究所	●	●	●	●	●	●	○	○			○	○	○	○	
39 点検診断士			●	●	●	●	●	●	○	○			○	○	○	○
40 都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○									
41 道守コース	国立大学法人長崎大学	○	○	○	○	○										
42 特定道守コース			○	○	○	○	○									
43 道守補コース			○		○		○									
44 特定道守(トンネル)								★								
45 道守(トンネル)								★								
46 橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	●		●												
47 橋梁診断士				○		○										
48 社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)	国立大学法人岐阜大学	●	●	●	●	●	●	○	○			○	○			
49 四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	○	○	○	○	○	○									
50 社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	○	○	○	○	○	○									
51 ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	○		○		○		○				○				
52 ふくしまME(保全)			○	○	○	○										
53 ふくしまME(防災)							○	○	○	○	○	○	○	○		
54 構造物の補修・補強技師	(一社)リペア会	○	○	○	○											
55 ブリッジインスペクター	国立大学法人琉球大学	○		○												
56 のり面施工管理技術者資格	(一社)全国特定法面保護協会							○	○							
57 道路標識点検診断士	(一社)全国道路標識・標示業協会													○	○	
58 グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会							○	○							
59 橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	★	★	★	★											
登録数 : 延べ212資格		34	20	37	22	20	14	15	11	9	7	8	6	5	4	

※ 上記の技術者資格は、担当技術者を対象とした資格である。

(空白ページ)

新たに8の民間資格を登録します！

～「令和2年度 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省は2月10日付けで、国土交通省登録資格に新たに8の民間資格を登録し、111の民間資格を更新します。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに320の資格を登録しています。

今般、新たに8の資格を登録するとともに、今年度末に登録期間満了を迎える111の資格について更新し、計328の登録資格となります。

国土交通省登録資格は、点検・診断等の業務において、その資格保有者を総合評価落札方式で加評価することなどにより、積極的に活用するとともに、地方公共団体等でのさらなる活用に向けて周知を図って参ります。

■国土交通省登録資格について

①国土交通省登録資格の概要（参考）

⇒【別添1】参照

②登録資格一覧（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）

⇒【別添2】参照

③国土交通省登録資格の活用に向けて

⇒【別添3】参照（国土交通省登録資格パンフレット）

【参考HP】

※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

(<http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf>)

※2 登録の申請・登録の更新について

(http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000100.html)

※3 技術者資格制度小委員会について

(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gi_jyutsusyashikaku01.html)

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房

技術調査課 課長補佐
係長

谷口（内線22352）

山口（内線22354）

公共事業調査室 主査

中尾（内線24297）

TEL 代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8220（技術調査課）

03-5253-8258（公共事業調査室）

FAX 直通：03-5253-1536（技術調査課）

国土交通省登録資格の概要(参考)

1. 制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。

これまでに6回の公募を行い、全320資格が登録されていますが、今回新たに8資格を追加登録するとともに111資格の更新を行うものです。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

2. これまでの経緯等

- 平成26年 6月 ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正
- 平成26年 8月 ・ 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001051826.pdf>)
- 平成26年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の告示
・ 技術者資格制度小委員会（委員長：日本大学 木下誠也教授）設置計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusuyashikaku01.html)
- 平成26年11月 ・ 公募開始（第1回）
- 平成27年 1月 ・ 登録資格の公表（第1回） 50資格を登録
- 平成27年10月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正 ※「点検・診断等業務」の3施設分野、「計画・調査・設計業務」の18施設分野等を拡充。
- 平成27年10月 ・ 公募開始（第2回）
- 平成28年 2月 ・ 登録資格の公表（第2回） 111資格を追加登録（計161資格）
- 平成28年11月 ・ 公募開始（第3回）
- 平成29年 2月 ・ 登録資格の公表（第3回） 50資格を追加登録（計211資格）
- 平成29年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正 ※「点検・診断等業務」の2施設分野、「計画・調査・設計業務」の1施設分野を拡充。
- 平成29年11月 ・ 公募開始（第4回）
- 平成30年 2月 ・ 登録資格の公表（第4回） 40資格を追加登録（計251資格）
- 平成30年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正 ※「点検・診断等業務」の2施設分野を拡充。
- 平成30年11月 ・ 公募開始（第5回）
- 平成31年1月 ・ 登録資格の公表（第5回） 37資格を追加登録（計288資格）
- 令和元年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正 ※登録の更新に関する規定を改正
(<http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf>)
- 令和元年11月 ・ 公募開始（第6回）
- 令和2年2月 ・ 登録資格の公表（第6回） 32資格を追加登録、平成27年1月登録の50資格については更新登録（計320資格）
- （今回）**
- 令和2年10月 ・ 公募開始（第7回）
- 令和3年2月10日 ・ 登録資格の公表（第7回）
8資格を追加登録するとともに平成28年2月登録の111資格については更新登録を行い、計328資格になります。

3. (参考)分野別登録資格数

総計 328資格

●維持管理分野(点検・診断等業務)

維持管理分野 245資格

施設等名	登録資格数							計
	H27.1 (R2.2)	H28.2 (R3.2)	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	54
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	59
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	34
舗装	-	-	-	9	1	4	0	14
小規模附属物	-	-	-	7	2	0	0	9
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	12	0	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	0	16
堤防・河道	-	0	0	4	0	0	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	3
下水道管路施設	-	1	1	0	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	4
土木機械設備	-	2	0	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	6	245

※()は更新年月

●計画・調査・設計分野

計画・調査・設計分野 83資格

施設等名	登録資格数						計
	H28.2 (R3.2)	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	
道路	3	3	0	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	3
砂防	2	0	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	0	16
港湾	14	0	0	0	1	1	16
空港	1	0	0	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	2
都市公園等	2	0	0	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	0	0	13
宅地防災	-	-	1	0	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	0	5
計	62	13	4	0	2	2	83

※()は更新年月

【別添2】

令和3年2月10日時点

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

○国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格については妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。
（参考）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成31年3月一部改正）

※赤字箇所：新登録資格、又は更新登録の年月日

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
令和2年2月5日	第1号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	砂防設備	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 泰 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第2号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 泰 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第3号	地すべり防止工事事	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	社 裕 東京都港区新橋6丁目2番7号新橋SDBビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目2番7号新橋SDBビル6階
令和2年2月5日	第4号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 泰 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第5号	海浜・港湾構造物維持 管理士	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和2年2月5日	第6号	RCCM（河川、砂防 及び海岸・海洋）	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 泰 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第7号	上級土木技術者 (流域・都市)コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第8号	上級土木技術者 (海岸・海洋)コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第9号	道路橋点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 寛之 東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階
令和2年2月5日	第10号	RCCM（鋼構造及び コンクリート）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 泰 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第11号	一般構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 肇夫 東京都新宿区西新橋六丁目2番3号新橋アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新橋六丁目2番3号新橋アイランドアネックス307号室
令和2年2月5日	第12号	二級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 肇夫 東京都新宿区西新橋六丁目2番3号新橋アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新橋六丁目2番3号新橋アイランドアネックス307号室

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者	
令和2年2月5日	第13号	土木鋼構造診断士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地 一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第14号	土木鋼構造診断士補	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第15号	上級土木技術者 (橋梁)コースB	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第16号	1級土木技術者 (橋梁)コースB	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第17号	特定道守コース	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第18号	道守コース	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第19号	道守補コース	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第20号	RCCM(鋼構造及び コンクリート)	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 泰 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第21号	土木鋼構造診断士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第22号	上級土木技術者 (橋梁)コースB	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第23号	特定道守(鋼構造)コース	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第24号	道守コース	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第25号	道路橋点検士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 真之 東京都文京区普羽2-10-2 普羽NSビル8階
令和2年2月5日	第26号	RCCM(鋼構造及び コンクリート)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 泰 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第27号	一般構造物診断士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森立 孝夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室
令和2年2月5日	第28号	二級構造物診断士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森立 孝夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務又は業務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第29号	コンクリート構造診断士	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレスコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階	公益社団法人プレストレスコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階
令和2年2月5日	第30号	プレストレス コンクリート技士	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレスコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階	公益社団法人プレストレスコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階
令和2年2月5日	第31号	上級土木技術者 (橋梁) コースB	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第32号	1級土木技術者 (橋梁) コースB	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第33号	コンクリート診断士	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 謙一 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階
令和2年2月5日	第34号	特定道守コース	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第35号	道守コース	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第36号	道守補コース	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第37号	RCCM (鋼構造及び コンクリート)	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第38号	コンクリート構造診断士	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレスコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階	公益社団法人プレストレスコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階
令和2年2月5日	第39号	上級土木技術者 (橋梁) コースB	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第40号	特定道守 (コンクリート 構造) コース	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第41号	道守コース	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第42号	RCCM (トンネル)	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第43号	特定道守コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14
令和2年2月5日	第44号	道守コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-14

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
令和2年2月5日	第45号	道守輔コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教町1-1-4	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教町1-1-4
令和2年2月5日	第46号	RCCM (トンネル)	トンネル	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第47号	海洋・港湾構造物維持 管理士	港湾施設	計画策定 (維持管理)	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和2年2月5日	第48号	海洋・港湾構造物維持 管理士	港湾施設	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和2年2月5日	第49号	海洋・港湾構造物維持 管理士	港湾施設	設計 (維持管理)	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和2年2月5日	第50号	海洋・港湾構造物設計士 管理士	港湾施設	設計 (維持管理)	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和3年2月10日	第51号	RCCM (機械)	土木機械設備	診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタント協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第52号	1級ボンプ施設管理技術者	土木機械設備	診断	管理技術者	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 豊田 明裕 東京都港区赤坂二丁目2番15号	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 東京都港区赤坂二丁目2番15号
令和3年2月10日	第53号	公園施設点検管理士	公園施設 (遊具)	点検	管理技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田 裕郎 東京都中央区湊2-12-6	一般社団法人日本公園施設業協会事務局 東京都中央区湊2-12-6
令和3年2月10日	第54号	公園施設点検技士	公園施設 (遊具)	点検	担当技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田 裕郎 東京都中央区湊2-12-6	一般社団法人日本公園施設業協会事務局 東京都中央区湊2-12-6
令和3年2月10日	第55号	公園施設点検管理士	公園施設 (遊具)	診断	管理技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田 裕郎 東京都中央区湊2-12-6	一般社団法人日本公園施設業協会事務局 東京都中央区湊2-12-6
令和3年2月10日	第56号	公園施設点検技士	公園施設 (遊具)	診断	担当技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田 裕郎 東京都中央区湊2-12-6	一般社団法人日本公園施設業協会事務局 東京都中央区湊2-12-6
令和3年2月10日	第57号	下水道管路専門技士 調査部門	下水道管路施設	点検	担当技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川 健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
令和3年2月10日	第58号	砂防・急傾斜管理技術者	砂防設備	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 藤田 正治 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
令和3年2月10日	第59号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 辻 裕 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階
令和3年2月10日	第60号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 藤田 正治 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号

登録年月日	登録番号 (品確技第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
令和3年2月10日	第61号	コンクリート診断士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階	
令和3年2月10日	第62号	主任点検診断士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第63号	点検診断士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第64号	橋梁点検士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	
令和3年2月10日	第65号	インフラ調査士 橋梁(鋼橋)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松井 庸人 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F	
令和3年2月10日	第66号	社会基礎メンテナンス エキスパート	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	
令和3年2月10日	第67号	道路橋点検士補	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 寛之 東京都文京区音羽2-10-2 音羽NSビル8階	
令和3年2月10日	第68号	土木設計技士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 才賀 清二郎 静岡県富士宮市根原492-8	
令和3年2月10日	第69号	一般構造物診断士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 峯夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室	
令和3年2月10日	第70号	コンクリート診断士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階	
令和3年2月10日	第71号	主任点検診断士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第72号	点検診断士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第73号	社会基礎メンテナンス エキスパート	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	
令和3年2月10日	第74号	主任点検診断士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第75号	点検診断士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第76号	橋梁点検士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務又は業務又は業務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第77号	インフラ調査士 橋梁(コンクリート橋)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松村 康人 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F	
令和3年2月10日	第78号	社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1	
令和3年2月10日	第79号	道路橋点検士補	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 寛之 東京都文京区音羽2-10-2 音羽NSビル8階	
令和3年2月10日	第80号	土木設計技士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 才賀 清二郎 静岡県豊田県豊原492-8	
令和3年2月10日	第81号	一般構造物診断士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森田 孝夫 東京都新宿区西新宿6丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室	
令和3年2月10日	第82号	コンクリート診断士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階	
令和3年2月10日	第83号	主任点検診断士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第84号	点検診断士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第85号	社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中区千種区不老町1番	
令和3年2月10日	第86号	上級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	トンネル	点検	担当技術者	土木学会技術推進機構 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
令和3年2月10日	第87号	1級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	トンネル	点検	担当技術者	土木学会技術推進機構 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
令和3年2月10日	第88号	コンクリート診断士	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階	
令和3年2月10日	第89号	主任点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第90号	点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第91号	インフラ調査士 トンネル	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松村 康人 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F	
令和3年2月10日	第92号	社会基盤メンテナンス エキスパート	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中区千種区不老町1番	

登録年月日	登録番号 (品確技第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
令和3年2月10日	第93号	土木設計技士	トンネル	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原492-8	
令和3年2月10日	第94号	上級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	トンネル	診断	担当技術者	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
令和3年2月10日	第95号	コンクリート診断士	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階	
令和3年2月10日	第96号	主任点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西宮市御厨4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第97号	点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西宮市御厨4丁目5番7号	
令和3年2月10日	第98号	社会基礎メンテナンス エキスパート	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾一 愛知県名古屋千種区不老町1番	
令和3年2月10日	第99号	空港土木施設点検 評価技士	空港施設	点検・診断	管理技術者	一般財団法人港湾空港総合技術センター 林田博 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館3階	
令和3年2月10日	第100号	地質調査技士資格 (現場技術・管理部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田賢 東京都千代田区区内神田1-5-13 内神田TKビル3F	
令和3年2月10日	第101号	地質調査技士資格 (現場調査部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田賢 東京都千代田区区内神田1-5-13 内神田TKビル3F	
令和3年2月10日	第102号	地質調査技士資格 (工塚・地下汚染部門)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田賢 東京都千代田区区内神田1-5-13 内神田TKビル3F	
令和3年2月10日	第103号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田賢 東京都千代田区区内神田1-5-13 内神田TKビル3F	
令和3年2月10日	第104号	応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 成田賢 東京都千代田区区内神田1-5-13 内神田TKビル3F	
令和3年2月10日	第105号	RCCM (地質)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野登 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第106号	RCCM (土質及び基礎)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野登 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第107号	港湾洋調査士 (土質・ 地質調査)	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋康 東京都中央区日本橋本町2-8-6	
令和3年2月10日	第108号	地すべり防止工事士	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 辻裕 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階	

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第109号	RCCM (建設環境)	建設環境	調査	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第110号	環境アセスメント士 認定資格	建設環境	調査	管理技術者	資格教育センター 東京都千代田区豊町2-1 3US半蔵門ビル7階	
令和3年2月10日	第111号	RCCM (電気電子)	電気施設・通信施設・ 制御処理システム	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第112号	RCCM (機械)	建設機械	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第113号	RCCM (機械)	土木機械設備	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第114号	RCCM (都市計画及び 地方計画)	都市計画及び地方計画	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第115号	登録ランドスケープ アーキテクト	都市公園等	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第116号	RCCM (造園)	都市公園等	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第117号	RCCM (河川、砂防 及び海岸・海洋)	河川、ダム	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第118号	上級土木技術者 (河川・流域)コースB	河川・ダム	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
令和3年2月10日	第119号	RCCM (下水道)	下水道	計画・調査 ・設計	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第120号	RCCM (河川、砂防 及び海岸・海洋)	砂防	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第121号	砂防・急傾斜管理技術者	砂防	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	
令和3年2月10日	第122号	RCCM (河川、砂防 及び海岸・海洋)	地すべり対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第123号	地すべり防止工事士	地すべり対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階	
令和3年2月10日	第124号	RCCM (河川、砂防 及び海岸・海洋)	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 東京都千代田区三番町1番地	

登録年月日	登録番号 (品確技第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者	
令和3年2月10日	第125号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地 一般社団法人斜面防災対策技術協会 社 裕 東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階
令和3年2月10日	第126号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人砂防学会 藤田 正治 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
令和3年2月10日	第127号	RCCM(河川、砂防 及び海岸・海洋)	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第128号	上級土木技術者 (流域・都市)コースA	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第129号	上級土木技術者 (海岸・海洋)コースB	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第130号	海洋・港湾構造物設計士	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F
令和3年2月10日	第131号	RCCM(河川、砂防 及び海岸・海洋)	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第132号	上級土木技術者(流域・ 都市)コースA	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第133号	上級土木技術者(海岸・ 海洋)コースB	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第134号	港湾海洋調査士 (深淺測量)	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第135号	港湾海洋調査士 (危険物探査)	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第136号	港湾海洋調査士 (気象・海象調査)	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第137号	港湾海洋調査士 (土質・地質調査)	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第138号	港湾海洋調査士 (環境調査)	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第139号	RCCM(道路)	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第140号	上級土木技術者 (交通)コースA	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地

登録年月日	登録番号 (品確技第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
令和3年2月10日	第141号	交通工学研究会認定T0E 道路	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人交通工学研究会 赤羽 弘和 東京都千代田区神田錦町3-2-3 錦町MKビル	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地 一般社団法人交通工学研究会 資格制度事務局 東京都千代田区神田錦町3-2-3 錦町MKビル
令和3年2月10日	第142号	RCCM(鋼構造及び コンクリート)	橋梁	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第143号	RCCM(土質及び基礎)	橋梁	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第144号	上級土木技術者 (橋梁)コースB	橋梁	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第145号	RCCM(トンネル)	トンネル	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第146号	上級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	トンネル	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	公益社団法人土木学会 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第147号	RCCM(港湾及び空港)	港湾	計画・調査 (全般)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第148号	1級水路測量技術(沿岸)	港湾	計画・調査 (深淺測量 ・水路測量)	管理技術者・ 照査技術者	一般財団法人日本水路協会 細野 克彦 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階	一般財団法人日本水路協会 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階
令和3年2月10日	第149号	1級水路測量技術(港湾)	港湾	計画・調査 (深淺測量 ・水路測量)	管理技術者・ 照査技術者	一般財団法人日本水路協会 細野 克彦 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階	一般財団法人日本水路協会 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階
令和3年2月10日	第150号	港湾海洋調査士 (深淺測量)	港湾	計画・調査 (深淺測量 ・水路測量)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川崎 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第151号	港湾海洋調査士 (危険物探査)	港湾	計画・調査 (磁気探査)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川崎 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第152号	港湾海洋調査士 (危険物探査)	港湾	計画・調査 (潜水探査)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川崎 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第153号	港湾海洋調査士 (気象・海象調査)	港湾	計画・調査 (気象・海象調査)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川崎 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第154号	港湾海洋調査士 (土質・地質調査)	港湾	計画・調査 (海洋地質 ・土質調査)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川崎 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第155号	港湾海洋調査士 (環境調査)	港湾	計画・調査 (海洋環境 調査)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川崎 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6
令和3年2月10日	第156号	港湾潜水技士 1級	港湾	調査(潜水)	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 鈴木 芳松 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F

登録年月日	登録番号 (品確技第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う者 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
令和3年2月10日	第157号	港湾潜水技術士 2級	港湾	調査(潜水)	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 秋 芳弘 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F	
令和3年2月10日	第158号	港湾潜水技術士 3級	港湾	調査(潜水)	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 秋 芳弘 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F	
令和3年2月10日	第159号	RCCM(港湾及び空港)	港湾	設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	
令和3年2月10日	第160号	海洋・港湾構造物設計士	港湾	設計	管理技術者・ 照査技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 高橋 重雄 東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F	
令和3年2月10日	第161号	RCCM(港湾及び空港)	空港	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	
平成29年2月24日	第162号	下水道管路管理主任技士	下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川 健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	
平成29年2月24日	第163号	1級土木技術者 (海岸・海洋)コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第164号	1級土木技術者 (流域・都市) コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第165号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第166号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第167号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第168号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番	
平成29年2月24日	第169号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科M.E.山口事務所 山口県宇都宮市常盤2-16-1	
平成29年2月24日	第170号	橋梁点検技術者	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口 功 東京都八王子市東浅川町701-2	
平成29年2月24日	第171号	都市道路構造物点検技術者	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般財団法人首都圏高速道路技術センター 安藤 豊一 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門P.Fビル4階	
平成29年2月24日	第172号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	土木学会技術推進機構 東京新宿区四谷一丁目無番地	

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務又は業務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
平成29年2月24日	第173号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第174号	橋梁診断士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 橋梁寿命寿命化推進室 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁寿命寿命化推進室 愛知県名古屋市中千種区不老町1番
平成29年2月24日	第175号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター
平成29年2月24日	第176号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡 正朗 山口県山口市吉田1677-1	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科M.E.山口事務局 山口県宇部市常盤台2-16-1
平成29年2月24日	第177号	都市道路構造物点検技術者	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤 豊一 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門P.Fビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門P.Fビル4階
平成29年2月24日	第178号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第179号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第180号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第181号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター
平成29年2月24日	第182号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡 正朗 山口県山口市吉田1677-1	国立大学法人山口大学工学部社会建設工学科M.E.山口事務局 山口県宇部市常盤台2-16-1
平成29年2月24日	第183号	橋梁点検技術者	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口 功 東京都八王子市東浅川町701-2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教習センター 京都府舞鶴市宇白屋234
平成29年2月24日	第184号	都市道路構造物点検技術者	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤 豊一 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門P.Fビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門P.Fビル4階
平成29年2月24日	第185号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第186号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第187号	橋梁診断士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 橋梁寿命寿命化推進室 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁寿命寿命化推進室 愛知県名古屋市中千種区不老町1番
平成29年2月24日	第188号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋 裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
平成29年2月24日	第189号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 山口県宇部市常盤台2-16-1 山口県宇部市常盤台2-16-1	
平成29年2月24日	第190号	都市道路構造物点検技術者	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門Pビル4階	
平成29年2月24日	第191号	コンクリート構造診断士	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレスコンクリート工学会 井上晋 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階	
平成29年2月24日	第192号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	
平成29年2月24日	第193号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡正朗 山口県宇部市吉田1677-1	
平成29年2月24日	第194号	都市道路構造物点検技術者	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤薫一 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門Pビル4階	
平成29年2月24日	第195号	コンクリート構造診断士	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレスコンクリート工学会 井上晋 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階	
平成29年2月24日	第196号	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 大橋裕一 愛媛県松山市道後樋又10番13号	
平成29年2月24日	第197号	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 岡正朗 山口県宇部市吉田1677-1	
平成29年2月24日	第198号	都市道路構造物点検技術者	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 安藤薫一 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号虎ノ門Pビル4階	
平成29年2月24日	第199号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースA	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	公益社団法人土木学会 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第200号	1級土木技術者 (地盤・基礎)コースA	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	土木学会技術推進機構 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第201号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースB	地質・土質	調査	管理技術者又は 主任技術者	土木学会技術推進機構 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第202号	1級土木技術者 (河川・流域)コースB	河川・ダム	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第203号	1級土木技術者 (流域・都市)コースA	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成29年2月24日	第204号	1級土木技術者 (海岸・海洋)コースB	海岸	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者	
平成29年2月24日	第205号	1級土木技術者 (流域・都市)コースA	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第206号	1級土木技術者 (海岸・海洋)コースB	海岸	調査	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第207号	1級土木技術者 (交通)コースA	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第208号	上級土木技術者 (交通)コースB	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第209号	1級土木技術者 (交通)コースB	道路	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第210号	1級土木技術者 (橋梁)コースB	橋梁	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第211号	1級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	トンネル	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成30年2月27日	第212号	河川技術者資格 (河川維持管理技術者)	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	河川技術者教育振興機構事務局 黒川 純一良 東京都千代田区麹町2-6-5
平成30年2月27日	第213号	RCCM(河川、砂防 及び海岸・海洋)	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会(RCCM資格制度事務局) 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第214号	河川技術者資格 (河川点検士)	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	河川技術者教育振興機構事務局 黒川 純一良 東京都千代田区麹町2-6-5
平成30年2月27日	第215号	RCCM(河川、砂防 及び海岸・海洋)	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会(RCCM資格制度事務局) 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第216号	高速道路点検士 (土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 智 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第217号	高速道路点検診断士 (土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 智 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第218号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木学会技術推進機構 家田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成30年2月27日	第219号	高速道路点検診断士 (土木)	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 智 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第220号	高速道路点検士 (土木)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 智 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務又は業務又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
平成30年2月27日	第221号	高速道路点検診断士 (土木)	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	
平成30年2月27日	第222号	建造物保全技術者	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 立松 英信 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号パシフィックスクエア代々木3階	
平成30年2月27日	第223号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成30年2月27日	第224号	高速道路点検診断士 (土木)	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	
平成30年2月27日	第225号	建造物保全上級技術者	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 立松 英信 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号パシフィックスクエア代々木3階	
平成30年2月27日	第226号	高速道路点検士 (土木)	トンネル	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	
平成30年2月27日	第227号	高速道路点検診断士 (土木)	トンネル	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	
平成30年2月27日	第228号	高速道路点検診断士 (土木)	トンネル	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾 哲 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	
平成30年2月27日	第229号	インフラ調査士 付帯施設	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松村 康人 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F	
平成30年2月27日	第230号	主任点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成30年2月27日	第231号	点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成30年2月27日	第232号	舗装診断士	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田 義則 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3F	
平成30年2月27日	第233号	RCCM (道路)	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	
平成30年2月27日	第234号	主任点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成30年2月27日	第235号	点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成30年2月27日	第236号	舗装診断士	舗装	診断	担当技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田 義則 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3F	

登録年月日	登録番号 (品確技第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
平成30年2月27日	第237号	RCCM (道路)	舗装	診断	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地	
平成30年2月27日	第238号	インフラ調査士 付帯施設	小規模附属物	点検	一般社団法人日本非破壊検査工業会 松行 廉人 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F	
平成30年2月27日	第239号	主任点検診断士	小規模附属物	点検	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成30年2月27日	第240号	点検診断士	小規模附属物	点検	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成30年2月27日	第241号	RCCM (施工計画、 施工設備及び積算)	小規模附属物	点検	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地	
平成30年2月27日	第242号	主任点検診断士	小規模附属物	診断	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成30年2月27日	第243号	点検診断士	小規模附属物	診断	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成30年2月27日	第244号	RCCM (施工計画、 施工設備及び積算)	小規模附属物	診断	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地	
平成30年2月27日	第245号	RCCM (港湾及び空港)	港湾施設	点検・診断	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地	
平成30年2月27日	第246号	RCCM (港湾及び空港)	港湾施設	計画策定 (維持管理)	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地	
平成30年2月27日	第247号	RCCM (港湾及び空港)	港湾施設	設計 (維持管理)	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地	
平成30年2月27日	第248号	1級土木技術者 (地盤・基礎)コースB	地質・土質	調査	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
平成30年2月27日	第249号	地盤品質判定士	宅地防災	計画・調査 ・設計	地盤品質判定士協議会 東京 京 東京都文京区千石4-38-2 (公社)地盤工学会JGS会館内	地盤品質判定士協議会 事務局 東京都文京区千石4-38-2 (公社)地盤工学会JGS会館内	
平成30年2月27日	第250号	1級ビオトープ施工管理士	建設環境	調査	公益財団法人日本生態系協会 池谷 泰文 東京都豊島区西池袋2-30-20 普羽ビル	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 普羽ビル	
平成30年2月27日	第251号	1級ビオトープ計画管理士	建設環境	調査	公益財団法人日本生態系協会 池谷 泰文 東京都豊島区西池袋2-30-20 普羽ビル	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 普羽ビル	
平成31年1月31日	第252号	ふくしまME(基礎)	橋梁(鋼橋)	点検	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階	

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
平成31年1月31日	第253号	構造物の補修・補強技士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般社団法人リベア会 廣瀬 彰則 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階	
平成31年1月31日	第254号	ブリッジインスペクター	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 千住 智信 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	
平成31年1月31日	第255号	構造物の補修・補強技士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般社団法人リベア会 廣瀬 彰則 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階	
平成31年1月31日	第256号	ふくしまME(基礎)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	
平成31年1月31日	第257号	構造物の補修・補強技士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人リベア会 廣瀬 彰則 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階	
平成31年1月31日	第258号	ブリッジインスペクター	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 千住 智信 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	
平成31年1月31日	第259号	土木鋼構造診断士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階	
平成31年1月31日	第260号	土木鋼構造診断士補	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階	
平成31年1月31日	第261号	構造物の補修・補強技士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般社団法人リベア会 廣瀬 彰則 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目16-18 きど興産ビル3階	
平成31年1月31日	第262号	土木鋼構造診断士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階	
平成31年1月31日	第263号	ふくしまME(基礎)	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	
平成31年1月31日	第264号	のり面施工管理技術者資格	道路土工構築物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人全国特定法定面保護協会 實備 洋一 東京都港区新橋5丁目7-12 丸石新橋ビル3階	
平成31年1月31日	第265号	ふくしまME(基礎)	道路土工構築物(土工)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	
平成31年1月31日	第266号	主任点検診断士	道路土工構築物(土工)	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成31年1月31日	第267号	点検診断士	道路土工構築物(土工)	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	
平成31年1月31日	第268号	RCCM(道路)	道路土工構築物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタント協会 (RCCM資格制度事務局) 高野 泰 東京都千代田区三番町1番地	

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者	
平成31年1月31日	第269号	RCCM(地質)	道路土工構築物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第270号	RCCM(土質及び基礎)	道路土工構築物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第271号	RCCM(施工計画、施工設備 及び積算)	道路土工構築物(土工)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第272号	のり面施工管理技術者資格	道路土工構築物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人全国特定法定法面保護協会 實輪 洋一 東京都港区新橋5丁目7-12 丸石新橋ビル3階
平成31年1月31日	第273号	主任点検診断士	道路土工構築物(土工)	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成31年1月31日	第274号	点検診断士	道路土工構築物(土工)	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡 敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
平成31年1月31日	第275号	RCCM(道路)	道路土工構築物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第276号	RCCM(地質)	道路土工構築物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第277号	RCCM(土質及び基礎)	道路土工構築物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第278号	コンクリート構造診断士	道路土工構築物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階
平成31年1月31日	第279号	コンクリート診断士	道路土工構築物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階
平成31年1月31日	第280号	RCCM(道路)	道路土工構築物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第281号	RCCM (鋼構造及びコンクリート)	道路土工構築物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地
平成31年1月31日	第282号	コンクリート構造診断士	道路土工構築物(シールド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 井上 晋 東京都新宿区津久戸町4-6 第3都ビル5階
平成31年1月31日	第283号	コンクリート診断士	道路土工構築物(シールド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 二羽 淳一郎 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階
平成31年1月31日	第284号	RCCM(道路)	道路土工構築物(シールド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
平成31年1月31日	第285号	RCCM (鋼構造及びコンクリート)	道路土工構築物(ジェンド・ 大型カルバート等)	診断	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 高野 登 東京都千代田区三番町1番地	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地	
平成31年1月31日	第286号	ふくしまME(基礎)	舗装	点検	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階	
平成31年1月31日	第287号	道路標識点検診断士	小規模防塵物	点検	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 清水 修一 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	道路標識点検診断士資格制度事務局 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	
平成31年1月31日	第288号	道路標識点検診断士	小規模防塵物	診断	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 修 一 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	道路標識点検診断士資格制度事務局 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	
令和2年2月5日	第289号	ふくしまME(保全)	橋梁(鋼橋)	点検	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階	
令和2年2月5日	第290号	ふくしまME(保全)	橋梁(鋼橋)	診断	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階	
令和2年2月5日	第291号	ふくしまME(保全)	橋梁(コンクリート橋)	点検	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階	
令和2年2月5日	第292号	ふくしまME(保全)	橋梁(コンクリート橋)	診断	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階	
令和2年2月5日	第293号	ふくしまME(防災)	トンネル	点検	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階	
令和2年2月5日	第294号	ふくしまME(防災)	トンネル	診断	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階	
令和2年2月5日	第295号	社会基礎メンテナンス エキスパート	道路土工構築物(土工)	点検	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1	
令和2年2月5日	第296号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースA	道路土工構築物(土工)	点検	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
令和2年2月5日	第297号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースB	道路土工構築物(土工)	点検	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
令和2年2月5日	第298号	1級土木技術者 (地盤・基礎)コースA	道路土工構築物(土工)	点検	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
令和2年2月5日	第299号	1級土木技術者 (地盤・基礎)コースB	道路土工構築物(土工)	点検	公益社団法人土木学会 冨田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地	
令和2年2月5日	第300号	グラウンドアンカー施工士	道路土工構築物(土工)	点検	一般社団法人日本アンカー協会 中原 隆 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	一般社団法人日本アンカー協会 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務又は業務又は事務所名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第301号	ふくしまME(防災)	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第302号	社会基盤メンテナンス エキスパート	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1
令和2年2月5日	第303号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースA	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第304号	上級土木技術者 (地盤・基礎)コースB	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第305号	グラウンドアンカー施工士	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	一般社団法人日本アンカー協会 中原 隆 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	一般社団法人日本アンカー協会 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号
令和2年2月5日	第306号	ふくしまME(防災)	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第307号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースA	道路土工構造物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第308号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースB	道路土工構造物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第309号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースA	道路土工構造物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第310号	1級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースB	道路土工構造物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第311号	ふくしまME(防災)	道路土工構造物(シールド・ 大型カルバート等)	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第312号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースA	道路土工構造物(シールド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第313号	上級土木技術者 (鋼・コンクリート)コースB	道路土工構造物(シールド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 冢田 仁 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第314号	ふくしまME(防災)	道路土工構造物(シールド・ 大型カルバート等)	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第315号	社会基盤メンテナンス エキスパート	舗装	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1
令和2年2月5日	第316号	ふくしまME(保全)	舗装	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村 晋 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を 求める者		
令和2年2月5日	第317号	社会基盤メンテナンス エンジニア	舗装	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1-1
令和2年2月5日	第318号	ふくしまME(保全)	舗装	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 福島県福島市五月町4-25 6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4-25 6階
令和2年2月5日	第319号	自然再生士	建設環境	調査	管理技術者	一般財団法人日本緑化センター 矢嶋 運 東京都港区赤坂1-9-13	自然再生士事務局 東京都港区赤坂1-9-13
令和2年2月5日	第320号	特別港湾潜水技術士	港湾	調査(潜水)	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 鉄 芳松 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F
令和3年2月10日	第321号	橋梁AMM点検士(道路部門)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍 運也 青森県青森市中央三丁目21-9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21-9
令和3年2月10日	第322号	橋梁AMM点検士(道路部門)	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍 運也 青森県青森市中央三丁目21-9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21-9
令和3年2月10日	第323号	橋梁AMM点検士(道路部門)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍 運也 青森県青森市中央三丁目21-9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21-9
令和3年2月10日	第324号	橋梁AMM点検士(道路部門)	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍 運也 青森県青森市中央三丁目21-9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21-9
令和3年2月10日	第325号	特定道守(トンネル)	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教科1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教科1-14
令和3年2月10日	第326号	道守(トンネル)	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 河野 茂 長崎県長崎市文教科1-14	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター 長崎県長崎市文教科1-14
令和3年2月10日	第327号	認定都市プランナー	都市計画及び地方計画	計画・調査 ・設計	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 松田 秀夫 東京都千代田区平河町2-12-18 ハイテック・平河3階	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 東京都千代田区平河町2-12-18 ハイテック・平河3階
令和3年2月10日	第328号	港湾海洋調査士(総合部門)	港湾	計画・調査 (全般)	管理技術者・ 照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川崎 康宏 東京都中央区日本橋本町2-8-6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6

国土交通省登録資格を 活用していただくために



国土交通省登録資格制度は、国や地方公共団体等が発注する公共工事に関する調査（点検・診断を含む）及び設計等の業務において、民間団体等が運営する資格の活用を図るものです。これにより、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されます。

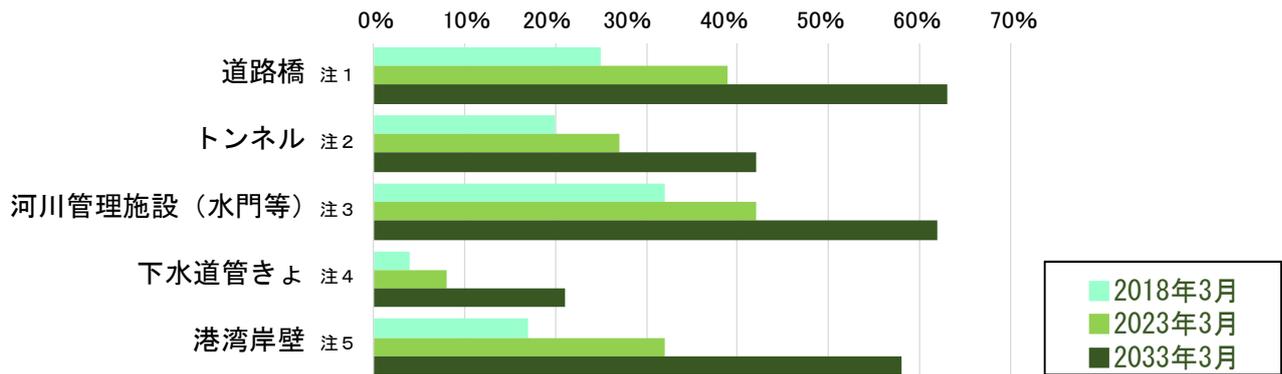
INDEX

1. 国土交通省登録資格制度の背景
2. 計画・調査・設計、維持管理分野での活用
3. 328資格に延べ18万人の資格保有者
4. 登録資格による品質の高い成果
5. 発注業務における登録資格の活用事例
6. 国土交通省登録資格一覧

1 国土交通省登録資格制度の背景

我が国では、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

社会資本の老朽化の現状と将来予測
(建設後50年以上経過する社会資本の割合)



出典) 国土交通省ホームページ「インフラメンテナンス情報」(平成26年度情報)より作成

- 注1 約73万橋(橋長2m以上の橋)。建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。
 注2 約1万1千本。建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。
 注3 約1万施設、国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)
 注4 総延長:約47万km。建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)
 注5 約5千施設(水深-4.5m以深)。建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。



このような状況を背景に、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)を根拠に、国土交通省登録資格制度が創設されました。

- 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会:「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を取りまとめ
⇒社会資本の点検・診断に関する資格制度の確立について提言(平成25年12月)
- 平成26年6月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」
⇒公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることを規定

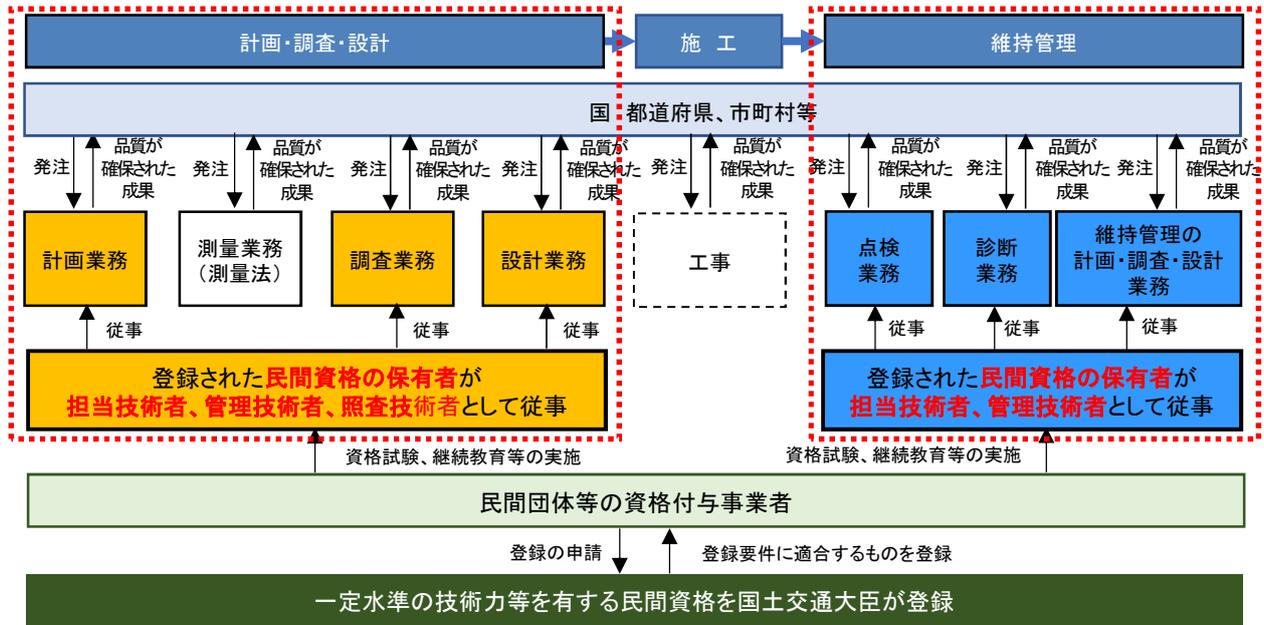


国土交通省登録資格制度を創設(平成26年度)

- ⇒民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保
- ⇒技術者の技術研鑽を促すことで、点検・診断及び設計の品質を確保

2 計画・調査・設計、維持管理分野での活用

民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格（「民間資格」という）について、申請に基づき審査を行い、国土交通大臣が「国土交通省登録資格」の登録簿に登録します。国や地方公共団体等が発注する計画・調査・設計、維持管理の業務において、担当技術者、管理技術者、照査技術者として登録された資格の保有者に従事していただくことにより、品質の確保が図られます。



「点検・診断等業務」「計画・調査・設計業務」のそれぞれにおいて、民間資格を活用できる施設分野が定められています。

【点検・診断等業務の登録資格の分野】

知識・技術を求める者： 管理技術者 担当技術者 管理技術者と担当技術者の両者

部門	道路										河川		砂防		海岸	下水道	港湾	空港	都市公園	土木機械設備
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	橋梁(コンクリート)	トンネル	道路土工構築物	道路土工構築物	シールド・大型カルバート等	舗装	小規模附属物	堤防・河道	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水道管路施設	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)	土木機械設備	
点検	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
診断	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
設計(維持管理)																<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
計画策定(維持管理)																<input type="checkbox"/>				

点検、診断にまたがっている施設分野は、両方の業務を担う者を求めている。

【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】

知識・技術を求める者： 管理技術者 管理技術者と照査技術者の両者 (両者に同様の知識・技術を求める)

部門	専門分野													横断分野									
	河川・ダム	砂防	海岸・海洋	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	河川・砂防	海岸	港湾(※)	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	造園	都市公園等	都市計画及び地方計画	建設機械設備	土木機械設備	通信	建設電気	地質・土質	建設環境	
計画	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
調査	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
設計	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					

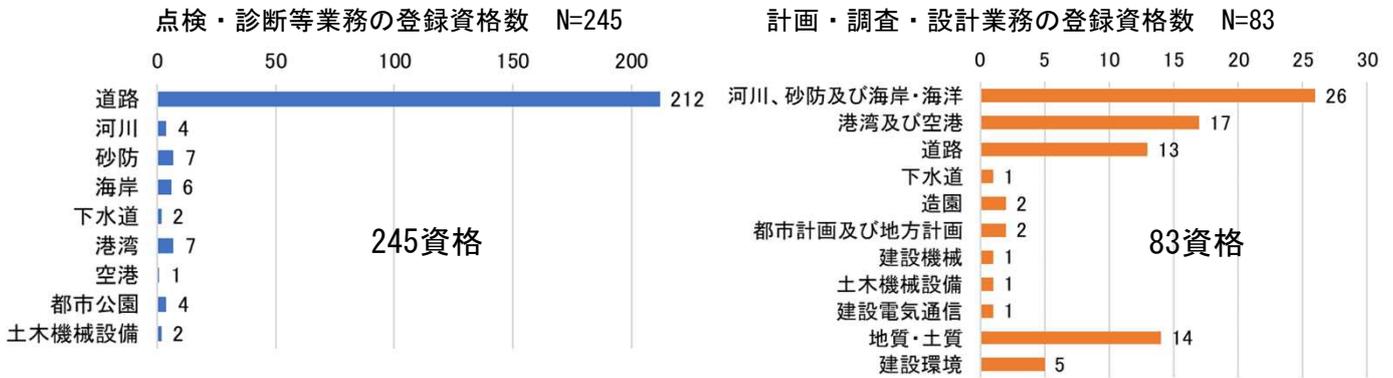
調査、計画、設計にまたがっている施設分野は、該当する業務を担える者を求めている。

※港湾の場合、潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

3

328資格に延べ18万人の資格保有者

令和3年2月までに、合計328資格が登録されています。
 具体的な資格付与事業者の団体名及び資格名は8~12ページ、または国土交通省ホームページをご覧ください。



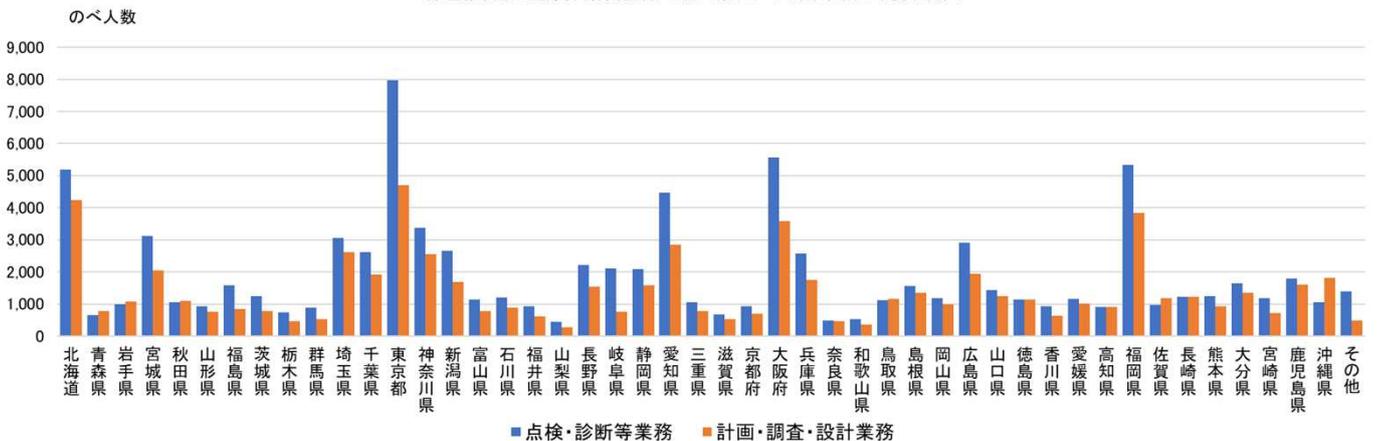
備考) 令和3年2月時点の登録状況。同一資格名で複数登録しているものがあるため、資格名では46団体、117資格が登録されています。

点検・診断等業務に延べ10万人、計画・調査・設計業務に延べ8万人の資格保有者が全国で活躍しています。



都道府県の登録者数

都道府県別の登録者(有資格者)の総人数(のべ人数、令和元年度末現在)



出典) 国土交通省データ

資格付与事業者に対するアンケート調査結果(令和2年4月)

備考) 令和元年度までに登録資格となった民間資格の資格付与事業者44団体112資格名を対象に調査し、回答のあったものを集計した。

同一資格名で複数の部門や施設分野に登録している資格があるため、それぞれの登録者数はのべ人数である。

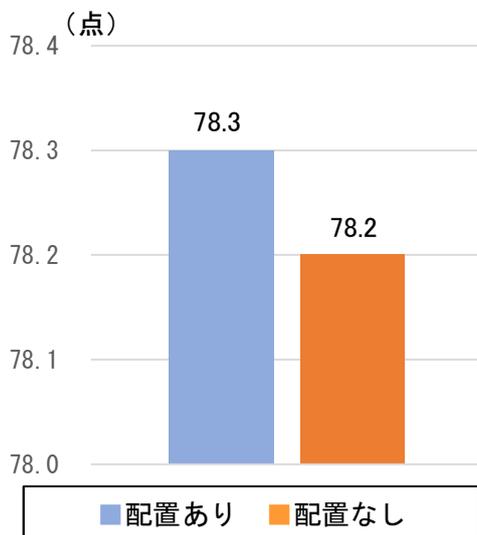
登録者数とは、資格付与事業者が実施する資格付与試験に合格し、資格付与事業者が整理している有資格者名簿に記載している者を指す。

その他は、海外居住者や都道府県別に把握していない資格等である。

4 登録資格による品質の高い成果

国土交通省直轄発注の点検・診断等業務の業務成績評定は、登録資格の有資格者を配置した場合、高い傾向にあります。

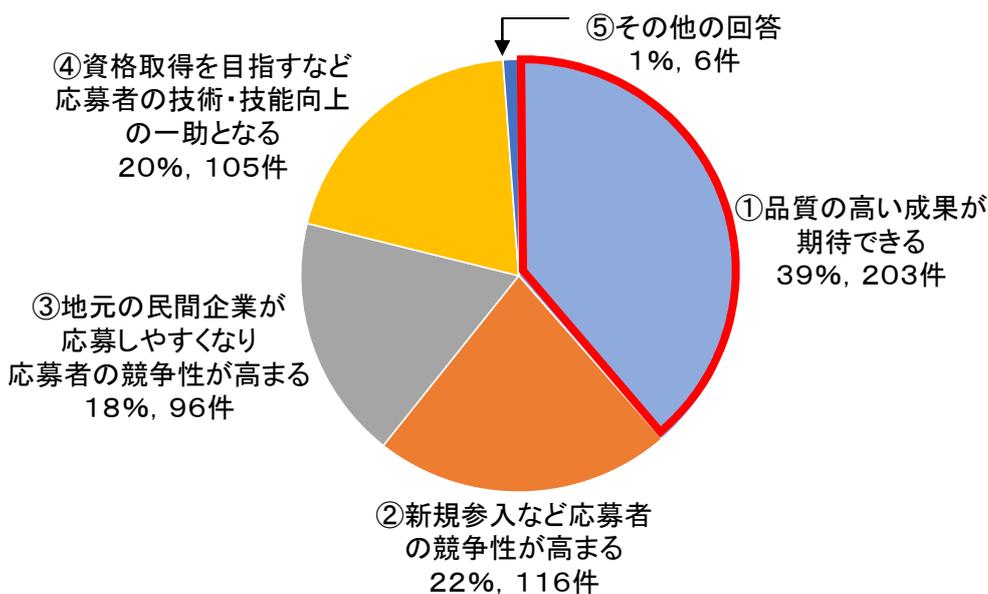
業務成績評定【平成27年度～令和元年度の平均】



出典) 北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局発注の点検・診断等業務を対象
H27～H29は、入札参加時等の申請書類に記載された情報をもとに、業務成績評定が確認できた業務を対象に集計
H30～R1テクリス（業務実績情報データベース）のデータにより、業務成績評定が確認できた業務を対象に集計

登録資格制度を活用している都道府県・政令市では、登録資格を活用することで品質の高い成果が期待されています。

登録資格を活用することで期待する効果
回答者＝都道府県・政令市の発注部署（複数回答N＝526）

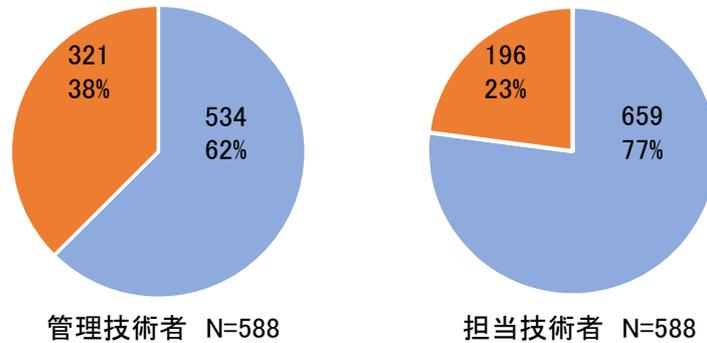


出典) 国土交通省データ
都道府県・政令市に対するアンケート調査結果（平成31年2月）

5 発注業務における登録資格の活用事例

国土交通省発注の点検・診断等業務における登録資格保有者の従事割合は、管理技術者・担当技術者ともに高い。

登録資格保有者の従事割合【令和元年度】



■登録資格の保有者が従事している ■登録資格の保有者が従事していない

出典) テクリス (業務実績情報データベース) のデータにより、管理技術者、担当技術者の登録資格の保有状況を集計

国土交通省発注業務の入札 (総合評価落札方式等) では、予定管理技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。
発注業務の応募要件として、次のような記載例を参考に活用してください。

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。

- ①技術士
博士 (※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
- ②国土交通省登録技術者資格
- ③上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月一部改定)
<http://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

国土交通省発注業務の入札 (総合評価落札方式等) では、技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価しています。
発注業務の応募者の技術力の評価にあたっては、次のような評価例を参考に活用してください。

○管理技術者の評価 (例)

①国家資格・技術士	3点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

○担当技術者の評価 (例)

①国家資格・技術士	2点
②国土交通省登録資格	
③上記以外の民間資格	1点

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月一部改定)
<http://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

地方公共団体のA市では、公募型プロポーザルの参加資格として「国土交通省登録技術者資格」の対象部門資格を活用しています。

A市B公園基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（一部編集）

4. 参加資格

(7) 次に掲げるいずれかの資格等を有する者を、管理責任者として本業務に配置することができる者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による建設部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による総合技術管理部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

ウ RCCMの登録技術部門「造園」に登録を受けている者

エ 登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有する者

オ 平成□年度から□年度までの間に、国または県の公園整備に係る設計業務の管理技術者として業務を完了した実績を有する者

国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）においては、管理技術者、照査技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。一方で、都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」が記載されている割合は全体の45%となっています。

第1107条 管理技術者

1. (略)

2. (略)

3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、RCCMという）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. (略)

2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

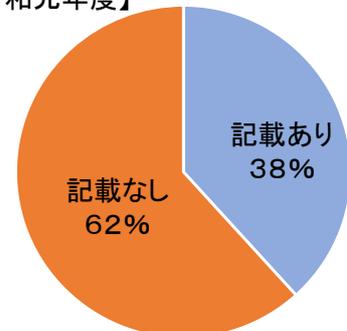
(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

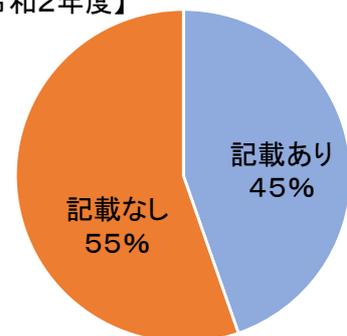
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」の記載の有無

【令和元年度】



【令和2年度】



出典) 各都道府県のホームページより調べ

国土交通省登録資格は次のとおりです。

点検・診断等業務に活用できる資格

資格付与事業者名の50音順

道路部門(橋梁(鋼橋)):36資格

業務※の凡例) 点:点検
計:計画策定(維持管理)

診:診断
設:設計(維持管理)

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
公益財団法人青森県建設技術センター	●	●	橋梁AM点検士(道路部門)
国立大学法人愛媛大学	●	●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般財団法人橋梁調査会	●		道路橋点検士
	●		道路橋点検士補
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
公益財団法人高速道路調査会	●		高速道路点検士(土木)
	●	●	高速道路点検診断士(土木)
独立行政法人国立高等専門学校機構	●		橋梁点検技術者
一般財団法人首都高速道路技術センター	●	●	都市道路構造物点検技術者
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	●		土木設計技士
国立大学法人東海国立大学機構	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート
	●		橋梁点検士
		●	橋梁診断士
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(橋梁)コースB
	●		1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●		1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	●	●	上級土木技術者(橋梁)コースB
	●	●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●	●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
国立大学法人長崎大学	●	●	道守コース
	●		道守補コース
		●	特定道守(鋼構造)コース
	●		特定道守コース
一般社団法人日本鋼構造協会	●	●	土木鋼構造診断士
	●		土木鋼構造診断士補
一般社団法人日本構造物診断技術協会	●	●	一級構造物診断士
	●		二級構造物診断士
公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	コンクリート診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	●		インフラ調査士(橋梁(鋼橋))
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		ふくしまME(基礎)
	●	●	ふくしまME(保全)
国立大学法人山口大学	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人リペア会	●	●	構造物の補修・補強技士
琉球大学工学部附属地域創生研究センター	●		ブリッジインスペクター
合計	34	20	

道路部門(橋梁(コンクリート橋)):40資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
公益財団法人青森県建設技術センター	●	●	橋梁AM点検士(道路部門)
国立大学法人愛媛大学	●	●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般財団法人橋梁調査会	●		道路橋点検士
	●		道路橋点検士補
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
公益財団法人高速道路調査会	●		高速道路点検士(土木)
	●	●	高速道路点検診断士(土木)
一般社団法人国際建造物保全技術協会	●		建造物保全技術者
		●	建造物保全上級技術者
独立行政法人国立高等専門学校機構	●		橋梁点検技術者
一般財団法人首都高速道路技術センター	●	●	都市道路構造物点検技術者
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	●		土木設計技士
国立大学法人東海国立大学機構	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート
	●		橋梁点検士
		●	橋梁診断士
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(橋梁)コースB
	●		1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●		1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	●	●	上級土木技術者(橋梁)コースB
	●	●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●	●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
国立大学法人長崎大学	●	●	道守コース
	●		道守補コース
		●	特定道守(コンクリート構造)コース
	●		特定道守コース
一般社団法人日本鋼構造協会	●	●	土木鋼構造診断士
	●		土木鋼構造診断士補

道路部門(橋梁(コンクリート橋)):40資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人日本構造物診断技術協会	●	●	一級構造物診断士
	●		二級構造物診断士
公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	コンクリート診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	●		インフラ調査士橋梁(コンクリート橋)
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		ふくしまME(基礎)
	●	●	ふくしまME(保全)
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	●	●	コンクリート構造診断士
	●		プレストレストコンクリート技士
国立大学法人山口大学	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口
一般社団法人リペア会	●	●	構造物の補修・補強技士
琉球大学工学部附属地域創生研究センター	●		ブリッジインスペクター
合計	37	22	

道路部門(トンネル):22資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
国立大学法人愛媛大学	●	●	四国社会基盤メンテナンスエキスパート
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(トンネル)
公益財団法人高速道路調査会	●		高速道路点検士(土木)
	●	●	高速道路点検診断士(土木)
一般財団法人首都高速道路技術センター	●	●	都市道路構造物点検技術者
職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会	●		土木設計技士
国立大学法人東海国立大学機構	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(トンネル・地下)コースB
	●	●	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB
国立大学法人長崎大学	●		道守コース
	●		道守補コース
	●		特定道守コース
	●	●	特定道守(トンネル)
公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	コンクリート診断士
	●		インフラ調査士トンネル
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●	●	点検診断士
	●		ふくしまME(基礎)
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	●	●	ふくしまME(防災)
	●	●	コンクリート構造診断士
国立大学法人山口大学	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート山口
合計	20	14	

道路部門(道路土工構造物(土工)):15資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(地質)
	●	●	RCCM(土質及び基礎)
	●	●	RCCM(道路)
	●		RCCM(施工計画、施工設備及び積算)
一般社団法人全国特定法面保護協会	●	●	のり面施工管理技術者資格
一般社団法人日本アンカー協会	●	●	グラウンドアンカー施工士
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
国立大学法人東海国立大学機構	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●		1級土木技術者(地盤・基礎)コースB
	●	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		ふくしまME(基礎)
	●	●	ふくしまME(防災)
合計	15	11	

道路部門(道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)):9資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(鋼構造及びコンクリート)
	●	●	RCCM(道路)
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●		1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
	●	●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA
	●	●	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB
公益社団法人日本コンクリート工学会	●	●	コンクリート診断士
公益社団法人プレストレストコンクリート工学会	●	●	コンクリート構造診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●	●	ふくしまME(防災)
合計	9	7	

道路部門(舗装):8資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(道路)
国立大学法人東海国立大学機構	●	●	社会基盤メンテナンスエキスパート
一般社団法人日本道路建設業協会	●	●	舗装診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	●		インフラ調査士付帯施設
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●		ふくしまME(基礎)
	●	●	ふくしまME(保全)
合計	8	6	

道路部門(小規模附属物):5資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)
一般社団法人全国道路標識・標示業協会	●	●	道路標識点検診断士
一般社団法人日本非破壊検査工業会	●		インフラ調査士付帯施設
一般財団法人阪神高速道路技術センター	●	●	主任点検診断士
	●	●	点検診断士
合計	5	4	

河川部門(堤防・河道):4登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般財団法人河川技術者教育振興機構	●	(管理技術者)	河川技術者資格(河川維持管理技術者)
	●	(担当技術者)	河川技術者資格(河川点検士)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	(管理技術者)	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
	●	(担当技術者)	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
合計	4		

砂防部門(砂防設備):2登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●		砂防・急傾斜管理技術者
合計	2		

砂防部門(地すべり防止施設):2登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●		地すべり防止工事士
合計	2		

砂防部門(急傾斜地崩壊防止施設):3登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●		砂防・急傾斜管理技術者
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●		地すべり防止工事士
合計	3		

海岸部門(海岸堤防等):6登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般財団法人沿岸技術研究センター	●		海洋・港湾構造物維持管理士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(海岸・海洋)コースB
	●		1級土木技術者(流域・都市)コースA
	●		上級土木技術者(海岸・海洋)コースB
	●		上級土木技術者(流域・都市)コースA
合計	6		

下水道部門(下水道管路施設):2登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	●		下水道管路管理専門技士調査部門
		●	下水道管路管理主任技士
合計	1	1	

港湾部門(港湾施設):7登録資格

資格付与事業者名	業務※			登録資格名
	点	診	計	
一般財団法人沿岸技術研究センター	●	●	●	海洋・港湾構造物維持管理士
			●	海洋・港湾構造物設計士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●	●	RCCM(港湾及び空港)
合計	2	2	3	

空港部門(空港施設):1登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般財団法人港湾空港総合技術センター	●		空港土木施設点検評価技士
合計	1		

都市公園部門(公園施設(遊具)):4登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人日本公園施設業協会	●	●	公園施設点検管理士
	●	●	公園施設点検技士
合計	2	2	

土木機械設備部門(土木機械設備):2登録資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	点	診	
一般社団法人河川ポンプ施設技術協会	●		1級ポンプ施設管理技術者
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(機械)
合計	2		

計画・調査・設計業務に活用できる登録資格 資格付与事業者名の50音順

業務※の凡例) 計：計画 調：調査 設：設計

河川、砂防及び海岸・海洋部門(河川・ダム)：3資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	計・調・設		
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(河川・流域)コースB
	●		上級土木技術者(河川・流域)コースB
合計	3		

河川、砂防及び海岸・海洋部門(砂防)：2資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	計・調・設		
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●		砂防・急傾斜管理技術者
合計	2		

河川、砂防及び海岸・海洋部門(地すべり対策)：2資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	計・調・設		
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●		地すべり防止工事士
合計	2		

河川、砂防及び海岸・海洋部門(急傾斜地崩壊等対策)：3資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	計・調・設		
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人砂防学会	●		砂防・急傾斜管理技術者
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●		地すべり防止工事士
合計	3		

河川、砂防及び海岸・海洋部門(海岸)：11資格

資格付与事業者名	業務※			登録資格名
	計・調・設	調		
一般財団法人沿岸技術研究センター	●			海洋・港湾構造物設計士
一般社団法人海洋調査協会		●		港湾海洋調査士(土質・地質調査)
		●		港湾海洋調査士(深淺測量)
		●		港湾海洋調査士(危険物探査)
		●		港湾海洋調査士(気象・海象調査)
		●		港湾海洋調査士(環境調査)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
公益社団法人土木学会	●	●		1級土木技術者(海岸・海洋)コースB
	●	●		1級土木技術者(流域・都市)コースA
	●	●		上級土木技術者(海岸・海洋)コースB
	●	●		上級土木技術者(流域・都市)コースA
合計	6	10		

港湾及び空港部門(港湾)：14資格

資格付与事業者名	業務※			登録資格名
	計・調・設	調		
一般財団法人沿岸技術研究センター		●		海洋・港湾構造物設計士
一般社団法人海洋調査協会	●			港湾海洋調査士(土質・地質調査)
	●			港湾海洋調査士(深淺測量)
	●			港湾海洋調査士(危険物探査)
	●			港湾海洋調査士(気象・海象調査)
	●			港湾海洋調査士(環境調査)
	●			港湾海洋調査士(総合部門)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	●		RCCM(港湾及び空港)
一般財団法人日本水路協会	●			1級水路測量技術(沿岸)
	●			1級水路測量技術(港湾)
一般社団法人日本潜水協会			●	港湾潜水技士1級
			●	港湾潜水技士2級
			●	港湾潜水技士3級
			●	特別港湾潜水技士
合計	9	2	4	

港湾及び空港部門(空港)：1資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	計・調・設		
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(港湾及び空港)
合計	1		

道路部門(道路)：6資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	計・調・設		
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(道路)
一般社団法人交通工学研究会	●		交通工学研究会認定TOE
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(交通)コースA
	●		1級土木技術者(交通)コースB
	●		上級土木技術者(交通)コースA
	●		上級土木技術者(交通)コースB
合計	6		

道路部門(橋梁)：4資格

資格付与事業者名	業務※		登録資格名
	計・調・設		
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●		RCCM(鋼構造及びコンクリート)
	●		RCCM(土質及び基礎)
公益社団法人土木学会	●		1級土木技術者(橋梁)コースB
	●		上級土木技術者(橋梁)コースB
合計	4		

道路部門(トンネル):3資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(トンネル)
公益社団法人土木学会	●	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB
	●	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB
合計	3	

下水道部門(下水道):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(下水道)
合計	1	

造園部門(都市公園等):2資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(造園)
一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会	●	登録ランドスケープアーキテクト(略称:RLA)
合計	2	

都市計画及び地方計画部門(都市計画及び地方計画):2資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(都市計画及び地方計画)
一般社団法人都市計画コンサルタント協会	●	認定都市プランナー
合計	2	

建設機械部門(建設機械):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(機械)
合計	1	

土木機械設備部門(土木機械設備):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(機械)
合計	1	

建設電気通信部門(電気施設・通信施設・制御処理システム):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(電気電子)
合計	1	

地質・土質部門(地質・土質):13資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般社団法人海洋調査協会	●	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(地質)
	●	RCCM(土質及び基礎)
一般社団法人斜面防災対策技術協会	●	地すべり防止工事士
一般社団法人全国地質調査業協会連合会	●	地質調査技士資格(現場技術・管理部門)
	●	地質調査技士資格(現場調査部門)
	●	地質調査技士資格(土壌・地下水汚染部門)
	●	応用地形判読士資格(応用地形判読士)
公益社団法人土木学会	●	応用地形判読士資格(応用地形判読士補)
	●	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB
	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA
	●	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB
合計	13	

地質・土質部門(宅地防災):1資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
地盤品質判定士協議会	●	地盤品質判定士
合計	1	

建設環境部門:5資格

資格付与事業者名	業務※ 計・調・設	登録資格名
一般財団法人日本緑化センター	●	自然再生士
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	●	RCCM(建設環境)
一般社団法人日本環境アセスメント協会	●	環境アセスメント士認定資格
公益財団法人日本生態系協会	●	1級ビオトープ施工管理士
	●	1級ビオトープ計画管理士
合計	5	

国土交通省登録資格制度については、国土交通省ホームページをご覧ください。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

国交省 登録資格

検索

問合せ先

国土交通省 大臣官房 技術調査課
TEL : 03-5253-8220 (直通)
国土交通省 大臣官房 公共事業調査室
TEL : 03-5253-8258 (直通)

2021.2版

平成 29 年度決算検査報告に関する説明会資料

国土交通省大臣官房会計課

平成 31 年 1 月 9 日

一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の費用を求めるよう意見を表示したものの

1. 事業主体

国、地方公共団体（道、府、県、市、区、町）

2. 指摘内容

上水道管、下水道管等の路面下占用物件の老朽化が進む中、路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生は今後も増加することが想定されており、空洞を発見するための調査業務は今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

このため、空洞を発見するために実施している調査業務に要した費用について占用企業者に対して応分の負担を求めるための指針等を整備して、これを技術事務所等及び道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めるよう、また、地方公共団体に対して同様な助言をするよう意見を表示されたものである。

3. 改善措置

指摘の主旨を踏まえ、調査業務に要した費用について、占用企業者に負担を求めるための指針等を取りまとめ、技術事務所等及び国道事務所等に対して周知し、国道事務所等が関係者との合意形成を図った上で、占用企業者に負担を求めていく予定である。

コンクリート舗装の利用促進の取り組み

○ 平成24年12月 「国土交通省技術基本計画」への位置づけ

- ・コンクリート舗装の採用によるLCC縮減を明記

<技術基本計画(抜粋)>

(中略)わが国の高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行に対しては、戦略的な維持管理・更新に資する技術研究開発を進める。具体的には、(中略)コンクリート舗装等耐久性の高い素材の採用等によるライフサイクルコストの縮減を目指す。

○ 平成25年度 設計業務等共通仕様書の改訂 <新設舗装>

- ・道路詳細設計において、As舗装とCo舗装をLCCも含めて比較検討したうえで決定することを規定

<設計業務等共通仕様書(抜粋)>

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性(ライフサイクルコスト)等を考慮し、舗装(アスファルト舗装/コンクリート舗装等)の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

○ 平成28年10月 舗装点検要領の策定 <舗装修繕>

- ・点検結果に基づく修繕設計にあたって、コンクリート舗装等への変更も含め、LCC比較検討を行うことを明記した「舗装点検要領」を全道路管理者へ通達

○ 平成28年10月～ 地方自治体へのCo舗装のPR

- ・全都道府県に設置している「道路メンテナンス会議」の場等を活用し、コンクリート舗装の適材適所での採用推進をPR

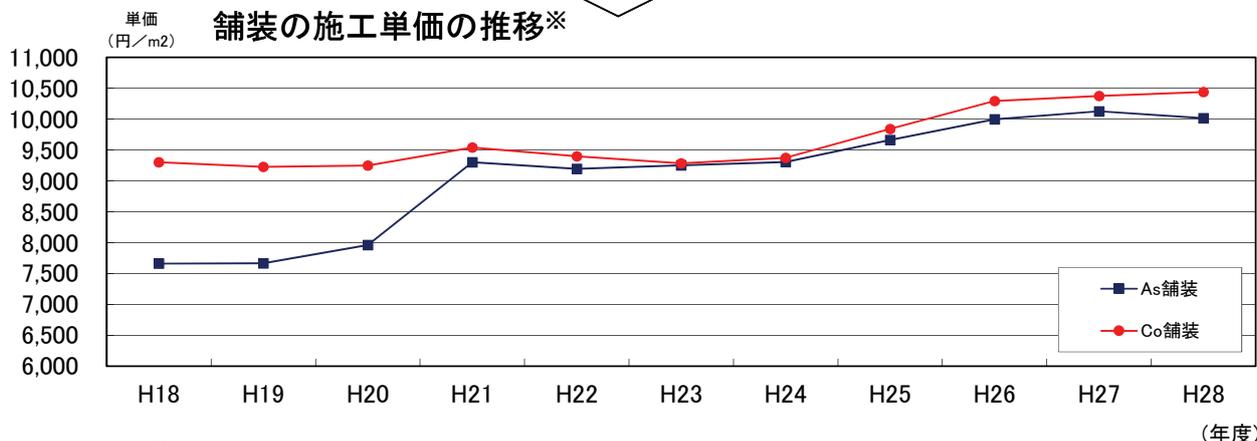
1

コンクリート舗装のコスト

初期コストが高い

コンクリートはほぼ純国産
セメント価格は安定

アスファルトは100%輸入
アスファルト価格は原油価格の変動により今後の動向は不透明



アスファルトの価格上昇により、イニシャルコストの差は縮小傾向
LCCで比較検討すると、コンクリート舗装の方が安くなる事例が多い

※関東地方整備局による試算(同一の交通条件、地盤条件、H18～28年度の埼玉県単価を使用して比較)
※H24以降は労務単価UPの要因が大きい

コンクリート舗装の最近の実績

■採用しやすい箇所の選定事例

○周囲への騒音の影響が少ない箇所

例:山間部など建物がない箇所



例:工業・商業地域など住宅のない箇所



・沿道が山林・商業施設・工業施設などの箇所については、騒音による影響が少なく、コンクリート舗装を採用しやすい。

○舗装へのダメージが大きい箇所

例:大型車混入率の高い箇所



例:交差点部



・大型車混入率が高い箇所や交差点部などは、As舗装に比べわたち掘れ・骨材飛散が生じにくいCo舗装の強みを活かすことができる。

○地下埋設物の工事が想定されない箇所

例:自動車専用道路



例:共同溝整備を行う・行った箇所



・自専道など沿道に家屋がない箇所や共同溝整備済み箇所であれば、地下埋設物による掘り返しがないため、Co舗装を採用しやすい。

○長時間の規制や迂回路の確保が可能な箇所

例:車線数が多い道路



例:バイパス等の並行する迂回路がある箇所



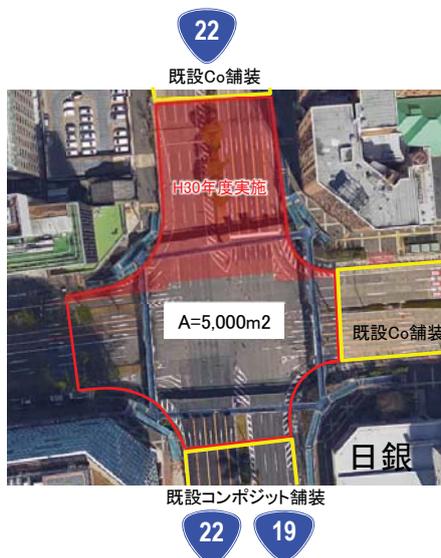
・4車線以上の道路や、バイパスなど並行する迂回路がある箇所であれば、長期の1車線規制が比較的容易であり、Co舗装を採用しやすい。

3

維持修繕での採用状況について(中部地整)

- 中部地整では、名古屋市の日銀前交差点(国道が交差する交差点)で、アスファルト舗装の劣化が著しい状況。
- 当該交差点付近は、交差点部を除く単路部がコンクリート舗装等で整備されており、周辺に家屋がないこと、また、共同溝が整備されており掘り返しが必要がないことから、コンクリート舗装を採用。

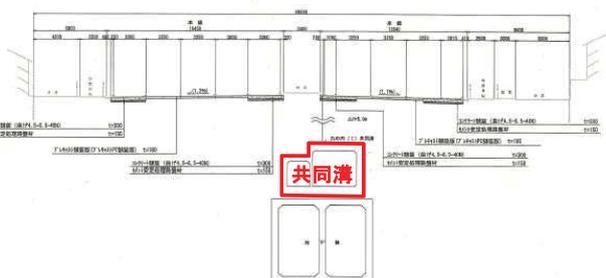
【修繕箇所平面図】



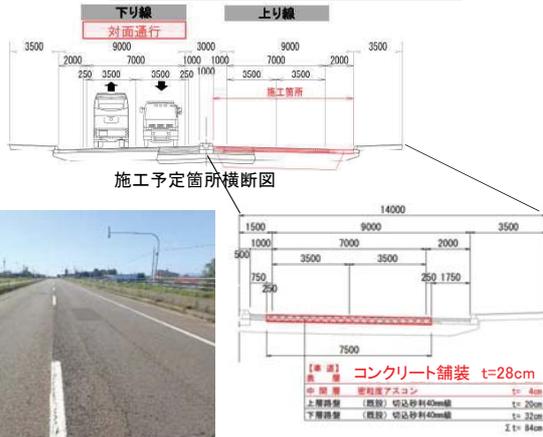
【状況写真】



【修繕箇所横断図】 国道19号 5.9km付近



LCCの算定（国道234号 岩見沢市栗沢）

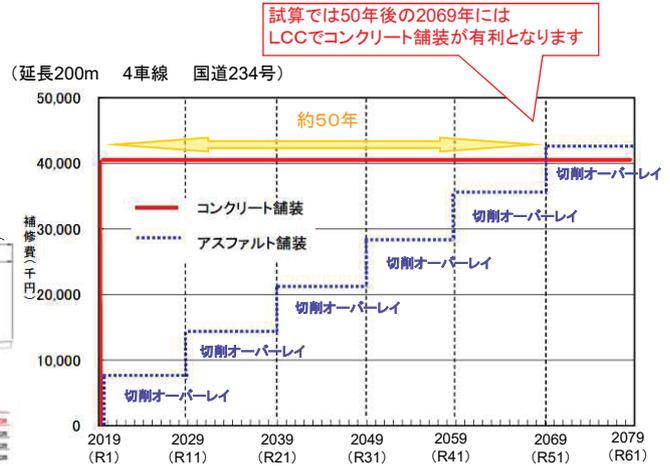


国道234号 岩見沢市栗沢付近
施工前の状況

標準定規図

コンクリート舗装の活用を検討

- ・昭和39年に改築に合わせアスファルト舗装にて新設
- ・過年度に計4回10年毎に舗装修繕を実施
- ・舗装老朽化に伴い、長寿命化を目的とした「既設の舗装構成を活用した舗装補修」を試行実施
- ・全線4車線で片側2車線の対面交通による工事期間中の代替路の確保によるコンクリート舗装の養生期間の確保が可能
- ・LCCを約50年で算出した結果、コンクリート舗装が有利となり採用



※上記LCCは、Co舗装の建設費及びAs舗装の補修費の累計
・As舗装の補修間隔は当該区間における補修履歴より10年で試算

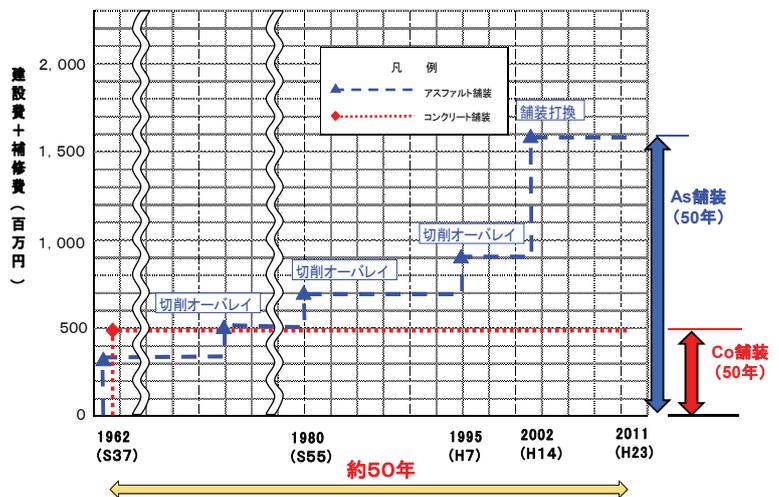
約50年間大規模な補修を行っていないコンクリート舗装の例

- 国道20号（東京都八王子市追分町～高尾町）では、約50年間（※）大規模な補修なし
- ライフサイクルコスト（LCC）はアスファルト舗装の1/3程度
※昭和37年にコンクリート舗装で供用開始（延長約4km）



国道20号 八王子市追分町交差点付近（甲府方向へ撮影）

アスファルト舗装とコンクリート舗装のLCC比較



※ 上記LCCは建設費及び補修費の累計額
（As舗装のLCCは、Co舗装区間の近傍区間において算出）
・平成23年原単価を用いた直接工事費ベース
・目地補修等の維持的補修工事は含まない

国道企 第 7 5 号
国道国技 第 2 1 2 号
国道環 第 9 7 号
国道高 第 3 2 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 道 路 事 業 担 当 部 長 殿
各 指 定 市 道 路 事 業 担 当 部 長 殿
各 市 町 村 道 路 事 業 担 当 部 長 等 殿

国土交通省 道路局

企 画 課 長

国 道 ・ 技 術 課 長

環 境 安 全 ・ 防 災 課 長

高 速 道 路 課 長

定期点検要領の改定について

平成 2 6 年 6 月 2 5 日付国道企第 2 0 号、国道国第 7 3 号、国道環安第 9 号、国道高第 5 9 号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・防災課、環境安全課、高速道路課から通知された定期点検要領について、今般これを改定しましたので通知します。

については、都道府県及び指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対して、本件の内容について周知頂きますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

事務連絡
平成31年2月28日

各都道府県 道路事業担当課長 殿
各指定市 道路事業担当課長 殿
各市町村 道路事業担当課長 殿

国土交通省道路局

企画課	課長補佐
国道・技術課	課長補佐
国道・技術課	
道路メンテナンス企画室	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐
高速道路課	
有料道路調整室	課長補佐

定期点検の参考資料の策定及び道路橋等の定期点検業務積算資料
(暫定版)の改定について

平成31年2月28日付国道企第75号、国道国技第212号、国道環第97号、国道高第328号により、国土交通省道路局企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記1. のとおり策定しましたのでお知らせします。

また、道路橋等の定期点検業務積算資料(暫定版)については、平成26年8月4日付事務連絡により通知したところですが、そのうち、道路橋定期点検要領(平成31年2月国土交通省道路局)および道路トンネル定期点検要領(平成31年2月国土交通省道路局)に基づき実施する業務について、今般これを下記2. のとおり改定したのでお知らせします。

下記2. を参考とする場合は、業務規模や現地状況を考慮したうえで、使用してください。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

1. 定期点検の参考資料

- ・特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料(平成31年2月)
- ・引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料(平成31年2月)

- ・水中部の状態把握に関する参考資料（平成31年2月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成31年2月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成31年2月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成31年2月）

2. 定期点検業務積算資料

- ・道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）（平成31年2月）
- ・道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）（平成31年2月）

以 上

事務連絡
平成31年2月28日

各都道府県 道路事業担当課長 殿
各指定市 道路事業担当課長 殿
各市町村 道路事業担当課長 殿

国土交通省総合政策局	
公共事業企画調整課	課長補佐
国土交通省道路局	
企画課	課長補佐
国道・技術課	課長補佐
国道・技術課	
道路メンテナンス企画室	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐
高速道路課	
有料道路調整室	課長補佐

新技術利用のガイドライン（案）及び
点検支援技術性能カタログ（案）の策定について

平成31年2月28日付国道企第75号、国道国技第212号、国道環第97号、国道高第328号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

- ・新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月）
- ・点検支援技術性能カタログ（案）（平成31年2月）

以上

国道国第225号
平成31年3月29日

各 地 方 整 備 局 道 路 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 建 設 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

国土交通省道路局

国道・技術課長

「国の定期点検要領について」の一部改正について

国が管理する道路における橋梁、トンネル等の定期点検要領については、「国の定期点検要領について」（平成26年6月25日付国道国防第71号道路局国道・防災課長通達）により通知したところであるが、今般これを下記のとおり改正する。

記

- ・橋梁定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・道路トンネル定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・歩道橋定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。

以 上

事務連絡
平成31年3月29日

各地方整備局 道路管理課長 殿
 地域道路課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
 地域事業管理官 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿
 道路建設課長 殿

国土交通省道路局
 国道・技術課 課長補佐
 国道・技術課
 道路メンテナンス企画室 課長補佐

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項及び道路橋の
定期点検業務積算資料（暫定版）の策定について

平成31年3月29日付国道国技第225号により、国土交通省道路局国道・技術課から通知された国の定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定したので周知する。

「トンネル等の定期点検にあたっての留意事項」は、各都道府県メンテナンス会議等を通じて、地方公共団体に情報提供されたい。

なお、道路橋の定期点検の積算基準については、設計業務等標準積算基準書「4-2 橋梁定期業務等積算基準」に示されているところであるが、今般これを下記3. のとおり一部見直したので、当面の間これによられたい。

記

1. トンネル等の定期点検にあたっての留意事項
2. 標準特記仕様書
【直轄】橋梁定期点検業務の標準特記仕様書（案）
【直轄】橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）
3. 橋梁定期点検業務等積算基準（暫定版）（平成31年3月）

以上

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項

1. トンネル等の定期点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者（以下「知識と技能を有する者」という。）が行うこととされており、道路管理者は知識と技能を有する者に定期点検として、状態の把握及び健全性の診断を行わせなければならない。
2. このため、道路管理者が知識と技能を有する者となって自ら定期点検を行うか、道路管理者が定期点検業務の発注者として、受注者の知識や技能及び点検方法等の技術提案を確認した上で定期点検を行わせるか、いずれかの方法で行うこととなる。
3. なお、橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等、門型標識及び横断歩道橋の点検にあたっては、各地方整備局等が実施している「橋梁初級Ⅰ研修」や「道路構造物管理実務者（トンネル初級）研修」の受講者を自ら定期点検を行う場合の知識と技能を有する者として扱うことができる。
4. 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。
5. 受注者からの近接目視によらない点検方法の確認については、資料－4「新技術利用のガイドライン（案）」、資料－5「点検支援技術性能カタログ（案）」を参考とすることができる。
6. トンネル等の健全性の診断結果については、道路管理者も責任を負うことになる。

事 務 連 絡
平成31年3月29日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術の活用について

点検支援技術については、平成31年2月28日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」にて通知したところであるが、各地方整備局等においては、平成31年4月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討した上で実施されたい。検討の結果、点検支援技術を活用する場合は、次回以降の点検の効率化に向け、対象とする部位の選定の考え方や技術選定に関する所見を定期点検記録様式※に記録すること。

※定期点検記録様式は、橋梁では様式その5、トンネルでは様式E、シェッド・大型カルバートでは様式その5が該当

なお、今後点検支援技術について活用実績や活用効果、積算体系の構築等を目的とした調査を予定しているため、協力されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

事 務 連 絡
平成31年4月25日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術活用に関する経費について

点検支援技術については、平成31年2月28日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」及び平成31年3月29日付事務連絡「点検支援技術の活用について」にて通知したところであるが、点検支援技術を活用するにあたり必要な経費については、次の通り対応されたい。

- ・ 各地方整備局等においては、平成31年4月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討し、点検支援技術を活用する場合は必要な経費は適切に計上されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

「トンネル等の定期点検に当たったての留意事項」抜粋

(H31.3.29付け事務連絡 国道技術課長補佐から各地整道管課長、地道課長あて)

4. 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級 I 研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。



具体的な仕様書記載例

【直轄の例】

橋梁診断業務の標準特記仕様書(案) 抜粋

2. 担当技術者

1) 本業務に従事する「担当技術者」は、次の何れかの資格等を満たさなければならない。なお、担当技術者は、次項3. で示す「橋梁診断員」を兼ねることができる。

- ①. 技術士(総合技術監理部門一建設、又は、建設部門)
- ②. 博士(工学)(専門分野: 橋梁に関する研究)
- ③. 国土交通省登録技術者資格(※1)(施設分野: 橋梁

(鋼橋)一業務: 診断)、又は、(施設分野: 橋梁(コンクリート橋)一業務: 診断)

※1: 「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL: http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

【地方自治体の事例】

地方自治体における橋梁点検業務の特記仕様書から抜粋

(1) 橋梁点検員

橋梁点検員は、点検作業班を総括し、安全管理に留意して、各作業員の行動を把握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。橋梁点検員は損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有するものとする。

(略)

才「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき技術者資格登録された資格のうち、橋梁(鋼橋)の点検業務及び橋梁(コンクリート橋)の点検業務を対象とした資格を有するものであること。

国土交通省登録資格の活用状況について

R3.2現在

1. 活用している自治体数

- ・都道府県 24 (51%)
- ・政令市 11 (55%)

2. 点検／診断 ・ 橋梁／トンネルの内訳

業務	分野	都道府県 【47】		政令市 【20 ※トンネルのみ19】		備考
		活用 自治体数	割合	活用 自治体数	割合	
点検	橋梁 (鋼橋)	17	36%	10	50%	
	橋梁 (コンクリート橋)	17	36%	10	50%	
	トンネル	15	32%	9	47%	
診断	橋梁 (鋼橋)	19	40%	8	40%	
	橋梁 (コンクリート橋)	19	40%	8	40%	
	トンネル	15	32%	8	42%	

定期点検に係る法令及び関係資料の位置づけ

法令上の記載

- トンネル等の点検は、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本
 - 健全性の診断を行い、結果を分類する(区分Ⅰ～Ⅳ ※告示)
 - 措置を講じたときは、その内容を記録・保存する
- (道路法施行規則第4条の5の6)

点検要領(技術的助言)

[H31.2改正]

- 道路橋 ● 道路トンネル ● シェッド、大型カルバート等 ● 横断歩道橋
 - 門型標識等 ○ 舗装 ○ 小規模附属物 ○ 道路土工構築物
- :5年に1回の定期点検を実施することを基本とする分野

1. 適用範囲

- 定期点検の頻度
- 定期点検の体制
- 状態の把握
- 健全性の診断
- 記録
- 措置

(点検支援技術に関する記載)

定期点検を行う者は、(略)近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

付録

- 定期点検の実施に当たっての一般的な注意点
- 一般的な構造と主な着目点
- 判定の手引き
- コンクリート片の落下等第三者被害につながる損傷の事例 ※道路橋のみ

(点検支援技術の活用に関し、参考となる資料)

- モニタリング技術も含めた定期点検の支援技術の使用について(令和2年6月)
- 監視計画の策定とモニタリング技術の活用について(令和2年6月)
- トンネル定期点検における本体工(覆工)の状態把握の留意点(令和2年6月)
- トンネル定期点検における附属物の状態把握の留意点(令和2年6月)
- 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料(平成31年2月)
- 水中部の状態把握に関する参考資料(平成31年2月)
- 引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料(平成31年2月)

参考資料

- 記録様式作成にあたっての参考資料(道路橋定期点検版)(平成31年2月)
- 記録様式作成にあたっての参考資料(道路トンネル定期点検版)(平成31年2月)
- 記録様式作成にあたっての参考資料(シェッド、大型カルバート等定期点検版)(平成31年2月)

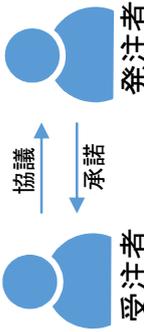
[R2.6時点]

点検に関する「新技術利用のガイドライン」

[H31.2策定]

- 定期点検業務の中で使用する技術を受発注者が確認するプロセスを明示
- 技術の性能値の確認に用いる標準項目を明示

技術の選定・確認調査計画の立案



性能カタログ、技術マニュアル、点検要領の参考資料の活用

点検支援技術性能カタログ

80技術 (R2.6時点)

- 標準項目に従い、各技術の性能値を整理・掲載(今後、拡充予定)

画像計測

橋梁 : 24技術
トンネル : 8技術

非破壊検査

橋梁 : 11技術
トンネル : 6技術

計測・モニタリング

橋梁 : 25技術
トンネル : 3技術

データ収集・通信

(3技術)

開発者が作成する「技術マニュアル」

- 性能カタログに掲載する技術ごとに、開発者が作成
- 現場で機器等を適切に活用するために必要な情報を整理

点検支援技術性能カタログ(案)

- 点検支援技術性能カタログ(案)は、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。令和2年6月時点で80技術を掲載
- 受発注者が、点検支援技術性能カタログを参照することにより、点検への新技術の活用を推進。

点検支援技術性能カタログの構成

第1章 性能カタログの活用にあたって

1. 適用の範囲
 2. 用語の定義
 3. 性能カタログの活用について
 4. 性能カタログの標準項目について
 - (1) 基本諸元
 - (2) 性能の裏付け
 - (3) 調達・契約にあたってのその他必要な事項
 - (4) その他
 5. 点検支援技術に関する相談窓口の設置
- 付録1 点検支援技術性能カタログの標準項目

第2章 性能カタログ

- 画像計測技術(橋梁/トンネル)
 - 非破壊検査技術(橋梁/トンネル)
 - 計測・モニタリング技術(橋梁/トンネル)
 - データ収集・通信技術
- 付録2 技術の性能確認シート

＜主な掲載技術＞

画像計測

- ・橋梁 : 24技術
- ・トンネル : 8技術



ドローンによる変状把握



レーザースキャンによる変状把握

非破壊検査

- ・橋梁 : 11技術
- ・トンネル : 6技術



電磁波技術を利用した床版上面の損傷把握



レーザーを利用したトンネル覆工の損傷把握

計測・モニタリング

- ・橋梁 : 25技術
- ・トンネル : 3技術



センサーによる橋梁ケーブル張力のモニタリング



トンネル内附属物の異常監視センサー

点検支援技術性能カタログ(案) の閲覧サイト

ホームページURL : <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>

<使用方法>



ホーム ● 国土交通省について ● 報道・広報 ● 政策・法令・予算 ● 白書・オープンデータ ● お問い合わせ

道路

道路トップ > 意見ご要望 > English

ホーム > 政策・仕事 > 道路 > 道路に関する新技術の活用 > 点検支援技術性能カタログ(案)

5

点検支援技術性能カタログ(案)

点検支援技術性能カタログ(案)令和2年6月

● **点検支援技術性能カタログ(案)の掲載技術一覧**

使用方法

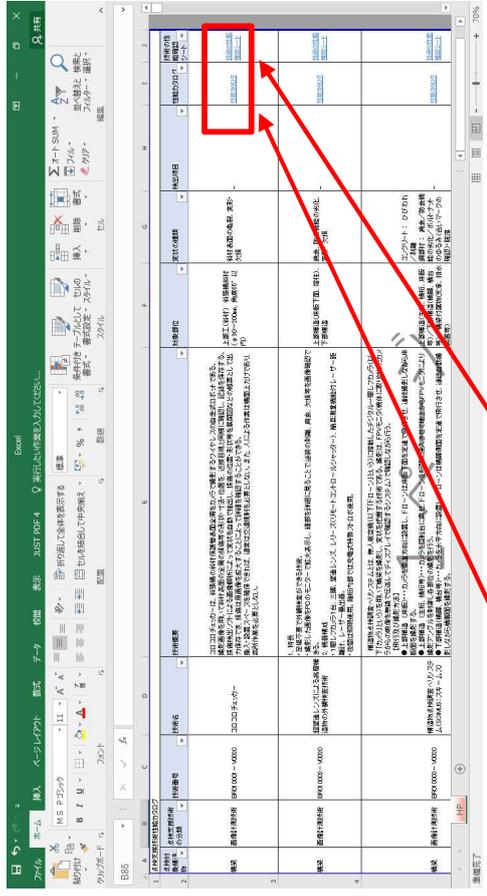
- 上記のリンクからエクセルファイルをダウンロードしてください。
- エクセルファイルのフィルター機能にて技術の検索が可能です。
- セルの右端に記載されている「性能カタログ」、「技術の性能確認シート」をクリックすると、該当する技術のページのページへ移動します。
- 点検支援技術性能カタログ(案)の活用にあたっては、「第1章 性能カタログの活用にあたって」を一通り読んでください。

● 点検支援技術性能カタログ(案)全文はこちら

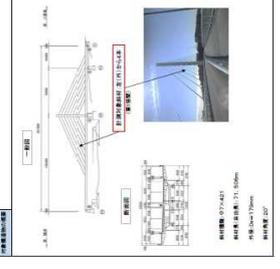
「橋梁及びトンネルの点検支援技術」の公募について

- 掲載技術の更なる充実等を図るため「橋梁及びトンネルの点検支援技術」を公募しています。
公募概要はこちら

②エクセルファイルをダウンロードし、
フィルター機能にて技術を検索



③「性能カタログ」「性能確認シート」を
クリックすると掲載ページへ移動



開発者から問合せや相談を受け付ける窓口

相談窓口	受付内容	問合せ先
道路局 国道・技術課 技術企画室	<ul style="list-style-type: none"> 点検支援技術の活用に関する事項 カタログへの技術掲載、カタログ掲載技術の更新等に関する事項 	03-5253-8498 hgt-tenkengijutsu@gxb.mlit.go.jp



情報を一元化

北海道開発局 建設部 道路保全対策官	<ul style="list-style-type: none"> 点検支援技術の活用に関する事項 カタログへの技術掲載、カタログ掲載技術の更新等に関する事項 	代表:011-709-2311 内線:5358
東北地方整備局 道路部 道路保全企画官		代表:022-225-2171 内線:4121
関東地方整備局 道路部 道路保全企画官		代表:048-601-3151 内線:4121
北陸地方整備局 道路部 道路保全企画官		代表:025-280-8880 内線:4121
中部地方整備局 道路部 道路保全企画官		代表:052-953-8166 内線:4121
近畿地方整備局 道路部 道路保全企画官		代表:06-6942-1141 内線:4121
中国地方整備局 道路部 道路保全企画官		代表:082-221-9231 内線:4121
四国地方整備局 道路部 道路保全企画官		代表:087-851-8061 内線:4121
九州地方整備局 道路部 道路保全企画官		代表:092-471-6331 内線:4121
沖縄総合事務局 開発建設部 道路保全企画官		代表:098-866-0031 内線:4414

トンネル定期点検に関する留意事項

トンネル定期点検の結果は、維持・修繕等の計画を立案する上で、参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておく必要があるため、会計検査院からの指摘を踏まえ、以下のとおり留意する。

1. トンネルの全面打音について

現状

会計検査院によるトンネル点検に関する検査結果において、全面打音を実施した記録が書面等で確認できない事態が見受けられた。

留意点

トンネルの全面打音を実施した場合（道路トンネル定期点検要領 p10～p11 参照）は、その結果について、維持・修繕等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。（別添1参照）

2. トンネル附属物における措置について

現状

会計検査院によるトンネル附属物に関する検査結果において、判定区分を「×」としているものの、その後の対応が適切に措置されていない、もしくは、措置の検討状況が明確でない事態が見受けられた。

留意点

トンネル附属物の点検結果において、応急措置後の判定区分を「×」としている場合には、個別に再固定、交換、撤去や、設備全体を更新するなどの方法による対策を早期に実施する必要がある。（別添2参照）

道路トンネル定期点検要領

平成31年2月

国土交通省 道路局

4. 状態の把握

健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行うことを基本とする。

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路トンネルの現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

道路トンネル毎の健全性の診断を適切に行うために、法令では、定期点検を行う者が、道路トンネルの外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することが基本とされている。これに限らず、道路トンネル毎の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音検査や触診等の手段を併用することが求められる。

一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音検査や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造や工法の特徴、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が道路トンネル毎に判断することとなる。

6. 記録

定期点検の結果を記録し、当該道路トンネルが利用されている期間中は、これを保存する。

【法令運用上の留意事項】

定期点検の結果は、維持・修繕等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

定期点検に関わる記録の様式、内容や項目について法令上の定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。必要に応じて記録の充実を図るにあたっては、利活用目的を具体的に想定するなどし、記録項目の選定や方法を検討するのがよい。(別紙2 様式1 様式2 参照)

なお、維持管理に係わる法令(道路法施行規則第4条の5の6)に規定されているとおり、措置を講じたときはその内容を記録しなければならない。措置の結果も、維持・修繕等の計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であり、措置の内容や結果も適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。措置に関する記録の様式や内容、項目に定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。

2. 定期点検を行うにあたっての一般的留意事項

(1) 定期点検の目的について

- 定期点検では、道路トンネルの現在の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な技術的所見を得るため、少なくとも、道路トンネル毎の健全性の診断結果が提示される必要がある。
- 道路トンネルの定期点検の主な目的として、以下の3点が挙げられる。
 - ・ 道路トンネルが本来目的とする機能を維持し、また、利用者が、道路トンネルや附属物からのコンクリート片やボルトの落下などにより安全な通行を妨げられることを極力避けられるように、適切な措置が行われること。
 - ・ 道路トンネルが、道路機能の長期間の不全を伴う通行止めやその他構造安全上の致命的な状態に至らないように、次回定期点検までを念頭にした、措置の必要性について判断を行うために必要な技術的所見を得ること。
 - ・ 道路の効率的な維持管理に資するよう道路トンネルの長寿命化を行うにあたって、時宜を得た対応を行う上で必要な技術的所見を得ること。

状態の把握の方法や記録の内容について様々な判断や取捨選択をするにあたっては、これらの定期点検の目的が達成されるよう、道路トンネル毎に行う。

- 道路管理者の職員が状態の把握から健全性の診断までの一連を行う者である場合も含めて、定期点検を行った者の所見や健全性の診断結果は、道路管理者への1次的な所見である。後述の措置における注意事項にて補足するとおり、次回定期点検までの措置の必要性の最終的な判断や措置方法は、道路管理者が総合的に検討するものである。

(2) 頻度について

- たとえば、補修工事などに際して、定期点検を行う者が、法令を満足するように、補修箇所だけでなく道路トンネルの各部の状態を把握し、道路トンネル毎の健全性の診断を行ったときには、次回の定期点検は、そこから5年以内に行えばよい。

(3) 体制について

- 本編及び付録や参考資料の内容は、定期点検を行う者に求められる少なくとも必要な知識や技能の例として参考にできる。

(4) 状態の把握について

- できるだけ適切に状態の把握を行うことができるように、現地にて適切な養生等を行ったり定期点検を行う時期を検討したりするのがよい。

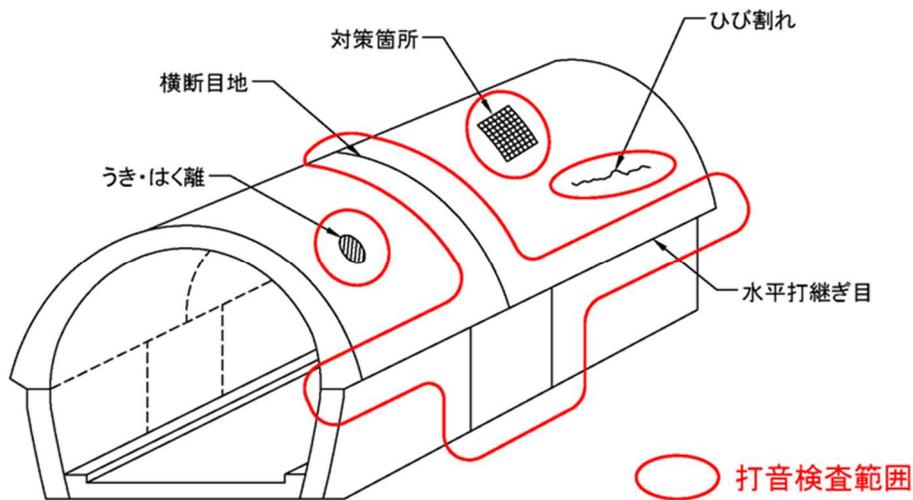
(例)

- ・ うき・はく離等がある場合は、取り除いてから状態の把握を行うのがよい。
- ・ 漏水等が懸念される道路トンネルについては湧水等の多い時期に行うのがよい。
- ・ ひび割れの進行性を確認する必要がある場合は前回点検と同時期に行うのがよい。
- 道路トンネルの覆工やその背面については、地山の特性や施工の影響等により目視では確認できないうき、空洞等が存在している場合がある。このため、初回の点検においては、道路トンネルの全延長に対して、近接目視のみならず覆工表面を全面的に打

音検査することによりうきなどの有無について確認するのがよい。また、突発性崩壊の発生の観点など、必要に応じて覆工巻厚の状態や背面空洞の有無を把握するための調査を併用することも検討するのがよい。一方で、二回目以降の点検については、覆工表面全面に対し近接目視により行うことを基本とし、必要な範囲に対して打音検査によるうきなどの有無の確認をしていくことが考えられる。

(例)

- ・ 目地部及びその周辺
- ・ 水平打継ぎ目及びその周辺
- ・ 前回の定期点検で確認されている変状箇所（ひび割れ、うき・はく離、変色箇所、漏水箇所等）
- ・ 近接目視等により新たに変状が確認された箇所
- ・ 対策工が施工されている箇所およびその周辺



※二回目以降も覆工表面全面に対し近接目視により行うことを基本とする

図 二回目以降の打音検査範囲イメージ

- 道路トンネルの状態の把握にあたっては、道路トンネルの変状が必ずしも経年の劣化や外力に起因するものだけではないことに注意する必要がある。たとえば、以下のような事項が道路トンネルの経年の変状の要因となった事例がある。

(例)

- ・ これまで、施工品質のばらつきも影響のひとつとして考えられる変状等も見られている。たとえば、巻厚不足、かぶり不足、不十分な締め固めが変状の原因となっている例もある。
- ・ 覆工表面のみ状態を確認することでは定期点検の目的を満足できない場合がある。たとえば、巻厚不足や覆工背面の地山の変状が道路トンネルに影響を与えたり、附属物等の取付部材の金属に異種金属接触腐食が生じている事例もある。
- 道路トンネル毎の健全性の診断にあたって必要な情報の中には、近接しても把握できない覆工背面の変状、あるいは直接目視することが極めて困難な場合もある。その場合、定期点検を行う者が必要な情報を得るための方法についても判断する。また、健

の必要性について診断しておくことは、その後の措置等の検討において有用なものである。

- 定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や変状の種類に応じて異なることが考えられる。そこで、同じ覆工スパン内に複数の変状がある場合には、措置等の検討に反映するために変状区分、変状の種類毎に判定を行うとよい。ここで、外力による変状は覆工スパン単位で、材質劣化及び漏水による変状は変状単位で行うとよい。
- なお、変状区分とは、変状現象の要因を3つに区分（外力、材質劣化、漏水）したものをいう。
 - ・ 外力とは、トンネルの外部から作用する力であり、緩み土圧、偏土圧、地すべりによる土圧、膨張性土圧、水圧、凍上圧等の総称をいう。
 - ・ 材質劣化とは、使用材料の品質や性能が低下するものであり、コンクリートの中性化、アルカリ骨材反応、鋼材の腐食、凍害、塩害、温度収縮、乾燥収縮等の総称をいう。なお、施工に起因する不具合もこれに含む。
 - ・ 漏水とは、覆工背面地山等からの水が、トンネル坑内に流出することであり、覆工や路面の目地部、ひび割れ箇所等の水流出の総称をいう。なお、漏水等による変状には、冬期におけるつららや側氷が生じる場合も含む。
- 変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断の区分は、各道路管理者で定めることができる。一方で、最終的に、道路トンネルとしての健全性の診断結果を表-5.1の区分にすることを考えれば、変状及び覆工スパン単位においても健全性の診断結果を表-5.1の区分でも分類し、記録しておくことよい。
- 変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断結果から道路トンネル毎の健全性の診断を行う場合は、変状等の健全性の診断を行った上で、覆工スパン単位で変状等の健全性の診断のうち最も評価の厳しい健全性を覆工スパン毎の健全性とし、覆工スパン毎の健全性の診断で最も評価の厳しい健全性を道路トンネル毎の健全性とすることもできる。この際、変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断の区分を表-5.1のとおりとしておくことで、道路トンネル毎の健全性の診断との関係も明確にしやすい。なお、変状等の健全性の診断を行う場合は、付録3が参考にできる。
- 道路トンネル毎又は変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断を行うにあたっては、当該変状が道路トンネルの構造安定性に与える影響、想定される原因（必ずしもひとつに限定する必要はない）、今後の変状の進行、変状の進行が道路トンネルの構造安定性や耐久性に与える影響度合いなどを見立てる必要がある。また、たとえば、変状の組み合わせで、道路トンネルに与える影響度が変わることもある。
- 道路トンネルの構造及び工法、置かれる状況、変状の種類や発生箇所も様々であることから、変状種類毎に画一的な判定を行うことはできない。そこで、定期点検の質の確保のためには、定期点検を行う者を適切に選定する必要がある。

(8) 定期点検における記録について

- 記録様式や内容・項目は、道路管理者毎に検討・設定することになる。
- 定期点検の目的に照らせば、少なくとも、道路トンネルとしての措置の必要性に関する

道路トンネル定期点検要領

平成31年2月

国土交通省 道路局

5. 健全性の診断

道路トンネル毎の健全性の診断は、表-5.1 の区分により行う。

表-5.1 判定区分

区分		定義
I	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者が、道路トンネル毎の健全性の診断の一連として、道路トンネルの状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。そして、診断の内容を、法令で求められる4つの区分に分類する。

「道路トンネル毎の健全性の診断」の単位は以下を基本とする。

(「道路施設現況調査要領(国土交通省道路局企画課)」を参考にすることができる。)

- ①トンネルが1箇所において上下線等、分離して設けられている場合は、分離されているトンネル毎に計上し、複数トンネルとして取り扱う。
- ②トンネルが都道府県界または市区町村界に設けられている場合も1つの道路トンネルとして1箇所と取り扱う。
- ③2自治体等以上に渡って管理区域を有するトンネルで、管理者が複数に渡る場合も1つの道路トンネルとして1箇所と取り扱う。

道路トンネル毎の健全性の診断にあたっては、以下の点に注意する。

- 変状が道路トンネルの健全性に及ぼす影響は、構造や工法の特性、地質条件や環境条件などによっても異なること。
- 覆工スパン内に複数の変状が存在する場合には、変状の原因の推定に努め、変状の進行性なども踏まえて評価するのがよいこと。
- 措置の範囲や方法の検討に必要な所見を残すとよいこと。一方で、この健全性の診断は、定期点検で得られた範囲の情報に基づく対策の必要性に関する所見であり、具体的な措置の方法について検討することはこの要領の定期点検の範囲では想定していないこと。(「7. 措置」を参照のこと)
- 附属物等の取付状態に対する異常判定も合わせて行うのがよいこと。(この際の判定は、付録1が参考にできる。)

6. 記録

定期点検の結果を記録し、当該道路トンネルが利用されている期間中は、これを保存する。

【法令運用上の留意事項】

定期点検の結果は、維持・修繕等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

定期点検に関わる記録の様式、内容や項目について法令上の定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。必要に応じて記録の充実を図るにあたっては、利活用目的を具体的に想定するなどし、記録項目の選定や方法を検討するのがよい。(別紙2 様式1 様式2 参照)

なお、維持管理に係わる法令(道路法施行規則第4条の5の6)に規定されているとおり、措置を講じたときはその内容を記録しなければならない。措置の結果も、維持・修繕等の計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であり、措置の内容や結果も適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。措置に関する記録の様式や内容、項目に定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。

2. 定期点検を行うにあたっての一般的留意事項

(1) 定期点検の目的について

- 定期点検では、道路トンネルの現在の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な技術的所見を得るため、少なくとも、道路トンネル毎の健全性の診断結果が提示される必要がある。
- 道路トンネルの定期点検の主な目的として、以下の3点が挙げられる。
 - ・ 道路トンネルが本来目的とする機能を維持し、また、利用者が、道路トンネルや附属物からのコンクリート片やボルトの落下などにより安全な通行を妨げられることを極力避けられるように、適切な措置が行われること。
 - ・ 道路トンネルが、道路機能の長期間の不全を伴う通行止めやその他構造安全上の致命的な状態に至らないように、次回定期点検までを念頭にした、措置の必要性について判断を行うために必要な技術的所見を得ること。
 - ・ 道路の効率的な維持管理に資するよう道路トンネルの長寿命化を行うにあたって、時宜を得た対応を行う上で必要な技術的所見を得ること。

状態の把握の方法や記録の内容について様々な判断や取捨選択をするにあたっては、これらの定期点検の目的が達成されるよう、道路トンネル毎に行う。

- 道路管理者の職員が状態の把握から健全性の診断までの一連を行う者である場合も含めて、定期点検を行った者の所見や健全性の診断結果は、道路管理者への1次的な所見である。後述の措置における注意事項にて補足するとおり、次回定期点検までの措置の必要性の最終的な判断や措置方法は、道路管理者が総合的に検討するものである。

(2) 頻度について

- たとえば、補修工事などに際して、定期点検を行う者が、法令を満足するように、補修箇所だけでなく道路トンネルの各部の状態を把握し、道路トンネル毎の健全性の診断を行ったときには、次回の定期点検は、そこから5年以内に行えばよい。

(3) 体制について

- 本編及び付録や参考資料の内容は、定期点検を行う者に求められる少なくとも必要な知識や技能の例として参考にできる。

(4) 状態の把握について

- できるだけ適切に状態の把握を行うことができるように、現地にて適切な養生等を行ったり定期点検を行う時期を検討したりするのがよい。

(例)

- ・ うき・はく離等がある場合は、取り除いてから状態の把握を行うのがよい。
- ・ 漏水等が懸念される道路トンネルについては湧水等の多い時期に行うのがよい。
- ・ ひび割れの進行性を確認する必要がある場合は前回点検と同時期に行うのがよい。
- 道路トンネルの覆工やその背面については、地山の特性や施工の影響等により目視では確認できないうき、空洞等が存在している場合がある。このため、初回の点検においては、道路トンネルの全延長に対して、近接目視のみならず覆工表面を全面的に打

てよい。

- その他の方法を用いるときは、定期点検を行う者が、(1)の定期点検の目的を満足するように、かつ、その方法を用いる目的や必要な精度等を踏まえて適切に選ぶものである。必要に応じて遡って検証ができるように、近接目視によらないとき、その部位の選定の考え方や状態把握の方法の妥当性に関しての所見を記録に残すようにするとよい。
- なお、健全性の診断を行うにあたって必要があれば、さらに詳細に状態を把握する。

(6) 道路トンネル毎の健全性の診断について

- 道路トンネル毎の健全性の診断を区分するにあたっては、必要に応じてそれぞれの道路管理者における区分を行ってもよい。ただし、法令の定めに基づき、表-5.1の判定区分を用いても区分しておく。表-5.1の区分は、道路トンネルの管理者が保有する道路トンネル全体の状況を把握すること、及び、各道路管理者の区別無く、我が国の道路トンネルの措置の必要性の現状を総括することを念頭にしている。
- たとえば判定区分をⅡやⅢとするときには、同じ判定区分の構造物の中でもできるだけ早期に措置を行うのがよいものがあるれば、理由とともに所見として別途記載しておくのがよい。
- 状態に応じて、さらに詳細に状態を把握したり、別途専門的知識を有する者の協力を得て判定を行うことが必要な場合もある。
- 非破壊検査又はその他さらに詳細に調べなければ、Ⅰ～Ⅳの判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに必要な非破壊試験等を行い、その結果を踏まえてⅠ～Ⅳの判定を行うこととなる。このときⅢとするかⅣとするかについて判断に迷う場合には、安全を優先し、非破壊検査等よりも先に緊急に必要な措置をとることが必要な場合もある。
- この他、(7)及び付録2も参考にするのがよい。
- 附属物等の取付状態に対する異常は、利用者被害につながる可能性があるため、異常箇所に対しては個別に再固定、交換、撤去や、設備全体を更新するなどの方法による対策を早期に実施する必要がある。一方でトンネル本体工に比べて、対策も比較的容易に実施できる場合が多く、以上を踏まえ、判定区分は付表-2に示すように「○」（対策を要さないもの）と、「×」（早期に対策を要するもの）の2区分に大別するのがよい。

付表-2 附属物等の取付状態に対する異常判定区分

異常判定区分	異常判定の内容
×	附属物等の取付状態に異常がある場合
○	附属物等の取付状態に異常がないか、あっても軽微な場合

(7) 変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断を行う場合の留意事項

- 多くの道路管理者でこれまで行ってきたとおり、変状等及び覆工スパン毎で措置

道路橋の点検・修繕に係る研修

橋梁初級Ⅰ研修

道路橋の**定期点検**に関する研修

＜省令に適合する知識と技能を有する者＞

- ◆省令に定義される知識と技能を有する者が少なくとも必要とする知識と技能を取得（診断所見を書くことに特化）
- 現地実習及び試験あり

橋梁初級Ⅱ研修

道路橋の**措置(修繕など)**に関する研修

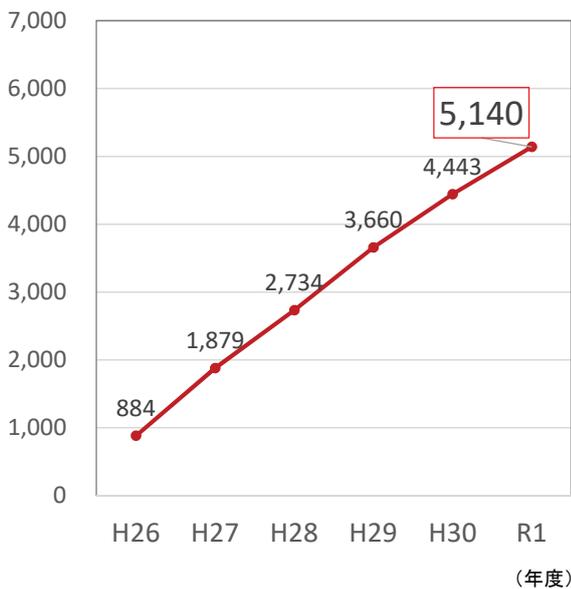
＜道路管理実務者全般＞

- ◆適切に構造物の状態や原因を評価し、また、技術を評価・適用するための要点を概観
- 道路橋示方書や定期点検要領(措置)について、骨子や趣旨を概観
- 代表工種の成立させるための力学原理を学ぶ
- これらを運用するにあたっての留意事項を学ぶ
- 座学のみ

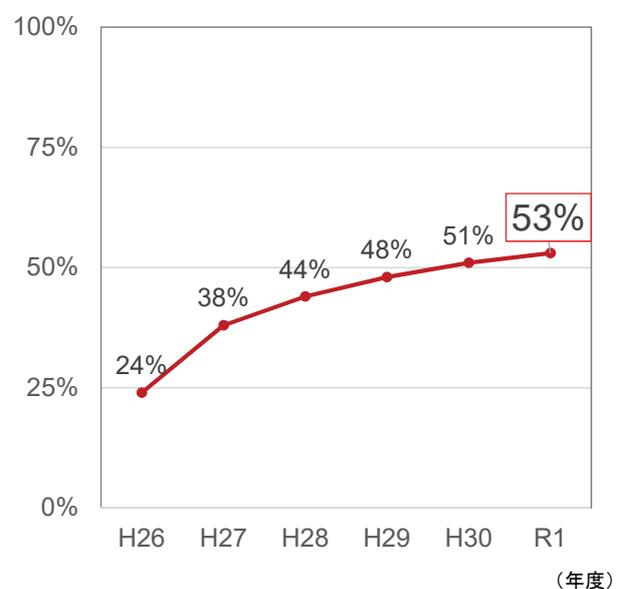
1

研修に参加した地方自治体の推移

研修に参加した
地方自治体職員数の推移



研修に参加した
地方自治体の割合の推移



「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」
における道路メンテナンス事業について

今回

都道府県別の判定区分Ⅲ・Ⅳ位置図の公表 (4月15日-21日)

- これまでの点検・修繕等の進捗状況を、途中経過として都道府県別にとりまとめ、情報の見える化を図る
(橋梁、トンネル、道路附属物でそれぞれ作成)

<公表>4月上旬から随時公表済

- メンテナンス会議として公表
- 市町村別の位置図は各団体で公表し、地域の要望活動で活用

5か年対策プログラムで位置図を再掲 (4月27日)

今後

77条調査 (5月末～)

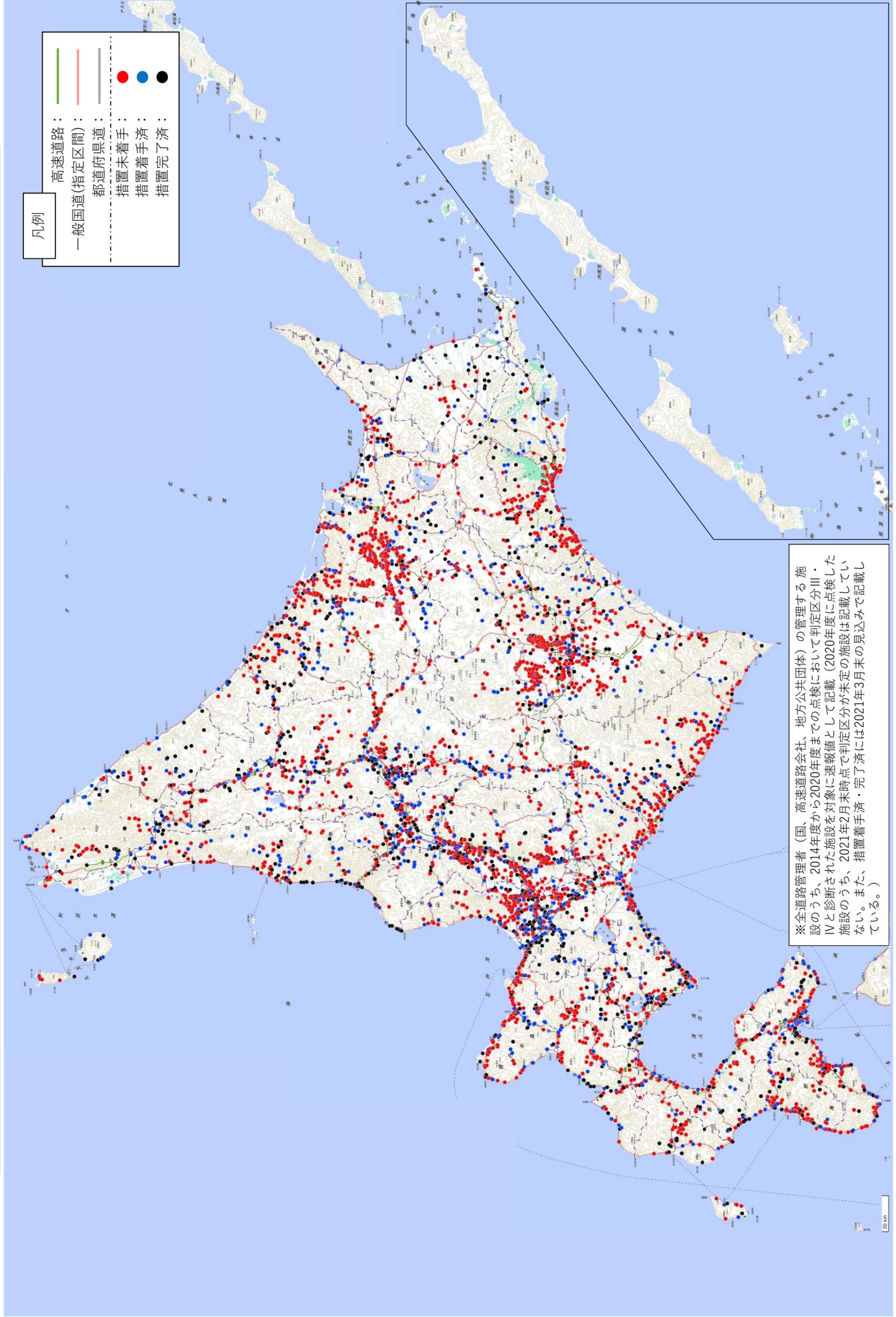
- 2020年度の点検結果と修繕等の進捗状況を確定

道路メンテナンス年報の公表 (8月～)

- 都道府県別の位置図の確定版を公表(ビューワーで閲覧可能)
- 施設リストを公表

北海道内の判定区分Ⅲ・Ⅳ橋梁の位置図

早期に対策を要する施設は5,380橋あり、これまでに2,336橋の修繕に着手済み



- 凡例
- 高速道路： —
 - 一般国道(指定区間)： —
 - 都道府県道： —
 - 措置未着手： ● (Red)
 - 措置着手済： ● (Blue)
 - 措置完了済： ● (Black)

※全道路管理者（国、高速道路会社、地方公共団体）の管理する施設のうち、2014年度から2020年度までの点検において判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設を対象に速報値として記載（2020年度に点検した施設のうち、2021年2月末時点で判定区分が未定の施設は記載していない。また、措置着手済・完了済には2021年3月末の見込みで記載している。）

4. 舗装・小規模附属物・土工構造物の点検結果

(1) 舗装

1) 概要

舗装については、各道路管理者により、道路の役割や性格、修繕実施の効率性、ストック量、管理体制の視点から管内の道路を分類し、その分類に基づき点検などを行っています。

国土交通省の管理する道路の舗装は、2017年度より舗装点検要領（2017年3月国土交通省 道路局 国道・防災課）に基づき、5年に1回の頻度で目視を基本とする点検を実施しています。

舗装の健全性の診断は、以下の通り区分します。

<アスファルト舗装>

区分		状態
I	健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態
II	表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度
III	修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態
	III-1 表層等修繕	表層の供用年数が使用目標年数を超える場合（路盤以下の層が健全であると想定される場合）
	III-2 路盤打換等	表層の供用年数が使用目標年数未満である場合（路盤以下の層が損傷していると想定される場合）

<コンクリート舗装>

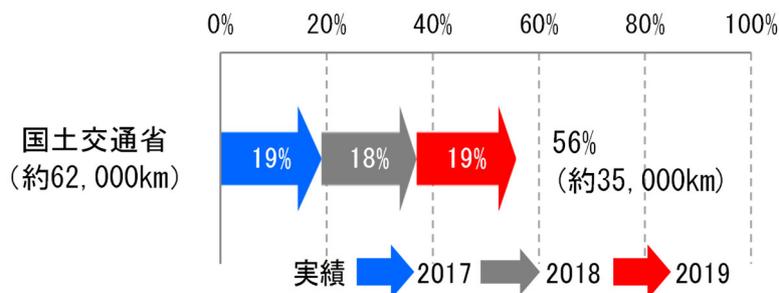
区分		状態
I	健全	損傷レベル小：目地部に目地材が充填されている状態を保持し、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まることができないと想定される状態であり、ひび割れも認められない状態
II	補修段階	損傷レベル中：目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まる恐れがあると想定される状態、目地部で角欠けが生じている状態
III	修繕段階	損傷レベル大：コンクリート版において、版央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたっていて、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態、または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態

国土交通省以外の道路管理者は、舗装点検要領（2016年10月国土交通省 道路局）（技術的助言）等を参考に、適切に管理を行っています。

2) 点検結果(舗装)

- 国土交通省が管理する道路では、2017 年度より舗装点検を行っており、2019 年度末時点の点検実施率は約 56%と着実に進捗しています。
- 判定区分Ⅲ（修繕段階）の割合（延べ車線延長^{※1}ベース）は、アスファルト舗装は 14%、コンクリート舗装では 6%となっています。

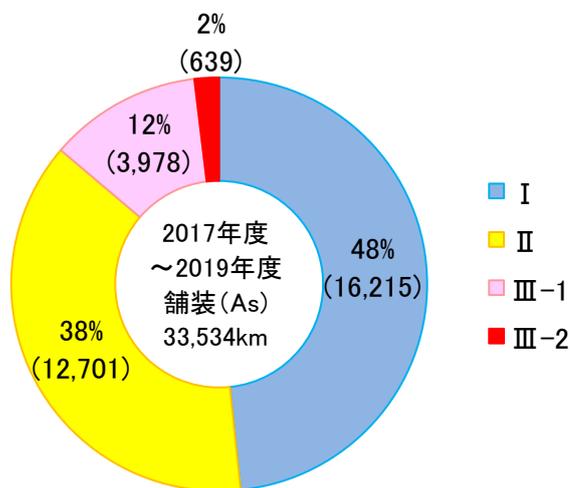
○ 国土交通省の点検実施率(延べ車線延長ベース)



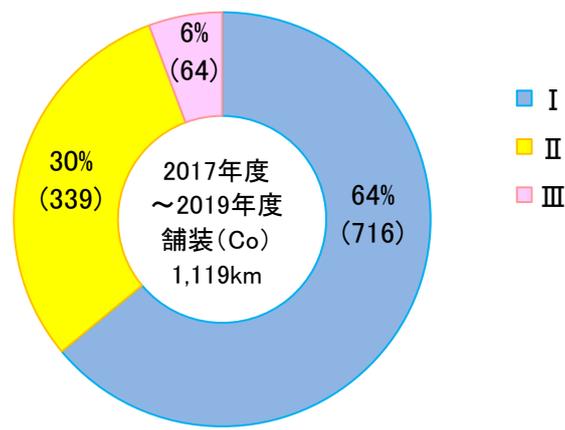
※()内は、2017～2019 年度に点検を実施した車線延長の合計。

○ 国土交通省の判定区分の割合(アスファルト舗装・コンクリート舗装) 2020.3 末時点

アスファルト舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



コンクリート舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



2020.3 末時点

※1 延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計。

3) 修繕の実施状況(舗装)

○ 国土交通省が管理する道路で、判定区分Ⅲ（修繕段階）となった区間のうち、修繕等を実施した区間の割合は、アスファルト舗装で12%、コンクリート舗装で5%であり、道路利用者の安全安心の確保に向け、効率的な修繕を実施する必要があります。

判定区分Ⅱ、Ⅲ-1、Ⅲ-2の修繕の実施状況(アスファルト舗装)

As舗装	修繕が必要な延長(km) (A)	修繕に着手済の延長(km) (B) (B/A)	工事に着手済の延長(km) (C) (C/A)	修繕完了の延長(km) (D) (D/A)	点検実施年度						
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
Ⅱ	12,701	525 (4%)	508 (4%)	463 (4%)	2017	5%	5%				
					2018	4%	4%				
					2019	2%	3%				
Ⅲ-1	3,978	481 (12%)	441 (11%)	409 (10%)	2017	10%	11%				
					2018	11%	13%				
					2019	9%	12%				
Ⅲ-2	639	55 (9%)	51 (8%)	46 (7%)	2017	12%	14%				
					2018	7%	9%				
					2019	2%	3%				
合計 (Ⅲ-1,Ⅲ-2)	4,618	536 (12%)	492 (11%)	455 (10%)	2017	10%	12%				
					2018	11%	13%				
					2019	8%	10%				

2020.3末時点

判定区分Ⅱ、Ⅲの修繕の実施状況(コンクリート舗装)

Co舗装	修繕が必要な延長(km) (A)	修繕に着手済の延長(km) (B) (B/A)	工事に着手済の延長(km) (C) (C/A)	修繕完了の延長(km) (D) (D/A)	点検実施年度						
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
Ⅱ	339	6 (2%)	6 (2%)	5 (2%)	2017	4%	4%				
					2018	0%	0%				
					2019	0%	1%				
Ⅲ	64	3 (5%)	2 (3%)	2 (3%)	2017	7%	7%				
					2018	2%	2%				
					2019	0%	4%				

2020.3末時点

これからの舗装マネジメント



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

これからの舗装マネジメントの方針(案)

橋梁やトンネルと同様に、メンテナンスサイクルを確立し、長寿命化・LCC^{※1}縮減を目指す

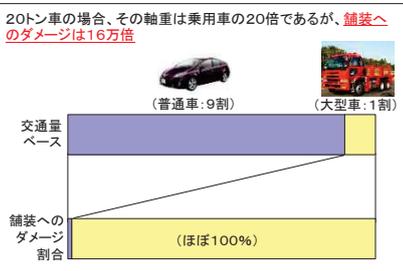
※1: ライフサイクルコスト

- 舗装の耐久性は、大型車の影響が支配的 ⇒ 大型車が多いほど、舗装の損傷進行が早い
- LCC縮減のためには、表層等の適時修繕により路盤以下の層を健全に保つことが重要
- 国・高速道路会社の他、都道府県の約8割、市町村の約2割では点検は実施されてきたものの、統一的なデータ取得や適切な予防保全・修繕等が十分に行われていない

■舗装の損傷要因

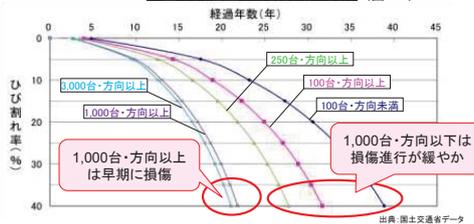
■舗装へのダメージは、軸重の4乗で影響

(図-1)



■アスファルト舗装では大型車交通量が多いほど損傷が早く進行

大型車交通量と舗装損傷の関係 (図-2)



(参考)

生活道路等は、大型車交通量が少ないため、占用工事の掘り返し等が無ければ長期間経過しても健全

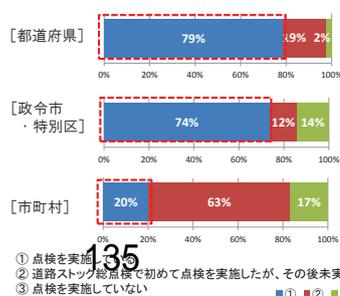


■LCC縮減には路盤の健全性確保が重要

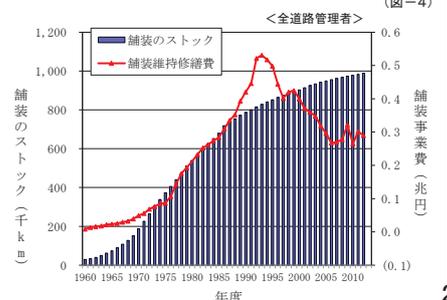
- ①表層等の損傷箇所から路盤に雨水等が浸入することにより路盤の支持力が低下し、舗装構造全体の損傷につながる
- ②路盤を修繕した場合、表層等だけの修繕と比較し、費用は3倍以上、工事期間は4倍
- ③また、路盤を直さずに表層等のみを直した場合は、路盤の支持力低下しているため、短期間で表層等が傷む
- ④以上から、路盤を健全に保つことが重要で、表層等の適時修繕が必要

■舗装管理の現状

■都道府県・政令市の約8割、市町村の約2割は舗装の点検を実施 (図-3)



■予算は減少し、適切な予防保全・修繕等が十分に行われていない (図-4)



これからの舗装マネジメントの方針(案)

- 舗装は重交通の多寡により劣化の進展に大きな差があるとともに、走行速度に応じて求められるサービスレベル等が異なることから、それらに応じた管理が必要
 - ⇒大型車交通量等で大きく2つに分類し、道路特性でさらに4つに分類
 - ⇒損傷の進行が早い道路等については、健全性を比較できるよう、ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI※1の取得を基本
- **舗装の点検要領を策定し、メンテナンスサイクルの確立に向けスタート**

※1:「International Roughness Index」(国際ラフネス指数)
(表-1)

特性	分類	主な道路※2 (イメージ)	マネジメントのあり方
・高規格幹線道路 等 (高速走行など求められるサービス水準が高い道路)	A	高速道路	・表層等の適時修繕による路盤以下の層の保護を目的に、点検を実施 ・走行性、快適性を重視した路面管理の実施
・損傷の進行が早い道路 等 (例えば、大型車交通量が多い道路)	B	直轄国道	・表層等の適時修繕による路盤以下の層の保護を目的に、点検を実施 ・修繕サイクルを長くしていくため、早期劣化箇所の原因把握と適切な措置※3や、使用目標年数を意識した管理の実施 ・走行性、快適性を考慮した路面管理の実施
・損傷の進行が緩やかな道路 等 (例えば、大型車交通量が少ない道路)	C	政令市一般市道 補助国道・県道	・基本的に長寿命であることから、各道路管理者が点検サイクルを定めて適切に管理
・生活道路 等 (損傷の進行が極めて遅く占用工事等の影響が無ければ長寿命)	D	市町村道	・巡視の機会を通じた路面管理

※2:分類毎の道路選定は各道路管理者が決定
※3:路盤の打ち換え、路盤の強化など

これを踏まえ、舗装の健全性を簡便・効率的に統一のデータで評価する点検要領を策定

これからの舗装マネジメントの方針(案)

- 耐久性の高いコンクリート舗装やコンポジット舗装、又はセメント安定処理等による路盤の強化、環境舗装など、適材適所での舗装構造の採用を推進
- 今後、メンテナンスサイクルの構築により得られた情報・知見を活用して、沿道状況による制約条件等も加味しながら、更に新材料や新工法等の開発を推進し、より効率的な管理を目指す

■コンクリート舗装

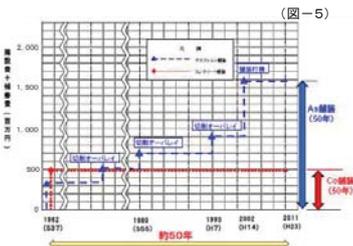
①約50年間大規模な補修なし

<事例>

- ・国道20号(東京都八王子市追分町～高尾町)
- ・昭和37年供用開始(L=約4km)
- ・現在まで大規模補修の実施無し



②LCCはアスファルト舗装の1/3程度



- ・左記LCCは建設費及び補修費の累計額
- ・H23年度原単価を用いた直接工事費ベース
- ・目地補修等の維持的補修工事は含まない

※コンクリート舗装が適している箇所

- ・掘り返しのない地方部の自動車専用道路やバイパス
- ・沿道に人家の少ない地方部の道路
- ・交差点等わだちがでやすく補修がしにくい箇所
- ・トンネル内の舗装



■コンポジット舗装

「アスファルト舗装」

⇒良好な走行性、補修の容易さ

「コンクリート舗装」

⇒構造的な耐久性

両者の特長を併せ持つ

(図-6)

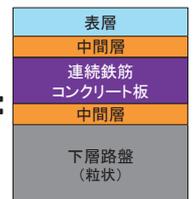
(アスファルト舗装)



(コンクリート舗装)



(コンポジット舗装)



■路盤の安定処理

路盤の材料にセメント等を混合することにより、路盤の強度と耐久性を高め、舗装全体の長寿命化を図る

(図-7)



(一般的なアスファルト舗装の構成)



(路盤を安定処理)

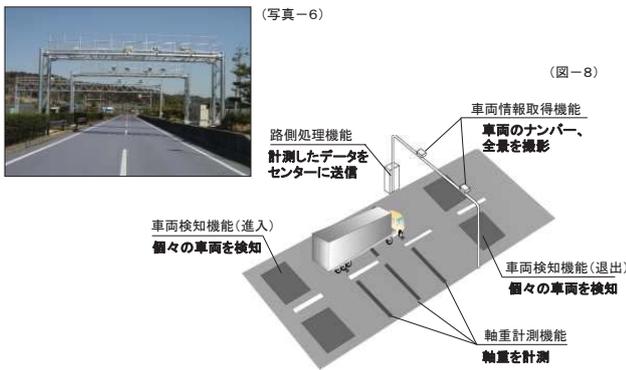
これからの舗装マネジメントの方針(案)

- 入札契約制度面や点検の技術開発分野等においても、メンテナンスサイクルの構築により得られた情報・知見を活用して、制度の導入・改正、技術開発、研究開発等を推進し、より効率的な管理を目指す

〔事例1〕 制度の導入・改正

- 舗装の長寿命化に資する入札契約制度や占有物件の路面復旧工事等への指導など
(また、これらを通じて官民連携による技術開発につなげる)
- 道路の老朽化に著しい影響を与える過積載を防止するため、ITを活用しながら、取締りの実効性を高める取組など

〔WIM(自動重量計測装置)の概要〕



〔事例2〕 点検の技術開発

〔路面性状〕

- 路面性状を簡易に安価で計測・分析・記録する技術
⇒ 一般車両にレーザスキャナ、カメラ等を取り付け、路面性状(ひび割れ、わだち掘れ、IRI)を計測

- スマートフォンにより路面性状を簡易に計測・分析・記録する技術

⇒ 加速度、GPS情報、動画などを計測することでIRIを把握



〔路盤等の健全性〕

- 路上規制を伴わずに、路盤等の健全性を把握する技術

⇒ 走行しながら規制無しで、舗装のたわみ量を計測する技術(MWD*)



※動的たわみ計測装置(MWD: Moving Wheel Deflectometer)

【参考】 管理者別の舗装管理状況

- 国内外ともに、「**ひび割れ**」、「**わだち掘れ**」を指標として取り入れている
- 海外では**国道レベル**においても**乗り心地(平坦性)**を考慮
- **高速道路**は、**走行性や快適性**を重視する必要があるため、**管理レベル(サービスレベル)**が高い

■ 舗装の評価指標に関する諸外国との比較

(表-2)

	日本		米国 (テキサス州)	米国 (ミンガン州)	英国	独国 (バイエルン州)
対象道路	・直轄国道	・高速道路(NEXCO)	・州間高速道路 ・州道	・州間高速道路 ・州道	・高速道路 ・幹線道路	・連邦高速 ・連邦道路
評価指標	・ひび割れ ・わだち掘れ	・ひび割れ ・わだち掘れ ・平坦性(IRI) ・すべり摩擦係数 ・段差	・損傷度合(目視) ・わだち掘れ ・平坦性 ・すべり抵抗 ・FWD	・損傷度合(目視) ・ひび割れ ・わだち掘れ ・平坦性 ・段差	・ひび割れ ・わだち掘れ ・平坦性 ・すべり抵抗	・ひび割れ ・わだち掘れ ・平坦性

■ 修繕の目安(打ち換えや切削オーバーレイ)

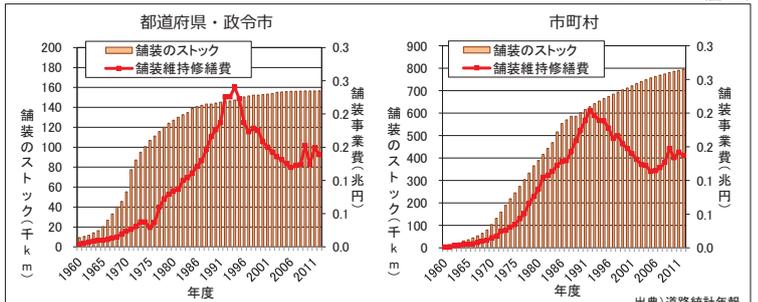
(表-3)

直轄国道*1	高速道路(NEXCO)*2	地方公共団体*3
<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ率(40%以上) ・わだち掘れ量(40mm以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ率(20%) ・わだち掘れ量(25mm) ・平坦性(IRI)(3.5mm/m) ・すべり摩擦係数(μ)((80)0.25) ・段差*4(20/30mm) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ率(40%以上:約8割 30%以上:約1割 20%以上:約1割) ・わだち掘れ量(40mm以上:約7割 30mm以上:約2割 20mm以上:約1割) <p>など</p>

*1: 国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案)
*2: 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)へのヒアリング結果
*3: 地方公共団体へのアンケート結果
*4: 橋梁の取り付け部/横断構造物の取り付け部

■ 地方公共団体の舗装ストックと舗装維持修繕予算の推移

(図-8)



※都道府県は一般国道(指定区間外)、主要地方道(含主要市道)、一般都道府県道の合計値
※市町村は市町村道の値

舗装点検要領の制定について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 舗装点検要領の構成

【 目 次 】

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1. 適用の範囲 | 6-2 損傷の進行が緩やかな道路等(分類C、D) |
| 2. 点検の目的 | (1)点検の方法 |
| 3. 用語の定義 | (2)健全性の診断 |
| 4. 道路の分類 | (3)措置 |
| 5. 点検等の基本的な考え方 | (4)記録 |
| 6. アスファルト舗装の点検 | 7. コンクリート舗装の点検 |
| 6-1 損傷の進行が早い道路等(分類A、B) | (1)点検の方法 |
| (1)点検の方法 | (2)健全性の診断 |
| (2)健全性の診断 | (3)措置 |
| (3)措置 | (4)記録 |
| (4)記録 | |

2. 点検要領のポイント① 舗装の修繕の効率的な実施を目的として規定

- 点検要領は、修繕の効率的な実施により、道路特性に応じた走行性、快適性の向上に資することを目的として規定

本要領の位置付け

本要領は、舗装の長寿命化・ライフサイクルコスト(LCC)の削減など効率的な修繕の実施にあたり、道路法施行令第35条の2第1項第二号の規定に基づいて行う点検に関する基本的な事項を示し、もって、道路特性に応じた走行性、快適性の向上に資することを目的としている。
 なお、本要領に記載された基本的な事項を踏まえ、独自に実施している道路管理者の既存の取組を妨げるものではない

1. 適用の範囲

本要領は、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路における車道上の舗装の点検に適用する。

※安全性に関連する突発的な損傷(ポットホール等)については、巡視等により発見次第対応すべき事象であり、長寿命化等を目的とした本点検要領とは性格が異なるため、本要領の対象外とする。

2. 点検の目的

本要領は、道路法施行令第35条の2第1項第二号の規定に基づいて行う点検としての車道上の舗装の点検に適用されるものである。よって、点検の目的は、舗装の修繕の効率的な実施に向け、舗装の現状について必要な情報を得ることにある。

2

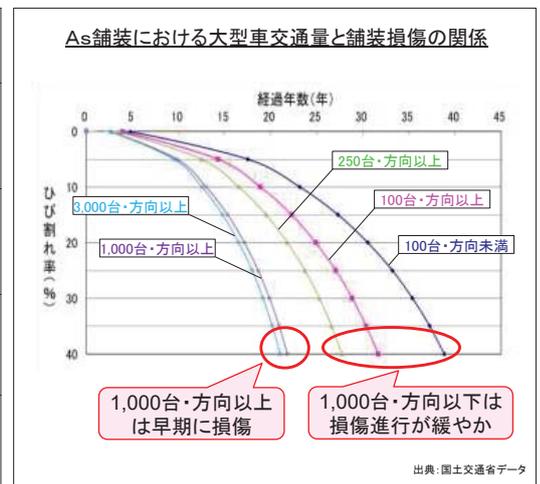
2. 点検要領のポイント② 損傷の進行速度や道路の特性に応じた分類

- 損傷に大きな影響を与える大型車交通量や求められるサービス水準など道路の特性に応じた点検方法を規定

3. 道路の分類

舗装の点検の実施にあたっては、管内の道路を分類A～Dに区分することとする。

大分類	小分類	分類	主な道路 (イメージ)
損傷の進行が早い 道路等(例えば大型車 交通量が多い道路)	高規格幹線道路等 (高速走行など求められる サービス水準が高い道路)	A	↑ 高速道路
		B	↑ 直轄国道
損傷の進行が緩やか な道路等(例えば大型 車交通量が少ない道路)	生活道路等(損傷の進行 が極めて遅く、占用工事等 の影響が無ければ長寿命)	C	↑ 政令市一般市道 ↑ 補助国道・県道
		D	↑ 市町村道



2. 点検要領のポイント③ 舗装種別毎の構造特性を考慮し点検の考え方を規定

- 点検の基本的な考え方として、アスファルト舗装とコンクリート舗装に大別し規定
- 点検等に関する技術開発を促し、積極的に採用することを記載

5. 点検等の基本的な考え方

(1)アスファルト舗装

- ・表層や基層の適時修繕による、路盤以下の層の保護等を通じた長寿命化を目的とした点検

(2)コンクリート舗装

- ・コンクリート舗装の高耐久性能をより長期間発現させるため、目地部や版のひび割れ等を重点的に点検

なお、点検関係の技術開発が多方面で進められており、開発動向の情報も収集し、本要領に基づく点検が合理化できる手法と判断される場合は積極的に採用するとよい。

※舗装の損傷箇所から路盤に雨水等が浸入することにより路盤の支持力が低下し、舗装構造全体が損傷。その場合、修繕より多くの費用等が必要。



2. 点検要領のポイント④ 【アスファルト舗装】 使用目標年数の設定を規定

■ 損傷の進行が早い道路等

- 表層等の適時修繕により路盤の損傷を防ぎ、効率的な修繕を行うことを規定
- 使用目標年数の設定を規定し、長寿命化を意識した管理に誘導
- 点検頻度を5年に1回程度以上の頻度を目安として実施することを規定
- 判定区分を3段階に分類することを参考提示

6. アスファルト舗装の点検

6-1 損傷の進行が早い道路等 (分類A、B)

(1) 点検の方法

・使用目標年数の設定

管内の修繕実績や大型車交通量区分等に応じ、道路管理者が使用目標年数を、適切に設定する。

・点検頻度

5年に1回程度以上の頻度を目安として、道路管理者が適切に設定する。

・点検手法

各道路の特性等を踏まえ、道路管理者が適切に管理基準を設定し、目視又は機器を用いた手法など適切な手法により舗装の状態を把握する。

※使用目標年数

劣化の進行速度にばらつきの大いアスファルト舗装において、表層の早期劣化区間の排除や、表層の供用年数と損傷レベルに応じた適切な措置の実施といったきめ細やかな管理を通じた長寿命化に向け、表層を使い続ける目標期間として設定する年数

2. 点検要領のポイント⑤【アスファルト舗装】表層の適時修繕等によりLCC縮減

(2) 健全性の診断

道路管理者が設定した管理基準に照らし、点検で得られた情報(ひび割れ率、わだち掘れ量、IRIなど)により、適切に診断を行う。

※判定区分を3段階に分類することを参考提示

区分		状態
I	健全	損傷レベル小:管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態である
II	表層機能保持段階	損傷レベル中:管理基準に照らし、劣化の程度が中程度である
III	修繕段階	損傷レベル大:管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態
	(III-1:表層等修繕)	表層の供用年数が使用目標年数を超える場合(路盤以下の層が健全であると想定される場合)
	(III-2:路盤打換等)	表層の供用年数が使用目標年数未満である場合(路盤以下の層が損傷していると想定される場合)

※管理基準の参考値を提示

- ・分類Aの道路:ひび割れ率(15%~20%)、わだち掘れ量(20mm~25mm)、IRI(3.5mm)
- ・分類Bの道路:ひび割れ率(20%~40%)、わだち掘れ量(20mm~40mm)、IRI(8mm)

(3) 措置

健全性の診断に基づき、舗装の修繕が効率的に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

※コンクリート舗装やコンポジット舗装への変更や、セメント安定処理による路盤の強化なども含めLCCの比較検討による適切な修繕設計に基づく措置を講ずる

(4) 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該舗装が供用されている期間は、これを保存する。

なお、分類Aの道路は、高速走行など求められるサービス水準等を考慮し、点検・診断・措置・記録の各段階において道路の特性に応じた手法を用いることができる。

6

2. 点検要領のポイント⑥【アスファルト舗装】点検計画を策定し計画的な点検

■ 損傷の進行が緩やかな道路等

- 点検計画を策定し、計画に基づき点検を実施することを規定
- 判定区分を3段階に分類することを参考提示

6. アスファルト舗装の点検

6-2 損傷の進行が緩やかな道路(分類C、D)

(1) 点検の方法

・点検計画の立案

道路の総延長を考慮し、更新時期や地域特性等に応じて道路管理者が適切に点検計画を策定。

・点検手法

各道路の特性等を踏まえ、道路管理者が適切に管理基準を設定し、目視又は機器を用いた手法など適切な手法により舗装の状態を把握する。

※点検計画立案の参考となるように、損傷の進行が緩やかな道路の劣化曲線を附録で提示

※点検間隔が長期となる場合の注意事項として、巡視等で得た情報により点検を補完することが望ましいことを記載

2. 点検要領のポイント⑦【アスファルト舗装】点検計画を策定し計画的な点検

(2) 健全性の診断

道路管理者が設定した管理基準に照らし、点検で得られた情報により、適切に診断する。

※判定区分を3段階に分類することを参考提示

区分		状態
I	健全	損傷レベル小:管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、健全な状態である
II	表層機能保持段階	損傷レベル中:管理基準に照らし、劣化の程度が中程度である
III	修繕段階	損傷レベル大:管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態

※管理基準の参考値を提示

- ・損傷の進行が緩やかな道路等:ひび割れ率(20%~40%)、わだち掘れ量(20mm~40mm)

(3) 措置

健全性の診断に基づき、舗装の修繕が効率的に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

(4) 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該舗装が供用されている期間は、これを保存する。

なお、分類Dの道路は、上記によらず巡視の機会を通じた路面の損傷の把握及び措置・記録による管理とすることができる。

8

2. 点検要領のポイント⑧【コンクリート舗装】構造上の弱点箇所を重点点検

■ 損傷の進行が早い道路等、損傷の進行が緩やかな道路等

- 構造上弱点となる目地部等の状態を重点的に確認することを規定
- 5年に1回程度以上の頻度を目安として実施することを規定(損傷の進行が早い道路等)
- 点検計画を策定し、計画に基づき点検を実施することを規定(損傷の進行が緩やかな道路等)
- 判定区分を3段階に分類することを参考提示

7. コンクリート舗装の点検

(1) 点検の方法

・点検頻度

損傷の進行が早い道路等は、5年に1回程度以上の頻度を目安として、道路管理者が適切に設定
損傷の進行が緩やかな道路等は、更新時期や地域特性等に応じて、道路管理者が適切に設定

・点検手法

目視又は機器を用いた手法など適切な手法により、目地部や版のひび割れの状態を把握する。

2. 点検要領のポイント⑨【コンクリート舗装】構造上の弱点箇所を重点点検

(2) 健全性の診断

点検で得られる情報により、適切に診断する。

※判定区分を3段階に分類することを参考提示

区分		状態
I	健全	損傷レベル小:目地部に目地材が充填されている状態を保持し、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まることがないと想定される状態であり、ひび割れも認められない状態
II	補修段階	損傷レベル中:目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まる恐れがあると想定される状態、目地部で角欠けが生じている状態
III	修繕段階	損傷レベル大:コンクリート版において、版中央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたっていて、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態である。または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態

(3) 措置

健全性の診断に基づき、舗装の修繕が効率的に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

(4) 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該舗装が供用している期間は、これを保存する。

分類Aの道路については、高速走行など求められるサービス水準等を考慮し、点検・診断・措置・記録の各段階において道路の特性に応じた手法を用いることができる。また、分類Dの道路は、上記によらず巡視の機会を通じた路面の損傷の把握及び措置・記録による管理とすることができる。

10

3. 点検要領で定める内容(まとめ)

■ アスファルト舗装

基本的事項	損傷の進行が早い道路 等		損傷の進行が緩やかな道路 等	
	分類B	分類A	分類C	分類D
	<ul style="list-style-type: none"> 大型車交通量が多い道路、舗装が早期劣化する道路 道路管理者が同様の管理とすべきと判断した道路 	<ul style="list-style-type: none"> 高速走行など求められるサービス水準が高い道路 	<ul style="list-style-type: none"> 大型車交通量が少ない道路、舗装の劣化が緩やかな道路 道路管理者が同様の管理とすべきと判断した道路 	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路等
点検頻度	<ul style="list-style-type: none"> 5年に1回程度以上の頻度を目安として、道路管理者が適切に設定 		<ul style="list-style-type: none"> 道路の総延長を考慮し、更新時期や地域特性等に応じて道路管理者が適切に点検計画を策定 (参考として、大型車交通量毎の劣化曲線を示す) (点検間隔を長期とする場合は、巡視等で得た情報による補充の必要性を記載) 	
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> 目視又は機器を用いた手法など適切な手法により、舗装の状態を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 高速走行など求められるサービス水準等を考慮し、点検・診断・措置・記録の各段階において道路の特性に応じた手法を用いることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視又は機器を用いた手法など適切な手法により舗装の状態を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 巡視の機会を通じた路面の損傷の把握及び措置・記録による管理とすることができる。
診断方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者が設定した管理基準に照らし、点検で得られた情報(ひび割れ率、わだち掘れ量、IRIなど)により、適切に診断 (参考として、損傷度合に応じた3段階の区分及び管理基準の事例を示す) 		<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者が設定した管理基準に照らし、点検で得られた情報により、適切に診断 (参考として、損傷度合に応じた3段階の区分及び、管理基準の事例を示す) 	
使用目標年数	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者が設定(年数は任意) 		-	

□ コンクリート舗装

基本的事項	損傷の進行が早い道路 等		損傷の進行が緩やかな道路 等	
	分類B	分類A	分類C	分類D
	<ul style="list-style-type: none"> 大型車交通量が多い道路、舗装が早期劣化する道路 道路管理者が同様の管理とすべきと判断した道路 	<ul style="list-style-type: none"> 高速走行など求められるサービス水準が高い道路 	<ul style="list-style-type: none"> 大型車交通量が少ない道路、舗装の劣化が緩やかな道路 道路管理者が同様の管理とすべきと判断した道路 	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路等
点検頻度	<ul style="list-style-type: none"> 5年に1回程度以上の頻度を目安として道路管理者が適切に設定 		<ul style="list-style-type: none"> 更新時期や地域特性等に応じて道路管理者が適切に設定 	
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> 目視又は機器を用いた手法など適切な手法により、目地部や版のひび割れの状態を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 高速走行など求められるサービス水準等を考慮し、点検・診断・措置・記録の各段階において道路の特性に応じた手法を用いることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視又は機器を用いた手法など適切な手法により、目地部や版のひび割れの状態を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 巡視の機会を通じた路面の損傷の把握及び措置・記録による管理とすることができる。
診断方法	<ul style="list-style-type: none"> 点検で得られた情報により、適切に診断 (参考として、損傷度合に応じた3段階の区分を示す) 		<ul style="list-style-type: none"> 点検で得られた情報により、適切に診断 (参考として、損傷度合に応じた3段階の区分を示す) 	
使用目標年数	-		-	

アスファルト舗装の損傷評価【ひび割れ】

判定区分	損傷イメージ
<p>○Ⅰ：健全(ひび割れ率0～20%程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れの発生が認められない:0%、 ・縦断方向に1本連続的に発生:概ね10% ・左右両輪の通過部で縦断方向に1本ずつ連続的に発生:概ね20% ・評価単位区間内で片側の車輪通過部で複数本又は亀甲状に発生:概ね20% 	
<p>○Ⅱ：表層機能保持段階(ひび割れ率20～40%程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れが左右両輪の通過部で発生し、かつ片側の車輪通過部ではひび割れが縦横に派生するなど複数本発生:概ね30% ・ひび割れが左右両輪の通過部で発生し、かつ片側の車輪通過部ではひび割れが亀甲状に発生:概ね40% 	
<p>○Ⅲ：修繕段階(ひび割れ率40%程度以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れが左右両輪の通過部でそれぞれ亀甲状に発生:概ね50%～60% ・ひび割れが車線内全面に渡り亀甲状に発生:概ね80～100% 	

12

アスファルト舗装の損傷評価【わだち掘れ】

判定区分	損傷イメージ
<p>○Ⅰ：健全(わだち掘れ量0～20mm程度)</p>	
<p>○Ⅱ：表層機能保持段階(わだち掘れ量20～40mm程度)</p>	
<p>○Ⅲ：修繕段階(わだち掘れ量40mm程度以上)</p>	

アスファルト舗装の損傷評価【IRI】

判定区分	損傷イメージ
<p>○Ⅰ：健全 (IRI=0~3mm/m程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設舗装と同等のレベル、路面の凹凸は目立たない 	
<p>○Ⅱ：表層機能保持段階 (IRI=3~8mm/m程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い舗装の場合で劣化がやや進行したような状態。高速で走行すると適度に車両が振動・うねりを感じるような路面。10mm前後の路面の凹凸(うねり)は存在しうる。：概ねIRI=4~5mm/m ・古い舗装の場合で劣化がかなり進行したような状態。高速で走行すると強く認識できる揺れを感じ、車両の損傷につながりかねないような路面。20mm前後の路面の凹凸が存在する。⇒概ね7~8mm/m 	
<p>○Ⅲ：修繕段階 (IRI=8mm/m程度以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な損傷が部分的に発生している状態。50~60km/hで強く認識できる揺れを感じ、車両の損傷につながりかねない。10mに1箇所程度路面のへこみが存在するような路面。：概ねIRI=9~10mm/m ・明確な損傷が連続的に発生している状態。常に振動を感じるレベル。50km/hでは走行できない。多くのポットホールが存在する路面と同等。：概ねIRI=11~12mm/m 	

14

コンクリート舗装の損傷評価

判定区分	損傷イメージ
<p>○Ⅰ：健全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目地部で目地材がしっかり充填されている状態 ・目地部で段差、角欠けが確認されない状態 ・版自体にひび割れが発生していない状態 ・連続鉄筋コンクリート舗装で右の写真のように30~50cm程度の間隔で入る横断ひび割れは設計上見込まれたひび割れであり、健全 	
<p>○Ⅱ：補修段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の侵入や目地部への土砂詰まりを許すと想定される状態 ・目地部で角欠けや段差が生じている状態 	
<p>○Ⅲ：修繕段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・版中央付近又はその前後に中心に横断ひび割れが全幅員にわたって、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態 ・目地部に段差が生じたり、版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態 	

145

15

「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」発刊報告

1. 発刊について

- ・発刊日：令和3年3月31日
- ・定 価：3,000円＋税
- ・初期印刷部数：1,000部
- ・販売部数：1,000部（令和3年6月時点、販売先：丸善出版）
- ・情報提供：①広告リーフレットを協会会員ほか2,000団体に配布（資料3-2）
 - ②雑誌「道路」令和3年5月号に掲載（資料3-3）
 - ③雑誌「舗装」「アスファルト」「土木技術資料」広告掲載済み
 - ④雑誌「道路建設」広告掲載準備中
- ・文 量：85ページ
- ・書籍紹介：

本書においては、舗装関係者が制度を工事に適用したり、適用後にフォローアップをしたり、制度運用を改善したりする際の技術的な支援となることを意図した解説をしております。また本書は、舗装に係る技術基準類の体系において、「舗装の構造に関する技術基準」および（公社）日本道路協会の関連図書をふまえ、舗装工事に関して供用後の長期的な性能確保に関する検討や長期保証制度の運用の際の技術的な参考図書として位置づけられます。

現行の長期保証制度は、原則として新設工事のみに適用されていますが、修繕工事についても供用している舗装および路床以下の情報を十分に把握可能であれば適用も考えられ、平成30年度から一部地方整備局において試行が開始されています。

長期保証制度の運用にあたっては、損傷原因の解明、さらには舗装の長寿命化の意識を持って臨むことが大事です。本図書がその意識醸成の一助となり、ゆくゆくは我が国の舗装の長寿命化へ貢献することを期待します。

2. 講習会対応について

- ・新型コロナ禍の現況に鑑み、WEB講習方式で録画準備中

以上

「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」について



桑原 正明

KUWABARA Masaaki

舗装委員会舗装マネジメント小委員会幹事長、
国土交通省国土技術政策総合研究所
道路構造物研究部道路基盤研究室主任研究官

はじめに

通常の道路工事においては、完成時に品質検査を行うことにより、供用後しばらくの間においても一定以上の品質を確保できることを確認しています。ただ、道路施設は長期間供用されるものであり、完成時における品質のみ確認すれば長期間の供用中の品質まで保証できる、とは限りません。

そこで直轄国道における舗装工事においては、供用数年後の品質保証を受注者が付す仕組み、すなわち舗装の長期保証制度が、平成 21 年度から導入されてきたところ です。

長期保証制度の概念を図-1 にお示しします。工事完成一定期間後の劣化度合が一定の値（性能指標値）以下であるかどうかを確認することにより、目標とする年数まで供用が可能かどうかの見極めがより確実となります。

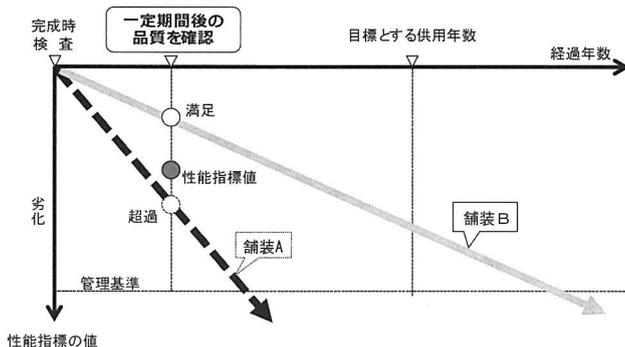


図-1 長期保証制度の概念図

この制度が工事に適切に適用されることにより、将来にわたる品質確保、すなわち舗装の長寿命化が期待されます。

そこで、長期保証制度の考え方について、舗装関係者（道路管理者、舗装施工業者等）へ向け、理解を深めていただき適切な普及を図ることを目的とした技術図書として、（公社）日本道路協会は、「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」（以下、本書）を発刊しました（図-2）。

なお本書においては、舗装関係者が制度を工事に適用したり、適用後にフォローアップをしたり、制度運用を改善したりする際の技術的な支援となることを意図した解説をしています。

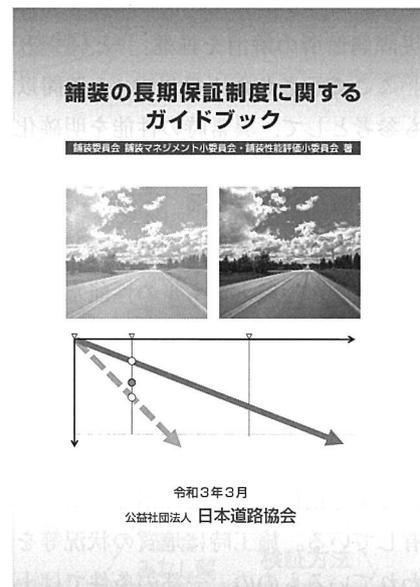


図-2 新しく発刊された「舗装の長期保証制度に関するガイドブック」

1. 本書の位置づけ

本書は、舗装に係る技術基準類の体系において、図-3 のとおり、「舗装の構造に関する技術基準」および（公社）

日本道路協会の関連図書をふまえ、舗装工事に関して供用後の長期的な性能確保に関する検討や長期保証制度の運用の際の技術的な参考図書として位置づけられます。

現行の長期保証制度は、原則として新設工事のみに適用されていますが、修繕工事についても供用している舗装および路床以下の情報を十分に把握可能であれば適用も考えられ、平成30年度から一部地方整備局において試行が開始されています。

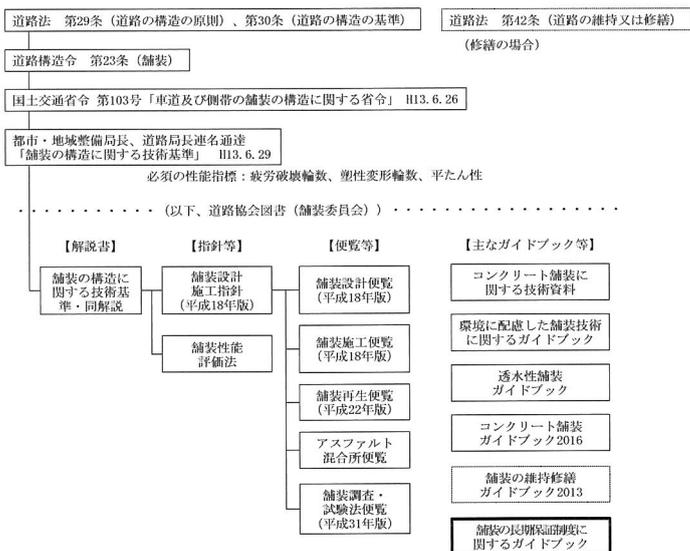


図-3 本書の位置づけ

2. 本書の概要

(1) 全体概要

本書の全体構成(図-4)としては、まず舗装の長期保証制度について制定経緯や制度の目的、制度適用の効果について概説がなされたうえで、現行制度の運用の留意点等について時間軸に沿って説明を行っています。さらには、制度運用後の継続的に取り組むべき事項についても述べています。



図-4 本書の全体説明

(2) 制度の運用(第3～6章)

現行の長期保証制度においては、まずは道路管理者が、当該道路の管理ニーズ等をふまえ、制度適用区間、保証期間、性能指標項目、性能指標値を設定します。入札/契約の後、測定/評価方法、性能を満足しない場合の対応事項等を受発注者間で取り決めたいうで、施工がなされます。完工後は、取り決めた事項に従い、測定等の各種の措置が行われます。この一連の流れにおける留意事項については、本書において詳細に記載していますので、ご覧いただければと思います。

(3) 長期保証制度の継続的改善の取り組み(第7章)

現状、制度が適用された工事に関わる当事者は、まずは制度を順守し契約を滞りなく完遂させることのみを考えていることも多いようです。また、保証内容を満足することが目的化し、それを確実に実現するために、受注者が、発注仕様を超過する高性能な材料や工法を用いてしまうこともあるようです。

制度の本来の趣旨は、受注者と発注者が共に舗装の長期的な性能確保を意識し、課題と解決策を探りながらその実現を目指すことにあります。保証値を超過することは、瑕疵^{かし}などとは概念が全く異なるものであって、保証金は罰金ではなく、回復措置は修補とは異なるものです。

保証値を超過した際に、その原因を科学的につきとめ、適切な措置を講じることが重要です。その措置の実施、および措置検討等による知見の蓄積が、舗装技術の向上や、舗装の長寿命化をもたらすと考えられます。

さらに道路管理者は、制度運用の結果および過程を検証し、目的(管理道路における舗装の長寿命化)に対して有効に運用されていなかったのであれば、制度運用の仕組みを改善する必要があります。具体の改善事例および留意点については、本書第7章に詳細に記載していますので、ご覧いただければと思います。

おわりに

長期保証制度の運用にあたっては、損傷原因の解明、さらには舗装の長寿命化の意識を持って臨むことが大事です。本書がその意識醸成の一助となり、ゆくゆくは我が国の舗装の長寿命化へ貢献することを期待します。

道路関係者必携

舗装の長期保証制度に関するガイドブック

A4判 85頁
定価 3,300円
(本体3,000円+税10%)

ISBN 978-4-88950-338-8 C2051

令和3年4月
発売

本書の概要

通常の道路工事においては、完成時の検査をもって供用後の品質も確保されると想定しておりますが、アスファルト舗装工事の表層においては、完成時の検査に合格してもその後の長期性能にばらつきがみられます。

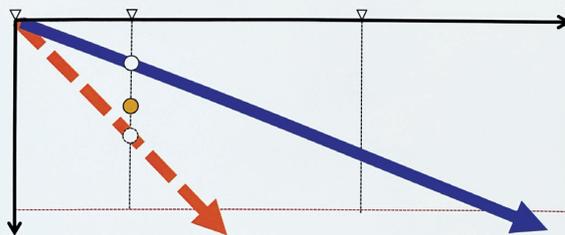
そこで直轄国道における舗装工事においては、供用数年後の品質を保証する仕組み、すなわち舗装の長期保証制度が、平成21年度から導入されてきたところです。この制度では、工事完成一定期間後の劣化度合が一定の値(性能指標値)以下であるかどうかを確認することになっていますが、これにより目標とする年数まで供用が可能かどうかの見極めがより確実となります。

このたび、長期保証制度の一連の考え方について、舗装関係者(道路管理者、舗装施工業者等)へ向け、理解を深めていただき適切な普及を図ることを目的とした技術図書として、(公社)日本道路協会は、本書を発刊しました。

本書により、長期保証制度の考え方について、舗装関係者が理解を深めていただくことにより、舗装工事の将来にわたる品質確保、さらには舗装に係る技術向上、舗装の長寿命化がより一層進むことを期待しております。

舗装の長期保証制度に関するガイドブック

舗装委員会 舗装マネジメント小委員会・舗装性能評価小委員会 著



令和3年3月

公益社団法人 日本道路協会

注文書



丸善出版行き

FAX **03-3512-3270**

舗装の長期保証制度に関するガイドブック

A4判 85頁 定価 3,300円 (本体3,000円+税10%)
ISBN 978-4-88950-338-8 C2051

注文書	
冊	お名前
〒	ご住所
TEL	備考欄

※ご購入に際しましては全国各地の書店でお申し込み可能です。
※丸善出版(株)からご購入の場合、別途送料(本体800円)を頂戴いたします。

目次

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 第1章 総説 | 第6章 保証期間内および満了時の対応 |
| 第2章 長期保証制度の概要 | 第7章 長期保証の継続的改善の取り組み |
| 第3章 目標性能の設定 | 付録1 「道路舗装の長期保証」 実施要領(案) |
| 第4章 測定と評価 | 付録2 「道路舗装の長期保証」 特記仕様書作成例(案) |
| 第5章 契約および施工時の対応 | |

発行 公益社団法人 日本道路協会

〒100-8955 東京都千代田区霞が関3-3-1
TEL 03-3581-2211 FAX 03-3581-2232

発売 丸善出版株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17 神田神保町ビル
TEL 03-3512-3256 FAX 03-3512-3270

事務連絡
令和3年3月31日

北海道開発局 地域事業管理官 様
各地方整備局 地域道路課長 様
沖縄総合事務局 道路建設課長 様

道路局国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

道路メンテナンス事業補助制度における優先支援の実施について

今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において下記の通り優先支援を実施することとする。

各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局においては、貴管内の都道府県及び政令指定市、市区町村に対しても周知されるようお願いいたします。

記

■ 道路メンテナンス事業補助制度における優先支援の実施について

新技術等の活用とより実効性ある長寿命化修繕計画の策定を促進するため、以下に該当する事業に対しては道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施するため、積極的な活用や検討を図られたい。

- (1) コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- (2) 長寿命化修繕計画において「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する短期的な数値目標を策定した自治体の事業

なお、(2)における短期的な数値目標は具体的な取り組み内容や期間、目標数値が記載されるよう、下記や別紙などを参考に検討を図られたい。

(集約化・撤去)

- ・令和〇年度までに、管理する〇〇橋のうち約半数程度について、施設の撤去に伴う迂回路整備や、機能縮小、複数施設の集約化などの検討を、社会経済情勢や施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用等を考慮し実施することを目標とする。

(新技術等の活用)

- ・ 令和〇年度までに、管理する〇〇橋全てについて、修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、約〇割程度の橋梁で費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

(費用縮減)

- ・ 令和〇年度までに、管理する〇〇橋のうち、橋長が短く構造が単純な〇〇橋については直営点検を実施し、1巡目点検において従来技術を使用した〇〇橋に対しては新技術等を活用した点検を実施することで、費用を約〇割程度縮減することを目標とする。

以上

「集約化・撤去」に関する短期的な数値目標の記載例

(2) 対策内容

平成 26 年度から令和元年度までの点検結果に対する主な対策として、対策区分Ⅲの橋梁について以下の対策を行いました。

◆ 鋼桁再塗装



◆ コンクリート床版 断面修復



◆ コンクリート床版橋 断面修復



◆ ボックスカルバート 断面補修



(3) 集約化・撤去

迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、令和 5 年度までに 2 橋程度の集約化・撤去を検討します。

「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標の記載例

4.5 今後の取組

(1) 維持管理の更なる高度化，効率化

予測保全^{*}の導入に向けて，維持管理の高度化，効率化を図ることとし，AI/IoT等のデジタル技術等の導入を進めます。

- ドローンや3次元データを活用した施設点検等の効率化
- 床版点検車を活用した非破壊検査による点検の高度化
- センシング技術等による劣化状態の把握や劣化予測技術の構築

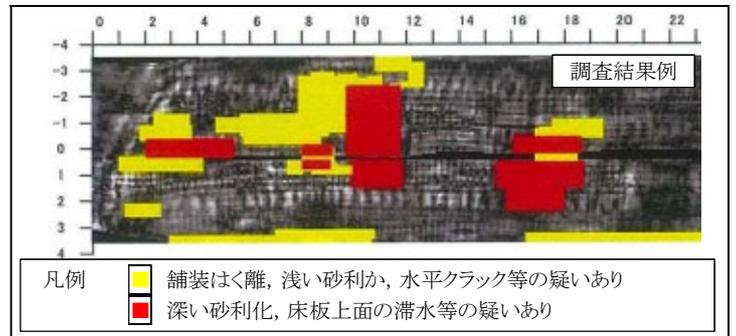
※：これまでの予防保全型や事後保全型の維持管理について，センサーデータ等の蓄積・分析によりインフラの劣化予測精度を向上させ，最適な時期に最適な工法で補修していく考え方

【新技術等の活用の令和3年度から令和7年度までの短期的な数値目標】

管理する4,222橋のうち，約1割の橋梁で新技術の活用を目指します。



図II-9 ドローンによる点検状況



図II-10 床版点検車とその解析画像

6. 橋梁長寿命化修繕計画による効果

計画的に予防的な補修を行うことで維持管理費用が縮減できます。今後 60 年間の橋梁維持管理費用を、事後保全と予防保全で試算し、比較した結果、約 4 割のコスト縮減が見込まれ、橋梁の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコスト(LCC)が縮減できます。

また、年度毎の維持管理費用を平準化させることで、財政に集中的な負担をかけません。

(図 6-1)

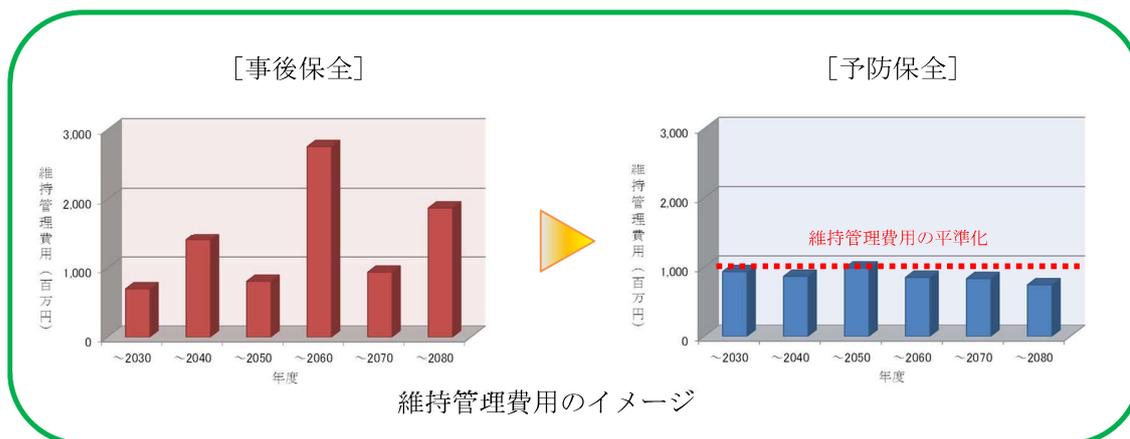


図 6-1 コスト縮減効果グラフ

7. 新技術の活用

2 巡目の定期点検からすべての橋梁で新技術の活用を検討する。

特に 1 巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁(管理橋梁の約 2 割)については、新技術の活用を重点的に検討し、令和 7 年度までの 5 年間で約 2 百万円のコスト縮減を目指す。

修繕工事においても、すべての橋梁で設計段階から新技術の活用を含めた比較検討を行う。

特にコンクリート造の橋梁(管理橋梁の約 8 割)については、コスト縮減が図れる有効な新技術は積極的に採用する。

8. フォローアップ

定期点検により毎年新たに発見される変状に対しては、適宜見直し(フォローアップ)を行う。

事務連絡
令和3年4月12日

各地方整備局等 老朽化関係担当官 殿

総合政策局 公共事業企画調整課

「地方自治体に向けた維持管理への新技術導入の手引き（案）」について（周知及び依頼）

当課において、地方自治体における効率的かつ効果的なインフラメンテナンスの実現に向け、新技術の導入に関する課題の解決を目的に、有識者により構成される「インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会」を設置し、検討を行ってまいりました。

今般、別添のとおり、「インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）Ver0.1」を作成したのでお知らせするとともに貴局内各部への周知をお願いします。また、管内の都道府県への周知及び市区町村への周知依頼、並びに政令市への周知をお願いします。

なお、今後も手引きの記載内容等を改善する予定です。充実・追加した方がよい内容や改善した方がよい点等、お気づきの点がありましたら、検討の参考とさせていただくため、下記問い合わせ先までご連絡いただききますようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課

電話 03-5253-8111（代表）

松本（内 24543）matsumoto-k22ag@mlit.go.jp

萩野（内 24553）hagino-k22aa@mlit.go.jp

林田（内 24544）hayashida-t85aa@mlit.go.jp

自治体が管理する膨大なインフラ構造物の老朽化が進展

新技術の活用等により効率的・効果的なインフラの維持管理が必要

自治体の技術職員の減少や、技術力・情報不足により新技術活用が困難な場合がある

自治体における新技術活用を促進するため、モデル自治体による新技術の現場試行や、有識者の助言等を踏まえ「インフラ維持管理における新技術導入の手引き(案)」を作成

＜手引き(案)の要点＞

- 新技術に不慣れな自治体職員を対象に、新技術を導入するにあたり工夫・留意すべき事項をわかりやすい表現で記載
- 進め方の参考になる自治体の検討事例や、参照先・相談窓口を掲載
- 新技術導入のプロセスを5つのステップに整理(右図)
- 各ステップにおいて着眼点、注意点など図や事例を交えて記載

ステップ(1) 担当部署内での事前検討
✓ インフラ維持管理における課題の明確化 ✓ 新技術等に関する情報収集 ✓ 導入可否及び導入方法の判断
ステップ(2) 導入の意思決定及び予算確保に向けた調整
✓ 担当部署内外・首長との調整 ✓ 財務部局との調整
ステップ(3) 現場試行
方法① 共同開発 方法② 現場試行
ステップ(4) 本格導入
方法③ 業務委託 方法④ 機材のみを調達 (参考) 包括的管理委託
ステップ(5) 現場職員への説明会、評価、改善・改良
✓ 説明会 ✓ データ管理体制の構築 ✓ 導入後の評価 ✓ 改善・改良

○ インフラの点検・診断などの業務で、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合は、35%にとどまっております。より一層の導入促進が必要である。

■ 新技術の導入事例

電磁波レーダー搭載車を活用して
床版上面の調査を行う技術



158

ドローンを活用して砂防施設の
点検を行う技術



画像認識技術を活用して下水道管路の
欠陥を自動検出する技術

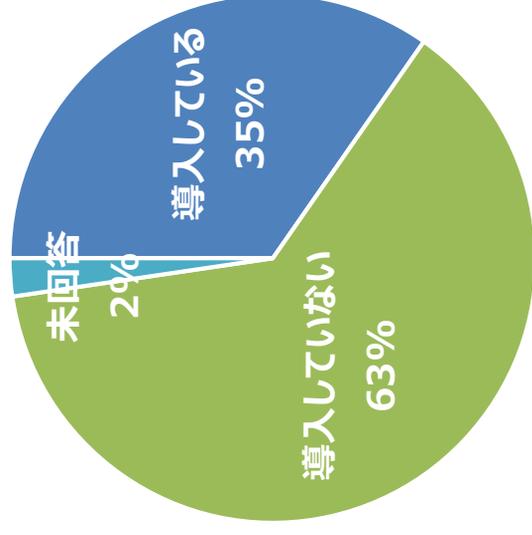


ROV※を用いて遠隔操作で
栈橋下面の目視調査を行う技術



※ROV: Remotely operated vehicle

■ インフラの点検・診断などの業務で、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合



- 国土交通省所管11分野※¹を対象に、インフラの点検・診断などの業務における施設管理者※²の新技術等の導入状況を調査した。
 - ※¹ 道路、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅
 - ※² 国土交通省、都道府県、政令市、その他市区町村
- 対象時期：平成26から30年度まで
- アンケートの回答率：国土交通省・都道府県・政令市100%、その他市区町村97%

○維持管理・更新等の効率化のため、コスト縮減効果や省力化が見込まれる新技術等の採用を予定している事業の優先採択や交付金の重点配分の対象とする仕組みを導入。

■補助・交付金事業における新技術導入の要件化・重点配分等
 R3年度から、**新技術の活用等を予算措置の要件化、重点配分の対象とする取組を実施**

■防災・減災、国土強靱化のための
 5か年加速化対策(R2.12.11閣議決定)

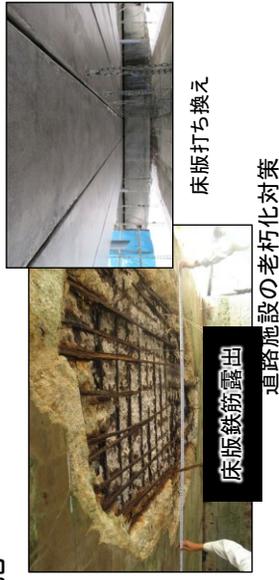
	事業名	開始時期	要件化・重点配分等
道路	道路メンテナンス 事業費補助	R3～	○※1
河川・ ダム	大規模更新 河川事業	R2～	○※2
	施設機能 向上事業	R3～	○※2
海岸	海岸堤防等 老朽化対策 緊急事業	R3～	○※1
港湾	港湾改修費補助	R3～	○※1
	港湾改修事業	R3～	○※1

※1 新技術活用の検討を要件化。新技術を活用する場合には、重点配分・優先的に支援
 ※2 新技術等の活用を要件化

予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた早期対応が必要な施設への集中的な老朽化対策を実施

【例：道路施設の老朽化対策】

定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁・トンネル・道路付属物・舗装等の対策を集中的に実施



地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置置率

現状：約34%（令和元年度） 中長期の目標：100%

本対策による達成年次の前倒し

令和43年度 → 令和35年度

(4) 最近の損傷事例 出水時に橋脚が沈下(黄瀬川大橋)

河川の出水時に橋脚が沈下・傾斜



静岡県
Shizuoka Prefecture

提供日 2024/7/5
タイトル 県道富士清水線 黄瀬川大橋の対応状況について
担当 交通基盤部道路局道路保全課
連絡先 防災安全班
電話番号 054-221-3024

県道富士清水線 黄瀬川大橋の対応状況について

黄瀬川大橋（県道富士清水線）については、4基ある橋脚の1基が沈下し橋桁も傾いたことから、全面通行止めとしています。

復旧に向けて、先ずは、**河川の沈れを照査する可能性のある橋桁の撤去を優先する方針で、関係者と協議を進めています。**

なお、通行止めとしていた黄瀬川橋（県道沼津三島線）は、7月4日14時に解除しました。

引き続き、本格的な復旧に向けて、既に着手した現地調査結果を基礎データとして、工法の検討を進めていきます。



位置図(通行止め箇所・う回路) 出典:静岡県HPより



状況写真(令和3年7月3日) 出典:静岡県HPより

令和3年7月3日撮影

出典:静岡県資料